

令和2年度第1回子ども・子育て会議 次第

【書面会議】

1 委嘱状交付

2 議 事

(1) 上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の令和元年度進捗状況について …資料1

(2) 上越市第2期子どもの権利基本計画事業の令和元年度進捗状況について …資料2

3 その他

上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表(令和元年度実績)

資料 1

基本 目標	主要 施策	事業 区分	No.	取 組	事業概要	目 的	地域 子ども・子 育て支援 事業	第6次 総合 計画 におけ る重点 事業	R1年度における目標		R1年度			これまでの取組と成果の総括 (H27～R1)	担当課		
									(何を、どのような状態 又は数値にしたいか)	目標の評価方法 (何を、どのように 評価するか)	目標達成に向けた実施内容 (何を、どうするか)	実績 【実績値】	達成 状況 (目標 に対する 到達度)			評価・分析等	
1 生みやすく、育てやすいまちづくり																	
1 母子保健の充実																	
			1	妊婦一般健康 診査	妊婦一般健康診査費用14回 分を公費負担にすることにより、 積極的な受診を勧奨し、安心して 妊娠・出産を迎えられるよう支 援する。	妊婦一般健康診査費用を公費 負担することにより、積極的 な受診を勧奨し、安心して妊 娠・出産を迎えられるよう支 援する。	○		すべての妊婦が妊娠中に必要な 健診を受診し、安心して妊娠期を 過ごし出産を迎えることができ る。 【妊娠15週までの届出率】 100%	妊婦届出状況	・妊婦一般健康診査費用14 回分を公費負担することで、 積極的な受診を勧奨し、安 心して妊娠・出産を迎えられ るよう支援する。 ・検査項目の拡充を継続し、 妊婦の健康管理の充実を図 る。	・妊婦一般健康診査費用14回分を公費負 担することによって、積極的な受診を勧奨 し、安心して妊娠・出産を迎えられるよう支 援した。 H28年度から検査項目を拡充し、継続実施 できており、妊婦の健康管理の充実を図つ た。 【妊娠15週までの届出率】 98.8%	○	・妊娠に気が付かなかつたな ど、妊娠15週以降に届出をされ た妊婦に対しては、理由等を確 認し、必要に応じて、妊娠中か ら適切な支援につなげることが できた。 ・医療機関との連携や他事業を 通じての周知を継続し、速やか な妊婦届出を促していく。	・妊婦一般健康診査費用14回分を公費負 担することによって、積極的な受 診を促し、安心して妊娠・出産を迎え ることができるよう支援した。また、 H28年度から検査項目を拡充し、妊 婦の健康管理の充実を図った。 今後も引き続き、速やかな妊婦届出 を促し、安心して妊娠・出産を迎えら れるよう支援を行っていく。	健康づくり 推進課	
			2	妊産婦新生児 訪問指導事 業、 こんにちは赤 ちゃん事業	生後4か月までの乳児のいる 全ての家庭等を訪問し、子育 て支援や発育発達・栄養に 関する情報提供や養育環 境等の把握、必要な保健指 導を行う。	母子保健法の規定に基づ き、保健指導を受けることが 必要な妊産婦等の家庭を訪 問し、妊娠・出産・育児等に 必要な指導を行うことによ り、正常な妊娠・出産または 育児の確保に努め、もって母 子の健康の保持及び増進を 図る。	○	○	乳児のいる家庭を訪問し、子育て 支援や発育発達・栄養に関する 情報提供を行うことにより、安心 して育児を行うと共に母子の健康 の保持増進を図ることができる。 【出生児の訪問率】 全数訪問を目指す。未訪問者 に対して健康診査やその後の訪問 等により支援する。	・妊産婦新生児訪問指 導実施状況 ・こんにちは赤ちゃん訪 問実施状況	・生後4か月までの乳児のいる 家庭等を訪問し、子育て支 援に関する情報提供や発育 発達・栄養など必要な保健 指導を行う。	・生後4か月までの乳児のいる家庭等を訪 問し、養育環境等を把握するとともに、子育 て支援に関する情報提供や発育発達・栄養 についてなど必要な保健指導を行った。 【出生児の訪問率】 99.2%	○	・長期間の里帰りや入院等で訪 問できない家庭以外は、助産 師・保健師による訪問を実施 し、必要な保健指導を行うこ とができた。 ・4か月までに訪問できなかった 家庭には、3か月児健診や電話 等で支援を行った。	・生後4か月までの乳児のいる家庭 等を訪問し、助産師や保健師、相談 員が養育環境の把握をするとも に、子育てに関する情報提供や発育 発達に関する保健指導を行ってき た。長期の里帰りや入院等で4か 月までに訪問できない家庭はあるが、 その後の3か月児健診や電話等で支 援を行っている。今後も全数訪問が 実施できるよう継続的に支援を行っ ていく。	健康づくり 推進課	
			3	乳幼児健診事 業	適切な時期に乳幼児健診を 実施することにより、乳幼児 の健やかな成長発達を目指 し、疾病、異常の早期発見や 育児支援を行う。	上越市健康増進計画の生涯 を通じた健康づくりの推進に ついての取組に基づき、保 護者が子どもの成長発達に 関する学習ができる場を提 供し、自ら子どもの育ちを確 認できるよう、適切な時期に 健康診査を実施し、疾病・異 常の早期発見に努めるとも に、発育発達に応じて支援 する。			乳幼児健診の受診により、疾病・ 異常の早期発見に努めると共 に、保護者自身が子どもの発育 発達を確認することができる。 【乳幼児健診の受診率】 98%以上を維持する。	乳幼児健診受診率(3 か月、6か月、9か月、1 歳6か月、3歳)	・適切な時期に乳幼児健診 を実施することにより、乳幼 児の健やかな成長発達を めざし、疾病や異常の早期 発見や育児支援を行う。 ・受診率の維持、向上のた めの受診勧奨に努める。特 に未受診者に対する受診勧 奨を強化する。	○	・適切な時期に乳幼児健診を実施するこ とにより、乳幼児の健やかな成長発達を 目指し、疾病や異常の早期発見や育児 支援を行った。 【乳幼児健診の受診率】 98.1%	○	・未受診者に対する受診勧奨を 行うことにより、目標を達成 した。引き続き、未受診者 に対しては、電話や訪問等 により繰り返し受診勧奨を行 っていき、受診率は維持でき ている。	健康づくり 推進課	
			4	予防接種事業	予防接種の実施により、感 染のおそれのある疾病を予 防し、公衆衛生の向上及び 増進を図るとともに、乳幼 児、児童・生徒の感染症の予 防を図る。	予防接種を実施し、感染の 恐れがある疾病の発生の蔓 延を防ぎ、公衆衛生の向上 を図る。			感染のおそれのある疾病を予防 し、公衆衛生の向上及び増進を 図るとともに、乳幼児、児童・生 徒の感染症の予防を図る。 【接種率】 90%	公費対象の被接種者 数実績	乳幼児の予防接種につい て、接種率向上のため、引き 続き広報やホームページ掲 載、個別通知、電子母子手 帳アプリによるプッシュ通知、 乳幼児健診時の指導等によ る接種勧奨に努める。	○	・目標接種率の90%を上回るこ とができた。 ※ヒブ、小児用肺炎球菌、四種混合、 BCG、麻しん風しん、水痘、B型肝炎の平均 接種率	・感染のおそれのある疾病を予防し、 公衆衛生の向上及び増進を図ると ともに、乳幼児、児童・生徒の感染症の 予防につながっている。 今後も引き続き、適切な時期に接種 ができるよう受診勧奨を行っていき	健康づくり 推進課		
			5	フッ化物塗布事 業	幼児期における歯質の向上 とう蝕予防を徹底し、幼児の 健康な成長を図るため、フッ 化物塗布を実施する。	歯や口腔の健康状態を保 ち、幼児の健康の保持増進 を図る。			幼児期における歯質の向上と、う 蝕予防の徹底により、幼児の健 康の保持増進を図ることができ る。 【フッ化物塗布の実施率】 80%	歯科健診受診者に対 するフッ化物塗布実施 率(1歳6か月児、2歳 児、3歳児)	・幼児の健康な成長を図るた め、フッ化物塗布(1歳6か 月児、2歳児、3歳児)を実施す る。	△	・幼児期における歯質の向上と、う蝕予 防を徹底し、幼児の健康な成長を 図るため、フッ化物塗布を実施した。 【フッ化物塗布の実施率】 73.3%	△	・歯科医院でのフッ化物塗布の 実施者が増えてきており、目標 を達成できなかった。引き続き 幼児期における歯質の向上と う蝕予防を徹底していく。	・幼児期における歯質の向上とう蝕 予防を徹底し、幼児の健康な成長を 図るため、フッ化物塗布を実施して きた。最近では、定期的に歯科 医院へ受診し、フッ化物塗布を行 っている家庭も増えてきており、 フッ化物塗布の実施率は目標を 達成できていないが、セルフケ アも含めて、歯質の向上とう蝕 予防につながっている。	健康づくり 推進課

上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表(令和元年度実績)

資料 1

基本 目標	主要 施策	事業 区分	No.	取 組	事業概要	目 的	地域 子ども・子 育て 支援 事業	第6次 総合 計画 におけ る重点 事業	R1年度における目標			R1年度			これまでの取組と成果の総括 (H27～R1)	担当課
									(何を、どのような状態 又は数値にしたいか)	目標の評価方法 (何を、どのように 評価するか)	目標達成に向けた実施内容 (何を、どうするか)	実績 【実績値】	達成 状況 (目標 に對す る到達 度)	評価・分析等		
			6	フッ化物洗口事業(保育園)	幼児期における歯質の向上とう蝕予防を徹底し、幼児の健康な成長を図るため、保育園においてフッ化物洗口を実施する。	幼児期における歯質の向上とう蝕予防を徹底し、保育園でのフッ化物洗口の実施率の向上を図る。			幼児期における歯質の向上と、う蝕予防を徹底し、保育園でのフッ化物洗口の実施率が向上されている状態。 【フッ化物洗口の実施率】 (フッ化物洗口を実施している園児の割合) 95%	フッ化物洗口の実施率	・歯科衛生士によるむし歯予防教室やおたより等を通して、フッ化物洗口に対する保護者の理解を深めていく。 ・未実施の園に対し、フッ化物洗口に関する理解が得られるよう、引き続き園長会議等で実施を働きかける。 ・31年度に新たにフッ化物洗口を実施予定の1園に対し、運営費補助や技術的支援を行う。	【フッ化物洗口の実施率】 97.9% (2056/2098人) 公立100% (39/39園) 私立70.0% (15/21園) ・今年度新規実施園(1園)に対して技術的支援を行った。 ・8月の私立保育園・認定こども園の園長会議において、フッ化物洗口実施への働きかけを行った。 ・保護者に対して、むし歯予防教室やおたより等でフッ化物洗口の安全性、必要性について周知した。	○	・むし歯予防教室やおたより等でフッ化物洗口に対する保護者の理解を深めることができた。	・27年度から私立保育園・認定こども園へのフッ化物洗口の実施を働きかけ、新たに6園がフッ化物洗口を開始しており、現在では、公立保育園は100%、私立保育園・認定こども園で70%実施し年々増加している。しかし、市内すべての保育園・認定こども園での実施とはなっておらず、今後も働きかけていく。 ・フッ化物洗口をしている園児は、障害等でぶくぶくができない子以外はほぼ全員が実施しており、実施率は、95%以上であった。	保育園
			6	フッ化物洗口事業(幼稚園)	幼児期における歯質の向上とう蝕予防を徹底し、幼児の健康な成長を図るため、幼稚園においてフッ化物洗口を実施する。	幼児期における歯質の向上とう蝕予防を徹底し、幼児の健康な成長を図る。			希望する幼児全員。 【フッ化物洗口の実施率】 95%	フッ化物洗口を希望する幼児の割合が前年度を上回る。	・歯科衛生士による親子ブラッシング教室や、養護教諭による歯科保健指導等を通して、フッ化物洗口に対する保護者の理解を深めていく。	・親子ブラッシング教室や、養護教諭による歯科保健指導、おたより等でフッ化物洗口の安全性、必要性について周知した。 【フッ化物洗口の実施率】 88.6%(31/35人)	△	・むし歯予防教室やおたより等でフッ化物洗口に対する保護者の理解を深めていくよう努めた。今後も引き続き取組を継続する。	・親子ブラッシング教室や、歯科保健指導、おたより等でフッ化物洗口の安全性や必要性について周知した。 ・今後も引き続き保護者への働きかけに努め、フッ化物洗口に対する理解を深めていく。	学校教育課
			7	ブラッシング指導会	幼児期において歯の健康に興味関心を持たせ、う蝕予防を図るため、歯科衛生士より親子に対するブラッシング指導会を実施する。	歯科衛生士によるブラッシング指導を通して、幼児や保護者に歯の健康に興味関心を持たせ、う蝕予防を図る。			幼稚園に在園している5歳児幼児とその保護者全員が歯科衛生士によるブラッシング指導を受けている。	ブラッシング教室への参加状況	・歯科衛生士による5歳児のすべての親子を対象にしたブラッシング教室を実施し、歯みがきの大切さについて、保護者・幼児の意識の向上を図る。	・歯科衛生士による5歳児のすべての親子を対象にしたブラッシング教室を実施した。	○	・引き続き、歯科衛生士によるブラッシング指導を継続する。	・歯科衛生士による5歳児すべての親子を対象にしたブラッシング教室を実施し、歯の健康について興味関心がもてるよう努めた。	学校教育課
			追	8	むし歯予防教室	保育園児とその保護者を対象に、歯科衛生士を講師として、虫歯予防の知識啓発及びブラッシング指導等を、各園年1回実施する。	むし歯の予防及び早期治療の必要性・大切さを保護者や園児が認識し、実行していくための意識の向上を目指す。		むし歯予防への関心を維持するために、教室の継続実施ができている状態。 【むし歯予防教室の実施率】 100%を維持する。	むし歯予防教室の実施率	・歯科衛生士による4歳児の親子を対象にしたむし歯予防教室をすべての対象園(60園)で実施する。	・全ての園において、歯科衛生士による4歳児(概ね)の親子を対象に、むし歯予防教室を実施した。 公立100%(39/39園) 私立100%(21/21園)	○	・実施園が100%となり、関心が高まっている。 ・引き続き、歯科衛生士によるむし歯予防教室を継続する。	・すべての園で実施しているが、より効果的にするために、講義内容を講師と打ち合わせ、R1年度からフロア指導を導入し、より充実した内容を心がけてきた。 ・出席率は8割以上を維持し、保護者の関心も高まっている。	保育園
			9	休日・夜間診療所	休日や夜間における急な発熱やケガなど比較的軽い症状に対する応急医療を行う。	病院等の診療時間外における一次救急医療機関として市民の受診機会を確保し、地域における救急医療体制の充実を図る。			年間を通じて病院等の診療時間外における第一次救急医療体制の確保が図られている状態。 【開設日数】 365日	・休日・夜間診療所運営委員会での検証 ・年間の開設状況	・年間を通じて休日・夜間診療所を平日夜間及び休日等に開設し、救急医療体制の構築に向けて軽症患者に対する初期救急医療を提供する。	・年間を通じて休日・夜間診療所を開設し、病院等やかかりつけ医等が診療時間外における第一次救急医療体制を確保した。 ・休日・夜間診療所運営委員会を開設し、診療所の運営に関する協議を行った。(2回) 【開設日数】 366日	○	・休日・夜間診療所を開設し、病院等やかかりつけ医等が診療時間外における第一次救急医療体制の構築に向けて軽症患者に対する初期救急医療を提供することができた。 ・来年度も引き続き、年間を通じた夜間・休日における救急医療体制を確保する。	・年間を通じて休日・夜間診療所を平日夜間及び休日等に開設し、救急医療体制の構築に向けて軽症患者に対する初期救急医療を提供することができた。 【開設日数】 ・H27:366日 ・H28:365日 ・H29:365日 ・H30:365日 ・R1:366日	地域医療推進室
			追	10	電子母子手帳	妊娠中または子育て中の方へ、予防接種や各種健診の日程など、妊娠・出産・育児に必要な情報を、スマートフォンなどのモバイル端末へ提供する「電子母子手帳」のサービスを開始する。	妊娠・出産・育児に関する情報をモバイル提供することを可能にし、母子の健康保持ならびに子育てに関する支援環境の充実を図る。		妊娠届出時をはじめ各種母子保健事業において周知し、妊娠届出者全員がサービスを利用している状態。 【妊娠届出時における周知】 100%	妊娠届出時における事業周知状況	・妊娠届出をはじめとする各種母子保健事業においてアプリの周知を行うとともに、市ホームページや広報上越での周知を継続する。	・母子健康手帳交付時の資料にアプリの説明やQRコードを入れて、全員に配布し周知を行った。あわせて、各種母子保健事業や子育てinfo等において周知を行うとともに、令和元年度版母子健康手帳及び父子手帳にQRコードを印刷し、アプリの利用を促した。 【妊娠届出時における周知】 100% 【ダウンロード数】 5,291件	○	・関係課との内容更新に関する検討を行い、内容の充実を図る。	・母子健康手帳や父子手帳、子育てinfoにQRコードを印刷し、アプリの周知を行った。また、各種母子保健事業において、アプリの説明を行い、利用を促した。 令和元年度はスマートフォンのOSのバージョンアップにより、アプリの障害が発生し、利用できない期間があった。今後は委託業者と連携し、障害発生時、速やかに対応し、情報提供を行っていく。	健康づくり推進課

上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表(令和元年度実績)

資料 1

基本 目標	主要 施策	事業 区分	No.	取 組	事業概要	目 的	地域 子ども・子 育て 支援 事業	第6次 総合 計画 にお ける 重点 事業	R1年度における目標		R1年度			これまでの取組と成果の総括 (H27～R1)	担当課	
									(何を、どのような状態 又は数値にしたいか)	目標の評価方法 (何を、どのように 評価するか)	目標達成に向けた実施内容 (何を、どうするか)	実績 【実績値】	達成 状況 (目標 に 対 す る 到 達 度)			評価・分析等
2 子育てに対する経済的支援の充実																
			1	不妊不育治療 費助成事業	不妊・不育に悩んでいる夫婦 に対し、不妊不育治療にか かる費用の一部を助成す る。	安心して妊娠・出産を迎える ため、不妊不育治療を行っ ている市民に不妊不育治療費 の一部を助成し、経済的負 担の軽減を図る。			市民への事業の周知及び医療機 関へのパンフレットの配布等によ り、必要な人がもれなく制度の利 用につながっている状態。	・不妊治療費助成事業 助成状況 ・市民及び産婦人科医 療機関への周知状況	・平成30年度から拡充した不 育治療に関する助成を継 続する。 ・市内産婦人科医療機関へ の説明を行うとともに、市 ホームページ等で市民への 周知を行っていく。	・市ホームページでの市民への周知のほ か、市内産婦人科医療機関へポスターとパ ンフレットの配布及び制度説明を行った。 ・また、電話等による市民からの問合せに 対して、制度説明を行った。 【助成件数】 399件	○	・医療機関の説明及び市民へ の周知を図ったことで、申請件 数が増加した。	・市ホームページや市内産婦人科医 療機関へのポスターとパンフレットの 配布を行い、市民への周知を図っ た。また医療機関と連携し、市民から の問い合わせに対し、制度説明を 行ってきたことで、申請件数が年々 増加している。 今後も引き続き、必要な人が制度の 利用につながるよう周知を行ってい く。	健康づくり 推進課
			2	妊産婦・子ども 医療費助成事 業	・妊産婦医療費助成 市民税所得割非課税世帯の 妊産婦に対し、自己負担金 から一部負担金を控除し た額を助成する。 ・子ども医療費助成 入院・通院ともに0歳～中 学卒業までの子どもの医療 費に対し、自己負担金から一 部負担金を控除した額を 助成する。	疾病の早期発見と早期治療 を促すとともに、子育て支援 として保護者の経済的負担 を軽減する。		対象となるすべての人が、受給 資格を有している状態。 【申請漏れ件数】 0件	住民票異動リストとの 突合により確認 健康づくり推進課と連 携し、母子健康手帳交 付者のうち、8月以降の 出産予定日の方すべ ての方に受給者証を交 付した状態をもって達 成とする。	・市民課等と連携し、対象者 に手続きの案内を行う。 ・住民票の異動状況を随時 確認し、未申請者に対し、案 内を行う。 ・妊産婦医療費助成につ いて、健康づくり推進課と連 携し、母子健康手帳交付者のう ち、8月以降の分娩予定日の 対象者に対し、案内を行う。 ・5月以降については、窓口 で拡充の内容を説明し、案 内を行う。 ・上記の案内により申請漏れ のない状態とする。	・出生及び転入による受給資格者につ いて、市民課等と連携し、対象者に手続きの 案内を行った。 ・住民票の異動状況を随時確認し、未申請 者に対して案内を行い、申請漏れを防い だ。 ・令和元年9月診療分から妊産婦に係る医 療費の無料化を行った。 ・妊産婦医療の無料化の周知についても医 療機関へは6月に文書で、受給者へは広報 上越9月1日号で行った。	○	・市民課等と連携し、制度対象 になるタイミングを捉え、制度の 周知と申請案内を行った。 ・妊産婦医療費助成の拡充につ いて、大きな混乱もなく、無料化 を行うことができた。	・妊産婦や子どもに係る医療費の助 成を行うことにより、疾病の早期発見 や早期治療の促進と、子どもを産 み、育てやすい環境を整えた。 ・段階的な医療費助成の拡充を行 い、子育て世帯等の経済的負担の 軽減を図ることができた。 <妊産婦医療費> ○R1.9 所得要件を撤廃し、完全無 料化 <子ども医療費> ○H28.9 高校卒業相当の年齢まで 対象者を拡充 ○H30.9 小学校就学前児童の完全 無料化 ○R2.9からの市民税非課税世帯の 小学生の完全無料化に向けた検討	こども課	
			3	児童手当給付 事業	中学校3年生までの子どもを 対象に手当を給付する。	児童を養育する家庭等にお ける生活の安定を図るととも に、次代の社会を担う児童の 健やかな成長を支援する。		対象となるすべての人が、受給 資格を有している状態。 【申請漏れ件数】 0件	住民票異動リストとの 突合により確認	・市民課等と連携し、対象者 に手続きの案内を行う。 ・住民票の異動状況を随時 確認し、未申請者に対し、随 時案内を行う。 ・未申請者に対して随時通知 し、制度の周知を図り申請漏 れを防ぐ。	・出生及び転入による受給資格者につ いて、市民課等と連携し、対象者に手続きの 案内を行った。 ・住民票の異動状況を随時確認し、未申請 者に対して案内を行い、申請漏れを防い だ。 ・住民票の異動により、離婚を前提とした別 居や子どもの別居監護による受給者の変 更や受給資格の消滅が発生すると思われ る対象者へ随時通知し、周知漏れを防い だ。	○	・市民課等と連携し、制度対象 になるタイミングを捉え、制度の 周知と申請案内を行った。	・市民課等と連携し受給資格対象者 の申請漏れがないよう、転入・出生 等のタイミングを捉え申請案内を行っ た。 ・住民票の異動や、離婚・婚姻等によ り届出が必要な対象者に随時通知 や連絡をし、すべての人に支給する ことができた。	こども課	
			4	児童扶養手当 給付事業	ひとり親家庭等の父または 母等に対して手当を給付す る。	ひとり親家庭等の生活の安 定と、子育てにかかる経済的 負担の軽減を図る。		対象となるすべての人が、受給 資格を有している状態。 【制度の周知回数】 2回	広報紙による制度の周 知回数	・申請漏れが起こらないよ う、市民課等と連携し、対象 者に手続きの案内を行う。 ・制度の周知は、8月と12月 に行う。	・離婚や死別等に伴い受給資格が発生する と思われる戸籍の届出を行った方につ いて、市民課等と連携し、対象者に手続きの 案内を行った。 ・広報上越8月1日号、12月15日号で制度の 周知を行った。	○	・広報による周知のほか、市民 課等との連携により、ひとり親に なるタイミングを捉え、制度の周 知と申請案内を行った。	・市民課等と連携し、対象者に手続き の案内を行うとともに、住民票の異動 状況を随時確認し、未申請者に対 し、案内を行うなど、対象となるすべ ての人に手当を滞りなく支給すること ができた。	こども課	
			5	保育料の軽減	国基準保育料に対する保護 者負担割合について、国が 示す徴収基準額より低い額 で保育料を設定し、その差額 は市が独自に負担する。	子育て家庭の経済的負担を 軽減し、保護者が安心して子 どもを預けられる環境を整え る。		子育て家庭の経済的負担が軽減 され、保護者が安心して保育園 に子どもを預けられる状態。 【保育料の軽減率】 25%	保育料の軽減率	・市独自の軽減を継続して行 う。 【保育料の軽減率】 38.53%	・引き続き、市独自の軽減の拡充を行っ た。 【市独自の軽減】 第1子の年齢に関わらず、年収約470万円 未満の世帯の第2子の保育料を、ひとり親 世帯は無料に、その他世帯は半額に軽減。 ひとり親世帯の第1子は非課税世帯並みに 軽減。 【保育料の軽減率】 36.27%(H31予算ベース)	○	・市独自の軽減及び国の制度 改正による軽減を適切に運用し た。	・国基準保育料に対する保護者負担 割合について、国が示す徴収基準額 より低い額で保育料を設定するととも に、市独自の軽減を拡充することに よって、子育て家庭の経済的負担を 軽減し、保護者が安心して子どもを 預けられる環境を整えることができ た。	保育課	

上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表(令和元年度実績)

資料 1

基本 目標	主要 施策	事業 区分	No.	取 組	事業概要	目 的	地域 子ども・子 育て支 援事業	第6次 総合 計画 にお ける 重点 事業	R1年度における目標			R1年度			これまでの取組と成果の総括 (H27～R1)	担当課
									(何を、どのような状態 又は数値にしたいか)	目標の評価方法 (何を、どのように 評価するか)	目標達成に向けた実施内容 (何を、どうするか)	実績 【実績値】	達成 状況 (目標 に對 する 到達 度)	評価・分析等		
			6	私立幼稚園就 園奨励費補助 金	私立幼稚園の入園料・保育料を対象に、保護者の所得状況に応じた補助を行い、保護者の経済的負担の軽減を図る。	幼児教育を受ける権利を平等に享受できるよう、保護者の所得に応じた保育料補助を行い、幼児教育の振興を図る。			幼児期の教育を希望する保護者が、経済的な理由により教育を受けられないことがないよう、必要な補助を行う。	支援が必要な保護者を把握し、当該保護者全員に必要な補助を行う。	・満3歳児が3歳の誕生日を迎えた時点で補助金受給対象となることから、年度当初から園に対し3歳児の申請漏れが無いよう周知するとともに、補助金交付対象者になり得る人が未申請とならないよう周知を徹底する。	○	・幼稚園と連携を取りながら、支援が必要な保護者の把握に努め、当該保護者全員に必要な補助を行った。	・幼稚園に対して追加申請者の有無を随時確認し、園の状況把握に努めた。	・幼稚園に対して追加申請者の有無を随時確認し、園の状況把握に努めた。	教育総務課
			7	就学援助費 (特別支援教育 就学奨励金)	障害のある児童生徒が特別支援学級で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費を、家庭の経済状況に応じて支援する。	障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点で、個々の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援学級に就学する児童生徒の就学に必要な経費の一部を援助する。		特別支援学級で学ぶ児童生徒の保護者の経済的負担が軽減され、必要な支援を受けられる状態。	学期ごとの制度案内チラシの配布回数。	・特別支援学級に在籍する児童生徒に必要な支援を行うため、対象者の申請漏れがないよう、年3回制度案内を配布する。	・4月、9月、1月に対象児童生徒の保護者に対し、学校で制度案内を配付し、随時申請を受け付けた。	○	・制度周知により、特別支援学級に在籍する児童生徒に対し、就学奨励費の支給による経済的支援を行うことができた。	・年3回の制度周知により、特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、就学奨励費の支給による経済的支援を行うことができた。	学校教育課	
			8	就学援助費 (要保護及び準 要保護児童生 徒援助費)	経済的に困窮する世帯の教育費の一部負担軽減を図るため学用品費や給食費などの支援を行う。	学校教育法第19条「経済的理由によつて、就学困難と認められる年齢児童又は年齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」の規定に基づき、経済的に困窮する世帯の教育費の一部負担軽減を図るため、学用品費や給食費などの支援を行う。		市内小中学校に通う児童生徒のうち、経済的に困窮する世帯の経済的負担が軽減され、必要な援助が受けられる状態。	学期ごとの制度案内チラシの配布回数。	・年3回、市内小中学校の全児童生徒に制度案内を配布する。	・4月、9月、1月に市内小中学校の全児童生徒の保護者に対し、学校で制度案内を配付し、随時申請を受け付けた。	○	・制度の周知を徹底して、援助が必要な児童生徒に援助費を支給することができた。	・年3回の制度の周知を徹底して、援助が必要な児童生徒の保護者に援助費を支給することができた。	学校教育課	
			9	通学援助費	遠距離通学する児童・生徒の通学費を援助し、保護者の負担軽減を図る。	遠距離通学する児童・生徒の通学費を援助し、保護者の負担軽減を図る。		遠距離通学する児童・生徒の通学費を援助し、保護者の負担軽減が図られている状態。	制度案内チラシの配布回数。	・年2回の制度周知を徹底する。	・10月、1月に対象児童生徒の保護者に対して案内を配付し、制度の周知を行った。	○	・学校と連携し、制度の周知を徹底することで、対象者から確実に申請を受けられるよう努めた。	・学校と連携し、制度の周知徹底に努め、対象者が確実に申請できるよう努めた。	学校教育課	
			10	子育てジョイ カード事業	18歳未満の子どもが3人以上いる世帯に「子育てジョイカード」を交付し、カードを提示した人に対し、協賛店舗等が商品の割引や特典などのサービスを提供する。	子育てしやすい環境をつくるため、多子世帯に対し、企業の協力を得て商品の割引等各種サービスを提供し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る。	○	新規協賛店舗数を増やし、多子世帯の経済的負担の軽減が図られている状態。	新規協賛店舗数	・協賛店舗数を維持していくため、ジョイカード未協賛企業に対し、募集チラシを送付するほか、直接店舗を訪問し、個別に協賛を促す。	・広報上越に協賛店の募集記事を掲載した。	○	・廃業店舗数が新規協賛店舗数を上回ったことにより、昨年度よりも協賛店舗数が減少した。	・子育てしやすい環境をつくるため、多子世帯に対し、企業の協力を得て商品の割引等各種サービスを提供し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることができた。	・廃業や協賛辞退の申出により、協賛店舗が減少傾向にあるが、店舗数を維持していけるよう、個別の店舗への訪問等で協賛を促していく必要がある。	子ども課
			11	ひとり親家庭等 医療費助成事 業	ひとり親家庭等の父又は母等及び児童の医療費について、自己負担金から一部負担金を控除した額を助成する。	疾病の早期発見・早期治療を促すとともに、ひとり親世帯の経済的な負担を軽減する。		対象となるすべての人が、受給資格を有している状態。	広報紙による制度の周知回数	・申請漏れが起こらないよう、市民課等と連携し、対象者に手続きの案内を行う。	・申請漏れが起こらないよう、市民課等と連携し、対象者に手続きの案内を行った。	○	・市民課等との連携により、十分な周知を行うことができた。	・医療費の助成を行うことにより、疾病の早期発見・早期治療を促すとともに、ひとり親世帯の経済的な負担を軽減することができた。	子ども課	

上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表(令和元年度実績)

資料 1

基本 目標	主要 施策	事業 区分	No.	取 組	事業概要	目 的	地域 子ども・子 育て支 援事 業	第6次 総合 計画 にお ける 重点 事業	R1年度における目標		R1年度			これまでの取組と成果の総括 (H27～R1)	担当課	
									(何を、どのような状態 又は数値にしたいか)	目標の評価方法 (何を、どのように 評価するか)	目標達成に向けた実施内容 (何を、どうするか)	実績 【実績値】	達成 状況 (目標 に對 する 到達 度)			評価・分析等
			12	母子家庭等の自立支援の推進	・自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金を支給し、就職に有利な資格等の取得を支援する。 ・また、母子自立支援員を配置し、母子・父子家庭の個々の状況に応じた相談・指導等の支援を行う。	ひとり親家庭の経済的自立を促すことで、生活の安定を図る。			ひとり親家庭等の保護者が就労し、経済的に自立している状態。 【制度の周知回数】 3回	制度の案内チラシの配付回数	・引き続きハローワークとも連携しながら、就労支援PRを行っていく。新規申請者及び現況届出時に「無職」や所得の低いひとり親に対し、就労支援を働きかけていく。	・児童扶養手当定期支払通知等に就職支援案内を同封し、対象者全員に支援制度の案内を行った。(4月、7月現況届書類送付、10月現況届結果通知、毎月の新規認定通知に同封) ・児童扶養手当申請者のうち無職の人に対し、制度を説明し、案内チラシを配布した。 ・自立支援プログラム作成 5件 ・自立支援教育訓練給付金 4人 ・高等職業訓練促進給付金 5人	○	・機会を捉え、周知することができた。 ・自立支援教育訓練給付金については、左記のほかR1年度受講開始でR2年度給付予定者は3人となっている。 ・高等職業訓練促進給付金については、令和2年度新規申請者2人につながった。令和2年度は4人の見込み。 ・ハローワークが実施する就労自立促進事業における児童扶養手当受給者の就職件数は、目標45人に対し42人であり、就労希望のひとり親はハローワークの支援も受けていることが伺える。	・自立を希望するひとり親家庭等への相談等を通じて、資格取得に対する給付金を支給するなど、就労を支援することができた。	子ども課
			13	障害児福祉手当	精神または身体に著しい重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする児童(20歳未満)に対し、手当を支給する。	重度障害児に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障害児の福祉の向上を図る。			関係機関と連携を図りながら、窓口等での制度周知を漏れ落ちがないよう徹底されている。	身体障害者手帳及び療育手帳交付時、その他関連性のある手続き対応時に制度周知を実施したか、漏れ落ちがないかどうか、職員間で確認する。	・引き続き、身体障害者手帳及び療育手帳交付、その他関連性のある手続きなどの窓口対応の際、制度の周知徹底を図る。	・身体障害者手帳及び療育手帳交付、また関連性のある手続き対応の際、制度周知を実施した。 【受給者数】 101名(R2.2月定例)	○	・身体障害者手帳及び療育手帳交付、また関連性のある手続き対応の際、制度周知を実施したことにより、スムーズな申請手続きが図られた。	・身体障害者手帳及び療育手帳交付時、また関連性のある手続き対応の際、制度周知を徹底したことにより、認定基準に該当する可能性がある方に漏れ落ちなく周知ができた。	福祉課
			14	特別児童扶養手当	精神または身体に障害のある児童(20歳未満)を在宅で監護・養育する人に対し、手当を支給する。	精神又は身体に障害を有する児童について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図る。			関係機関と連携を図りながら、窓口等での制度周知を漏れ落ちがないよう徹底されている。	身体障害者手帳及び療育手帳交付時、その他関連性のある手続き対応時に制度周知を実施したか、漏れ落ちがないかどうか、職員間で確認する。	・関係機関と連携を図りながら、対象となる方が申請漏れとならないよう窓口等での制度周知の徹底に努める。	・新規で身体障害者手帳及び療育手帳交付時に制度周知を実施したことによりスムーズな申請手続きができた。 【受給者数】 391名(R2.3.31)	○	・関係機関と連携を図りながら、該当になりそうな児童の保護者に対して保健師や医療機関の相談員を通じて制度周知を徹底することができた。	・身体障害者手帳及び療育手帳交付時、また関連性のある手続き対応の際、制度周知を徹底したことにより、認定基準に該当する可能性がある方に漏れ落ちなく周知ができた。	福祉課
			追	15	未熟児養育医療給付事業	生まれたときの体重が2,000g以下であるか、または2,000gを超えていても医師の診断により生活薄弱であって、一定の症状を有している乳児に対し、入院養育が必要と認められた場合に必要医療の給付を行う。	正常の新生児に比べて疾病に罹りやすく死亡率が高い未熟児に対し、必要な医療を給付することで、保護者の経済的負担を軽減する。		対象となるすべての人が、医療の給付を受けている状態。 【申請漏れ件数】 0件	市内の指定養育医療機関に対する対象者の照会	・指定養育医療機関と連携し、対象者に手続きの案内を行い申請漏れを防ぐ。	・指定養育医療機関と連携し、対象者へ制度の案内を行った。 ・問合せに応じ随時案内を行った。 【新規申請数】 27件	○	・指定養育医療機関と連携し、制度対象になるタイミングで指定養育医療機関から情報提供等を受け、申請案内を行った。	・治療に必要な医療費の一部を助成することにより、保護者の経済的負担の軽減を図ることができた。	子ども課
			追	16	入学支度金支給事業	新潟県教育委員会が指定する地域に居住する児童・生徒の教育の振興を図るため入学支度金を支給する。	新潟県教育委員会が指定する地域に居住する児童・生徒の保護者に入学支度金を支給し、保護者の経費負担の軽減と教育機会の均衡を図る。		新潟県教育委員会が指定する地域に居住する児童・生徒の保護者に入学支度金を支給し、保護者の経費負担の軽減と教育機会の均衡を図る。	申請のあった対象者へ入学支度金を支給した件数。	・入学支度金の対象者把握のため、入学予定対象者を確認する。	・対象地域での入学予定者がいなかったため、入学支度金の支給は無かった。	○	・入学支度金の対象者の把握に努める。	・支給対象地域の入学予定者の確実な把握に努めた。	学校教育課
3 多様な保育サービス等の提供																
			1	保育園の再配置等の推進	施設の老朽化、児童数の減少・偏在、保育ニーズの多様化等保育を取り巻く課題に対応するため、適正な規模の保育園を配置することにより、安心して子育てができ、持続可能な保育環境を確保する。	地域の状況に見合った適正な規模の保育園を適正に配置することで、安心して子育てできる良好な保育環境を整備する。			保育園の再配置等に係る計画(第2期)に基づく整備が完了している状態。	全公立保育園のうち、解決すべき課題が解消された保育園数及び再配置の方針が決定した保育園数	・個別事業計画に基づき、統合・移転整備事業を実施する。 ④名立区 駐車場・道路整備工事(12月まで)、建築工事(1月まで)、工事監理(1月まで)	・個別事業計画に基づき、統合・移転整備事業を実施した。 ④名立区 建築工事、工事監理共に工期内に完了。	○	・個別事業計画に基づき、統合・移転整備事業をスケジュール通りに完了することができた。	・第2期計画に定めた事業は全てスケジュール通りに完了し、予定通り開園することができた。これにより、安心して子育てができる良好な保育環境を整備することができた。	保育課

上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表(令和元年度実績)

資料 1

基本 目標	主要 施策	事業 区分	No.	取 組	事業概要	目 的	地域 子ども・子 育て支 援事業	第6次 総合 計画 にお ける 重点 事業	R1年度における目標		R1年度			これまでの取組と成果の総括 (H27～R1)	担当課	
									(何を、どのような状態 又は数値にしたいか)	目標の評価方法 (何を、どのように 評価するか)	目標達成に向けた実施内容 (何を、どうするか)	実績 【実績値】	達成 状況 (目標 に對 する 到達 度)			評価・分析等
			2	保育園の環境改善	多様化する保育ニーズに対応するため、園舎の改修等を図り、安全・安心な保育環境を整備する。	園児等が安全・安心に保育を受けられる環境を整備する。			公立・私立保育園の安全な保育環境が維持されている状態。	・緊急時の修繕の対応 ・計画修繕の実施	・公立保育園については、修繕計画に基づき、計画的に発注できるよう準備を進めるとともに、緊急時においても時期を逸することなく必要な修繕を行う。 ・私立保育園についても、必要性に応じた補助を行う。 ・整備費への補助金交付 1園 ・改築費等への補助金交付 1園	・公立保育園について、安全な保育環境を整備・維持するため、計画的に実施する修繕とともに、不調・故障等に伴う緊急時の修繕を行った。 ・私立保育園に補助金を交付した(国の交付金活用) ○整備費への補助 1園 ○改築、増築への補助 2園	○	・老朽化に伴う設備更新及び緊急時の修繕を時期を逸することなく実施した。 ・私立保育園の増築・改築工事に関して、補助金を交付し、市立保育園における保育環境の充実を図った。	・公立保育園においては、計画的な修繕及び緊急的な修繕を時期を逸することなく実施し、保育環境の維持・改善に取り組んだ。 ・私立保育園への補助事業は平成27年度から令和元年度までにおいて、25件の実績となった。 H27 増改築 1、防犯 0 H28 増改築 0、防犯 0 H29 増改築 3、防犯 11 H30 増改築 3、防犯 5 R01 増改築 2、防犯 0 ・引き続き、公立・私立保育園の安全な保育環境の維持・改善に資する取り組みを実施していく。	保育課
			3	通常保育事業(3歳未満児)	保護者の就労や疾病などの理由により、家庭において保育することができない就学前児童を保育園の通常の利用時間内において保育する。	家庭の保護者にかわって保育を行い、通園する児童の心身の健全な発達を図るとともに、保護者が安心して子どもを預けられる環境を整備する。			保育が必要な子どもに対して、年間を通じて保育が提供されている状態。 【待機児童数】 0人	待機児童数	・保育が必要な子どもに対して、保育が提供されるよう必要な保育士を配置する。 ・年度途中の入園希望に対応するため、年間を通じハローワークで保育士資格者を募集する。	・保育が必要な子どもに対して、必要となる保育士を配置した。 公立保育園40園、地域保育園1園(園児数3,146人) 正規職員数 286人(園長含む) 非常勤職員数 477人(うち有資格者330人) ・年度途中の入園希望者に対応するため、ハローワークで有資格保育士及び無資格保育補助者等を募集した。 面接応募者 31人 採用者 29人 ・新潟県において、潜在保育士の掘り起しを目的に「新潟県保育サポートセンター」が設立されたことから、当センターと連携し、保育士募集に向けた周知等を行い、保育士確保に努めた。 【待機児童数】 0人	○	・年度途中の入園希望に対応するため、年間を通じハローワークで保育士資格者を募集した。 ・引き続き、保育が必要な子どもに対して、保育が提供されるよう必要な保育士を配置する。	・保育が必要な子どもに対して、保育が提供されるよう必要な保育士を配置することができた。 ・保育士就職相談会や学校訪問を通じて積極的に保育士確保に向けて働きかけた。	保育課
			4	通常保育事業(3歳以上児)	保護者の就労や疾病などの理由により、家庭において保育することができない就学前児童を保育園の通常の利用時間内において保育する。	家庭の保護者にかわって保育を行い、通園する児童の心身の健全な発達を図るとともに、保護者が安心して子どもを預けられる環境を整備する。			保育が必要な子どもに対して、年間を通じて保育が提供されている状態。 【待機児童数】 0人	待機児童数	・保育が必要な子どもに対して、保育が提供されるよう必要な保育士を配置する。 ・年度途中の入園希望に対応するため、年間を通じハローワークで保育士資格者を募集する。	・保育が必要な子どもに対して、必要となる保育士を配置した。 公立保育園40園、地域保育園1園(園児数3,146人) 正規職員数 286人(園長含む) 非常勤職員数 477人(うち有資格者330人) ・年度途中の入園希望者に対応するため、ハローワークで有資格保育士及び無資格保育補助者等を募集した。 面接応募者 31人 採用者 29人 ・新潟県において、潜在保育士の掘り起しを目的に「新潟県保育サポートセンター」が設立されたことから、当センターと連携し、保育士募集に向けた周知等を行い、保育士確保に努めた。 【待機児童数】 0人	○	・年度途中の入園希望に対応するため、年間を通じハローワークで保育士資格者を募集した。 ・引き続き、保育が必要な子どもに対して、保育が提供されるよう必要な保育士を配置する。	・保育が必要な子どもに対して、保育が提供されるよう必要な保育士を配置することができた。 ・保育士就職相談会等や学校訪問を通じて積極的に保育士確保に向けて働きかけた。	保育課

上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表(令和元年度実績)

資料 1

基本 目標	主要 施策	事業 区分	No.	取 組	事業概要	目 的	地域 子ども・子 育て支 援事業	第6次 総合 計画 におけ る重点 事業	R1年度における目標		R1年度			これまでの取組と成果の総括 (H27～R1)	担当課	
									(何を、どのような状態 又は数値にしたいか)	目標の評価方法 (何を、どのように 評価するか)	目標達成に向けた実施内容 (何を、どうするか)	実績 【実績値】	達成 状況 (目標 に対する 到達度)			評価・分析等
			5	延長保育事業	通常の利用時間以外の時間において、引き続き保育を必要とする児童を保育園で保育する。	就労形態の多様化、長時間勤務などに伴う保育時間の延長に対する保育ニーズに対応する。			延長保育が必要な子どもに対して、保育が提供されている状態。 【利用申込みに対する受入状況】 100%	利用申込数に対する受入れ状況	・保育が必要な子どもに対して、保育が提供されるよう必要な保育士を配置する。 ・年度途中の入園希望に対応するため、年間を通じハローワークで保育士資格者を募集する。	・保育が必要な子どもに対して、必要となる保育士を配置した。 公立保育園40園、地域保育園1園(園児数3,146人) 正規職員数 286人(園長含む) 非常勤職員数 477人(うち有資格者330人) ・年度途中の入園希望者に対応するため、ハローワークで有資格保育士及び無資格保育補助者等を募集した。 面接応募者 31人 採用者 29人 ・新潟県において、潜在保育士の掘り起しを目的に「新潟県保育サポートセンター」が設立されたことから、当センターと連携し、保育士募集に向けた周知等を行い、保育士確保に努めた。 【待機児童数】 0人	○	・年度途中の入園希望に対応するため、年間を通じハローワークで保育士資格者を募集した。 ・引き続き、保育が必要な子どもに対して、保育が提供されるよう必要な保育士を配置する。	・保育が必要な子どもに対して、保育が提供されるよう必要な保育士を配置することができた。 ・保育士就職相談会等や学校訪問を通じて積極的に保育士確保に向けて働きかけた。	保育課
			6	一時預かり事業(保育園)	保育園において、児童を一時的に預かる保育サービスを実施する。	就労形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の疾病などによる緊急的な保育に対応する。			一時預かりが必要な子どもに対して、保育が提供されている状態。	利用申込数に対する受入れ状況	・一時預かりの需要に応えるため、職員配置等を適切に行う。	・一時預かりが必要な子どもに対して保育士を配置した(公立16園、私立4園)。 ・新潟県において、潜在保育士の掘り起しを目的に「新潟県保育サポートセンター」が設立されたことから、当センターと連携し、保育士募集に向けた周知等を行い、保育士確保に努めた。 (実績)延べ利用者数 公立保育園 4,115人 私立保育園 397人	○	・一時預かりが必要な子どもに対して適切に保育士を配置した。 ・新潟県において、潜在保育士の掘り起しを目的に「新潟県保育サポートセンター」と連携した保育士再就職セミナーについてR1年度は中止となったが、今後も引き続きサポートセンターと連携していく必要がある。	・一時預かりが必要な子どもに対して保育が提供されるよう、必要な保育士を配置することで環境を整えることができた。 保育士就職相談会等や学校訪問を通じて積極的に保育士確保に向けて働きかけた。	保育課
	拡		6	一時預かり事業(幼稚園)	幼稚園の教育時間外において、児童の一時預かりを実施する。	就労形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の疾病などによる緊急的な保育に対応する。			私立幼稚園に、一時預かり事業(幼稚園型)を委託し、利用が必要な子どもを預かる環境が整っている状態。	利用申込数に対する受入れ状況				・私立幼稚園の一時預かり事業の利用が必要な子どもを預かる環境が整っている。	教育総務課	
	拡		6	一時預かり事業(認定こども園)	認定こども園の教育時間外において、児童の一時預かりを実施する。	就労形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の疾病などによる緊急的な保育に対応する。			認定こども園に、一時預かり事業(幼稚園型)を委託し、利用が必要な子どもを預かる環境が整っている状態。	利用申込数に対する受入れ状況		【参考】 ・認定こども園3園において、旧制度(私学助成の預かり保育)により、一時預かり事業を実施した。 ・一時預かり事業(幼稚園型)の要件は、開園時間を通じて専従職員を配置する必要があることなど人員配置の面でハードルが高い。また、県内の多くの自治体で実施していない状況であり、当市においても制度設計を見送っている。	【参考】 ・引き続き、旧制度の一時預かり事業を行い、一時預かり事業(幼稚園型)の実施は見込まない。		保育課	
			7	休日保育事業	私立保育園において日曜日、国民の祝日等に実施する保育に対して補助金を交付する。	就労形態の多様化に伴う日曜日、国民の祝日等の保育ニーズに対応する。			休日保育が必要な子どもに対して、保育が提供されている状態。	利用申込数に対する受入れ状況	・私立2園において休日保育を実施し、休日保育が必要な子どもの受け入れを行う。	・私立保育園2園において、休日保育を実施し、休日保育が必要な子どもを受け入れた。	○	・概ね月に延べ40人前後の利用がある。 ・また、数名は実施園と異なる園児である。 ・2園は令和2年度以降も事業実施の予定。	・私立保育園2園において、休日保育を実施し、休日保育が必要な子どもを受け入れることができた。	保育課

上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表(令和元年度実績)

資料 1

基本 目標	主要 施策	事業 区分	No.	取 組	事業概要	目 的	地域 子ども・子 育て支 援事業	第6次 総合 計画 にお ける 重点 事業	R1年度における目標		R1年度			これまでの取組と成果の総括 (H27～R1)	担当課	
									(何を、どのような状態 又は数値にしたいか)	目標の評価方法 (何を、どのように 評価するか)	目標達成に向けた実施内容 (何を、どうするか)	実績 【実績値】	達成 状況 (目標 に 対 する 到達 度)			評価・分析等
		拡	8	ファミリーヘル プ保育園	家庭において一時的に保育 を受けることができない児童 について、昼間、夜間又は24 時間の保育サービスを実施 する。	就労形態の多様化に伴う一 時的な保育や保護者の疾病 などによる緊急的な保育に 対応する。			保育が必要な子どもに対して、保 育が提供されている状態。 【利用申込数に対する受入れ率】 100%	利用申込数に対する 受入れ率	・緊急又は一時的な保育 ニーズに柔軟に対応し、利用 者が安心して児童を預けるこ とができる環境づくりを行う。 ・利用要件に合致した場合に ついては100%受け入れる。	・利用申込みに対する受入体制を確保し、 必要なサービスを提供した。 【利用申込数に対する受入れ率】 100% 【延利用者数】 9,885人(前年比947人減)	○	・利用申込みに対する受入体制 を確保し、必要なサービスを提 供できた。 ・利用申込み数に対し100%受 入れすることができた。	・緊急又は一時的な保育ニーズに柔 軟に対応し、利用者が安心して預け ることができる環境を整えることが できた。	保育課
			9	家庭的保育事 業	私立保育園を運営する法人 が、保育士の居宅において 少人数の乳幼児に実施する 保育に対して補助金を交付 する。	就労形態の多様化に伴い、 保育所内で実施できない時 間帯の保育を行う。			家庭的保育事業が必要な人に対 して、保育が提供されている状 態。	(家庭的保育事業は平 成27年度をもって終了 し、ファミリーヘルプ保 育園において事業を引 き継ぐ。)						保育課
			10	病児保育事業	生後3か月から小学校6年生 までの児童が、病気の回復 期に至っていないため集団 保育が困難で、かつ保護者 の都合により家庭で保育を 行うことが困難な場合に保育 等を行う。	病気の回復期に至っておら ず、集団保育等が困難な児 童を受け入れ、保育等を行う ことで、保護者が安心して子 育てと就労の両立を図る。			病気の回復期に至っておらず、 集団保育等が困難な児童を受け 入れ、保育等を行うことで、保 護者が安心して子育てと就労の 両立が図られている状態。 【利用申込数に対する受入れ率】 100%	利用申込数に対する 受入れ率	・利用申込みに対する受入 体制を確保し、必要なサー ビスを提供する。 ・利用申込みに対して、 100%受け入れる。	○	・利用申込みに対して全て受け 入れることができた。 ・引き続き、利用申込みに対 する受入体制を確保し、必要な サービスを提供する。	・利用申込みに対する受け入れ態 勢を確保し、必要なサービスを提供 することができた。	保育課	
			11	病後児保育事 業	生後3か月から小学校6年生 までの児童が、病気の回復 期にあり集団保育が困難 で、かつ保護者の都合により 家庭で保育を行うことが困難 な場合に保育等を行う。	病気の回復期であり、集団 保育等が困難な児童を受け 入れ、保育等を行うことで、 保護者が安心して子育てと 就労の両立を図る。			病気の回復期であり、集団保育 等が困難な児童を受け入れ、 保育等を行うことで、保護者が安 心して子育てと就労の両立が図 られている状態。 【利用申込数に対する受入れ率】 100%	利用申込数に対する 受入れ率	・利用申込みに対する受入 体制を確保し、必要なサー ビスを提供する。 ・利用申込みに対して、 100%受け入れる。	○	・利用申込みに対して全て受け 入れることができた。 ・引き続き、利用申込みに対 する受入体制を確保し、必要な サービスを提供する。	・利用申込みに対する受け入れ態 勢を確保し、必要なサービスを提供 することができた。	保育課	
			12	障害児保育事 業	心身に障害を有する児童及 び保育において配慮が必要 と認められる児童に対して保 育を実施する。	集団保育が可能な障害のある 児童を受け入れ、通園する 児童の心身の健全な発達を 図るとともに、保護者が安心 して子どもを預けられる環境 を整える。			集団保育が可能な障害のある子 どもに対して、保育が提供されて いる状態。 【保育において配慮が必要な児 童の受入れ率】 100%	保育において配慮が必要 な児童の受入れ率	・障害のある児童を受け入れ るため、必要な保育士を配 置する。	○	・障害者手帳や療育手帳の交付を受けて いる児童のほか、個別に配慮を必要とする、 いわゆる「気になる子」を受け入れるため。 【保育において配慮が必要な児童の受入れ 率】 100%	・利用申込みに対して全て受け 入れることができた。 ・引き続き、障害のある児童等 を受け入れる。	・心身に障害のある子どもに保育が 提供できるよう、必要な保育士を配 置するとともに、関係機関と連携しな がら保育環境を整えることができた。	保育課
			13	保育園通園バ スの運行	園児の通園に係る保護者の 負担軽減を図るため、地域 や保護者で組織する運行組 合がバスを運行する。	通園バスを安全に運行し、利 用者の利便性の向上を図 る。			通園バスを安全に運行し、利用 者の利便性向上が図られている 状態。 【事故件数】 0件	・交通事故件数 ・運転業務報告書の確 認	・通園バスの安全な運行体 制を確保するため、運行組 織を対象に降雪期前等の適 切なタイミングで安全な運 行に向けた安全運転講習の受 講や、実例を挙げた注意喚 起を行う。 ・また、必要に応じて運行組 合との協議や支援等を行う。	×	・運転員が原因となる事故が発 生し、目標を達成できなかった。 ・今後、通園バスのより安全な 運行体制を確保するため、運行 組織を対象に、降雪期直前等 の適切なタイミングで安全な運 行に向けた安全運転講習会の 開催や注意喚起を図る通知を 行う。必要に応じて運行組合と の協議や支援等を行う。	・平成27年度～令和元年度におい て、園児、添乗員、運転員がケガを 負うような重大な事故は発生しな かったものの、無事故の年はなかつ た。 ・子育て家庭のライフスタイルの变化 と地域ニーズを把握しながら、必要 な地域に通園バスを運行し、通園に 係る保護者の負担感の軽減を図るこ とができた。	保育課	

上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表(令和元年度実績)

資料 1

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	R1年度における目標		R1年度			これまでの取組と成果の総括(H27～R1)	担当課
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	実績【実績値】	達成状況(目標に対する到達度)		
		追	14	看護師等雇用補助	0歳児を9人以上受入れる私立保育園に対して、看護師と保育士の雇用に係る補助金を交付する。	0歳児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者が安心して子どもを預けられる環境を整える。			0歳児を9人以上受入れる私立保育園に看護師等が雇用されている状態。	看護師等雇用園数	・私立保育園及び認定こども園に対して、看護師等を雇用するための補助金を交付した。 【交付実績】 私立保育園 5園 認定こども園 2園	○	・「0歳児を9人以上受け入れた場合」の補助要件を撤廃し、看護師等の雇用を維持・促進することで、未満児の受入れを促進し、併せて保健衛生環境の維持向上を図ることができた。	・私立保育園に対して、看護師の雇用に係る補助金を交付することによって、未満児の受入れの促進と保健衛生環境の維持向上を図ることができた。	保育課
		追	15	私立保育研究会補助	私立保育園の保育士、調理員の資質向上を目的とした各種講習会、研究会等の実施に係る費用を補助する。	私立保育園の保育士、調理員の資質向上により、保育園入園児童の福祉の向上を図る。			各保育園で保育士や調理員の研修計画が作成され、必要な研修を受けられている状態。	研修で学習したことが、日頃の保育に生かされている状態 (国の補助金の廃止に伴い、市の「私立保育園保育士等研究費補助金」を見直し、平成27年度をもって廃止)					保育課
		追	16	障害児一時保育事業	障害のある乳幼児の一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図る。	障害のある乳幼児の一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図り、子育てしやすい環境に寄与する。			保護者が安心して預けることができる環境(障害や特性に基づく関わり方、医療的な対応が必要な乳幼児については、看護師を設置することなど)づくりに努め、事故怪我等をゼロにする。	事故・怪我の件数	・事故、怪我の無い一時保育を実施。 【事故等発生件数】 0件	○	・引き続き、保護者が安心して子どもを預けることができる環境づくりに努め、事故・怪我がない状態を継続させる。	・疾病や介護、育児疲れなどの際に一時保育の利用を通して、保護者の負担軽減を図るとともに、保護者と子どもとの良好な関係づくりにつなげている。	子ども発達支援センター
4 子どもの育ち支援の充実															
			1	すくすく赤ちゃんセミナー	妊娠初期・中期・後期に教室を開催し、助産師、保健師、栄養士等が受講者の相談に応じ、生まれてくる子とその親の将来の生活習慣病予防と妊娠・出産に関する不安の解消を図る。	妊娠・出産・育児の正しい知識を学び、流早産・妊娠高血圧症候群の予防等に努めるとともに、妊娠期から子どもの成長や発達・育児について考える機会を持ち、子どもが健やかに育つことができるように支援する。			妊娠・出産・育児の正しい知識を学び、妊娠・出産に関する不安を解消し、生まれてくる子とその親の将来の生活習慣病予防について考えることができる。	すくすく赤ちゃんセミナー2回目の初産婦参加率	・妊娠届出時に教室案内チラシを配布するとともに、教室の内容についての説明や必要性についての周知を強化していく。 ・引き続き、妊娠、出産育児に関する情報提供を行うことで、不安解消を図るとともに、生活習慣病予防についても考えることができるよう支援する。	△	・妊娠、出産に関する適切な指導を行うことができたが、目標と比べ、参加率は低下している。参加動機が不十分であったことや、新型コロナウイルス感染症の心配から参加を見合わせた妊婦もいたことが参加率が伸びない原因と考えられる。	・目標と比べ、参加率は低い状態にあるが、妊娠、出産、育児の正しい知識を学び、妊娠や出産に関する不安解消を図るための保健指導や生まれてくる子とその親の将来の生活習慣病予防についての保健指導は適切に実施できている。今後は、参加者の理解度を高める支援を行っていく。	健康づくり推進課
			2	離乳食相談会	乳児の保護者が食生活や生活リズムを含めた生活習慣と身体計測により、子どもの発育・発達を確認し、発育・発達に応じた関わりができるよう支援する。	上越市健康増進計画の生涯を通じた健康づくりの推進についての取組に基づき、保護者が子どもの成長発達に関する学習ができる場を提供し、自ら子どもの育ちを確認できることを目指す。			乳児期の栄養指導により、適切な食習慣を確立することができる。	離乳食相談会初期の第1子の参加率	・3か月児健診の集団教育を利用して、離乳食相談会の紹介を強化し、第1子の参加者の増加を図り、適切な食習慣の確立を目指す。	△	・参加者に対しては、適切な内容で教室実施はできたが、第1子の参加率は目標に達しなかった。3か月児健診で離乳食相談会の事業周知は行ったが、電子母子手帳アプリの活用や他の相談会への参加等が離乳食相談会の参加率が伸びなかった原因と思われる。また、3月は新型コロナウイルス感染予防から参加を見合わせた保護者がいたことが参加率に影響していると考えられる。	・電子母子手帳アプリの「子どもの食事」から情報を得られるため、第1子の参加率は目標を達成していないが、乳児の保護者が子どもの発育・発達を確認し、その状況に応じた関わりができるよう支援してきた。今後も引き続き、適切な食習慣を確立することができるよう発育・発達に合わせた支援をしていく。	健康づくり推進課
			3	産前・産後ヘルパー派遣事業	産前・産後の体調不良のため、家事や育児が困難な家庭及び多胎児を出生した家庭に対して、安心して妊娠期間や産後を迎えられるよう、ホームヘルパーを派遣する。	体調不良のため家事や育児が困難な家庭及び多胎児を出生した家庭に対し、安心して妊娠期間や産後を迎えられるよう支援する。			母子保健事業等において事業内容の周知を図り、必要な家庭がもれなく制度を利用できている状態。	・各母子保健事業での周知状況 ・産前・産後ヘルパー派遣事業延利用状況	・各種母子保健事業において、事業内容の周知を図り、産前・産後の体調不良等のため、家事や育児が困難な家庭及び多胎児を出生する家庭に、安心して妊娠期間及び産後の生活を送れるようホームヘルパーを派遣する。	○	・必要な家庭がもれなく制度を利用することができた。	・妊娠届出時をはじめ各種母子保健事業において、事業内容の周知を行うとともに、市内産婦人科医療機関へのポスター等の配布や制度説明を行い、周知を図ってきた。利用希望者については、平成30年度まで40件弱で推移していたが、令和元年度には50件を超え、支援が必要な家庭に対し、もれなく制度を利用できている。今後については、委託事業所を確保し、利用者増加に対応できるようにしていく。	健康づくり推進課

上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表(令和元年度実績)

資料 1

基本 目標	主要 施策	事業 区分	No.	取 組	事業概要	目 的	地域 子ども・子 育て 支援 事業	第6次 総合 計画 にお ける 重点 事業	R1年度における目標			R1年度			これまでの取組と成果の総括 (H27～R1)	担当課
									(何を、どのような状態 又は数値にしたいか)	目標の評価方法 (何を、どのように 評価するか)	目標達成に向けた実施内容 (何を、どうするか)	実績 【実績値】	達成 状況 (目標 に 対 す る 到 達 度)	評価・分析等		
			4	訪問指導事業	保健師、栄養士等が必要に応じて家庭等を訪問し、発育・発達・栄養相談等に応じ、育児不安の解消を図る。	発育・発達に応じた支援や、育児不安の軽減、虐待の予防・早期発見・対応により、母子の健康の保持増進を図る。			保健師、家庭相談員、栄養士等が必要に応じて乳幼児のいる家庭等を訪問し、発育・発達・栄養相談等に応じることにより、育児不安の軽減と母子の健康の保持増進を図ることができる。	家庭訪問実施状況	・保健師、栄養士等が必要に応じて家庭等を訪問し、発育・発達・栄養に関する相談に応じ、育児不安の解消を図るとともに、産後うつ病のリスクの高い産婦に対して、早期の支援を行う。	・保健師、栄養士等が必要に応じて家庭等を訪問し、発育・発達・栄養に関する相談に応じ、育児不安の解消を図った。 ・産後うつ病の質問票を活用し、リスクの高い産婦を把握し、関係機関と連携して早期に支援を行った。	○	・必要な家庭に対して、各専門職が適切に対応した。	・保健師、栄養士等が必要に応じて家庭等を訪問し、発育・発達・栄養に関する相談に応じ、育児不安の解消を図った。また、産後うつ病質問票を活用し、リスクの高い産婦を把握し、早期の支援につなげている。今後も引き続き、育児不安等の解消を図るため、必要に応じて訪問指導を実施していく。	健康づくり 推進課
			5	助産師健康相談事業	電話及び来所による相談や健康教育を行い、思春期から妊娠・出産・育児さらに不妊や更年期など各期の不安の軽減や知識の普及を図る。	生涯を通じた健康づくりの推進に向け、スタートとなる妊娠・出産・育児期及び次世代を担う思春期、機能低下を予防する更年期等、各ライフステージに応じて知識の普及や不安の軽減を図るため、個々の生活に合わせた適切な支援や保健指導を行う。			妊娠届出時や妊産婦・新生児訪問、中学校・高等学校での講座等において相談先を周知し、思春期から妊娠・出産・育児さらに不妊や更年期について、相談や健康教育を行う中で各期における不安の軽減や知識の普及が図られている状態。	各母子保健事業での周知状況	・妊娠届出時や妊産婦・新生児訪問、中学校・高等学校での講座等において相談先を周知し、電話及び来所相談や健康教育を行い、思春期から妊娠・出産・育児さらに不妊や更年期など各期における不安の軽減や知識の普及を図る。	・妊娠届出時や妊産婦・新生児訪問、中学校・高等学校での講座等において相談先を周知し、電話及び来所相談や健康教育を行い、思春期から妊娠・出産・育児さらに不妊や更年期など各期における不安の軽減や知識の普及を図った。	○	・各ライフステージにおける不安の軽減や知識の普及を図ることができた。	・妊娠届出時や妊産婦・新生児訪問、中学校や高等学校での講座等において相談先を周知し、思春期から妊娠・出産・育児さらには不妊や更年期など各期における不安の軽減や知識の普及を図っている。特に産後の母乳や母親の体や心に関する相談が多く、一人一人に合わせた保健指導を行っている。	健康づくり 推進課
			6	保育園・幼稚園巡回訪問事業	発育発達に不安のある乳幼児に対し、園や家庭と連携した早期の対応や支援を行うため、保育園・幼稚園への巡回訪問を実施する。	園内で気になる乳幼児やセンターに通室する乳幼児等に対し、定期的に園訪問を行うなかで、園側とともに効果的な育ちをバックアップし、早期対応に努める。			園内で気になる乳幼児やセンターに通室する乳幼児等に対し、定期的に園訪問を行うなかで、園側とともに効果的な育ちをバックアップし、早期対応に努める。	実施園数	・気になる子への早期支援につなげていくため、今年度から市内の全保育園、幼稚園を対象に巡回相談を実施する。	・園からの要望等に基づき、市内全園に対し巡回相談を実施した。 【巡回相談実施回数】 176回 ・巡回相談時の「関係者による相談会議」の進行や取りまとめを園が主体的に務めた。	○	・園への巡回相談の実施により、園の主体的な取組やセンターとの情報共有が図られてきている。今後とも園との連携を進める中で、効果的な育ちの支援をバックアップし早期対応に努めていく。	・R1年度から市内全園を対象に実施。 ・療育を必要とする乳幼児を早期の療育につなげることができている。 また、発達の見立てについても、臨床心理士が同行訪問することでアドバイスの内容も深まり、保護者との情報共有や保育環境の工夫・配慮につながるなど、良い循環を作ることができている。	子ども発達 支援セン ター
			7	児童発達支援事業	発育・発達を懸念する保護者からの相談に応じるとともに、必要な乳幼児に対し発達及び発育の支援を行う。	センターのサービスが、日常生活の生きる力に繋がるよう関係者と方向性を共有したなかで支援する。			センターのサービスが、日常生活の生きる力に繋がるよう関係者と方向性を共有したなかで支援を展開する。	療育登録にかかる個別支援計画実施率	・発育・発達を懸念する保護者からの相談に応じるとともに、必要な乳幼児に対し発達及び発育の支援を行う。 ・園での指導方針と結びつけたセンター個別支援計画を100%作成する。	・一人一人の子どもの発達状況や特性に応じた相談支援を実施し、必要な子どもについては、園の指導方針と連動するセンター個別支援計画を作成し、当計画に基づく療育サービスを提供した。	○	・それぞれのケースに応じて、発育・発達を懸念する保護者からの相談に応じ、必要な子どもに対して個別支援計画を作成し、計画に基づく療育サービスを提供することができた。個別計画の作成割合は100%。	・個別支援計画の作成が必要な乳幼児全員に計画を作成することができている。 ・個々の障害や特性、園での指導方針に応じた個別支援計画を作成することで、計画に基づき実施する療育についても適切に実施することができている。	子ども発達 支援セン ター
			8	上越市要保護児童対策地域協議会の運営	児童相談所、庁内関係課をはじめ、学校や警察などの関係機関が連携・情報共有を図り、要保護児童への適切な支援・指導を行う。	要保護児童等に対する支援の内容を検討し、要保護児童等の適切な保護又は支援を行うことで、児童の健全な育成を図る。			保護及び支援が必要な児童等について、要保護児童対策地域協議会において必要な情報が共有され、支援方針の確認と適切な指導・支援が行われている状態。	要保護児童対策地域協議会が管理するすべての要保護児童等について、年間を通じて重症度判定基準に沿った支援・情報共有ができたかを評価する。	・要保護児童対策地域協議会において、すべての要保護児童等について、関係機関との定期的な情報共有並びに支援方針の確認を行うとともに、虐待防止ハンドブックに掲載したアセスメントシートを活用し重症度の判定・見直しを定期的に行い、判定基準に基づいた支援・管理を行う。	・代表者会議、全体会議等の他に、必要に応じて関係機関等で個別ケース検討会議を年177回実施(検討児童数208人)した。	○	・代表者会議、全体会議等の他に、必要に応じて関係機関等で個別ケース検討会議を年177回実施(検討児童数208人)した。	・児童相談所や庁内関係課をはじめ、学校や警察などの関係機関が連携・情報共有を図り、要保護児童への適切な支援・指導を適時・適切に行うことができている。	すこやかな くらし包 括支援セン ター
			9	子育て支援相談員	子育て支援相談員が、家庭相談員とともに各種母子保健事業や子育てひろば等に参加し、育児相談から虐待の早期発見、対応、支援を行う。	発育・発達に応じた支援や、育児不安の軽減、虐待の予防・早期発見・対応により、母子の健康保持の増進を図る。			各種母子保健事業や子育てひろば等における育児相談から、虐待の早期発見、対応、支援に努めることができる。	子育てひろばでの相談実施状況	・子育て支援相談員が家庭相談員とともに、各種母子保健事業や子育てひろば等に参加し、育児相談から育児不安の軽減を図るとともに、虐待の早期発見、対応、支援に努める。	・子育て支援相談員が家庭相談員とともに、各種母子保健事業や子育てひろば等に参加し、育児相談から育児不安の軽減を図るとともに、虐待の早期発見、対応、支援に努めた。	○	・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、子育てひろばが閉鎖されたことにより相談実施回数は減少しているが、乳幼児健診をはじめとする母子保健事業や子育てひろばにおいて、適切に相談対応を行った。	・子育て支援相談員が各種母子保健事業や子育てひろば等に参加し、育児相談から育児不安の軽減を図るとともに、虐待の早期発見、対応、支援を行うことができている。	健康づくり 推進課

上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表(令和元年度実績)

資料 1

基本 目標	主要 施策	事業 区分	No.	取 組	事業概要	目 的	地域 子ども・子 育て支援 事業	第6次 総合 計画 におけ る重点 事業	R1年度における目標		R1年度			これまでの取組と成果の総括 (H27～R1)	担当課	
									(何を、どのような状態 又は数値にしたいか)	目標の評価方法 (何を、どのように 評価するか)	目標達成に向けた実施内容 (何を・どうするか)	実績 【実績値】	達成 状況 (目標 に對す る到達 度)			評価・分析等
			10	家庭相談員	家庭相談員を配置し、子育てに関する相談をはじめ情報提供などを行うことで虐待予防や早期発見に努め、併せて虐待を発見した場合には適切な対応を行う。	子育てに関する情報提供や相談を行うことで、子育て不安の解消や負担感の軽減を図り、虐待予防や早期発見につなげる。また、虐待を発見した場合は、早期かつ適切に対応することで、児童の健全育成を図る。		○	家庭相談員の資質向上により子育てに関する相談に適切に対応することで、虐待予防が図られているとともに、支援・指導が必要な家庭に対する適切な関わりにより、被虐待児童数が前年度よりも減少している状態。 【被虐待児童数】 前年度よりも減少	被虐待児童数の前年比較	・継続的に関わる要保護児童等の状態を定期的に確認し、必要な支援・指導を行う。 ・家庭相談員の資質向上を図るための研修を実施する。	・相談員3人体制で、児童虐待や子育ての悩みに関する相談に応じた。 ・県主催の研修会に参加した。 ・保育園等の職員を対象とした研修会の実施及び講師派遣 8回 ・学校職員を対象とした研修会への講師派遣 3回 ・民生委員・児童委員を対象とした研修会への講師派遣 7回 【被虐待児童数】 561人(R1.3月末現在)	△	・保育園・学校の職員を対象とした研修会を実施するなど、虐待の早期発見・予防の取組を進めた。メディア等で虐待に関するニュースが頻繁に取り上げられていることなどから、虐待に関する関心が高まってきていることで、潜在化していた案件が顕在化し、被虐待児童数は年々増加(H30年度479人)している。	・保育園・学校の職員を対象とした研修会を実施するなど、虐待の早期発見・予防の取組を進めている。また、園や学校に対し少しでも気になる状況が見受けられた場合は連絡するという体制が徹底してきている。 ・令和2年度から家庭相談員を4人体制とし、年々増加する虐待案件や子育ての悩みに関する相談に対応していく。	すこやかなくらし包括支援センター
			11	子育て関連施設における相談の実施	常時、子育てひろば等において、子育て相談に応じるほか、栄養士など専門職員による相談窓口を定期的に開催し、助言その他の援助を行う。	常時、子育て相談に応じるほか、栄養士など専門職員による相談窓口を開設することにより、子育ての不安感等を緩和し、安心して子育てができる環境づくりを推進する。			子育て関連施設において、相談窓口を開設し、子育ての不安感や孤立感が緩和されている状態。 【気軽に相談できる人や相談できる場所がないとした人の割合】 10%	子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査	・子育ての不安感や孤立感を緩和するため、常時相談窓口を開設し、保護者からの相談に対する面談を100%実施する。 ・子育ての不安、悩みや心配事など気軽に相談できる場として、各種セミナーやホームページを通じて、広く事業の周知をしていく。	・こどもセンターや子育てひろばにおいて、職員が常時、保護者からの相談に応じる体制を整えるとともに、栄養士など専門職員による相談窓口を定期的に開催し、助言その他の援助を行った。 ・ベビー健康ブラザ、子育てセミナー等で案内チラシを配布し、事業周知を図った。 【保護者からの相談に対する対応実施率】 100% 【相談件数】 子育てひろば:2,494件 こどもセンター:2,260件 ※新型コロナウイルス感染症防止のため、3月4日から3月31日まで施設を閉鎖した。	○	・身近な場所で子育て相談に応じることで、子育ての不安感等の緩和につなげることができた。	・子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援するために、各施設において日々相談しやすい環境づくりと受け入れを行ってきた。また、専門的な相談も受けられるよう、栄養士や保健師など専門職による相談日を定期的に設けた。 ・手助けが必要な保護者の早期発見など、小さなSOSを受け取り、適切な機関へつなげることができた。 ○困ったときの相談相手がいないと回答した人の割合 2% ※子どもの生活実態に関するアンケート結果より<H30実施> ○子育てひろばで、子育ての悩みなど気兼ねなく相談できると回答した人の割合 98.9% ※子育てひろばアンケート結果より<H30実施>	こども課
			12	子育てひろば	乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。	地域において子育て親子の交流等を推進することにより、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する。		○	親子の交流や子育て相談、情報提供等を実施し、子育ての不安感や孤立感が緩和されている状態。 【事業への満足度】 100%	利用者へのアンケート調査	・子育てひろばを開設し、親子交流や子育て支援情報の提供を行うとともに、常時、保護者からの相談に応じる。 ・出生届などの各種手続きや、各種乳児健診、こどもセンターの催し、ホームページ等で事業を広く周知する。 【事業への満足度】 100%	・市内26か所において子育てひろばを開設し、親子の遊びの場、保護者同士の交流の場を提供したほか、子育て支援情報の提供や相談支援を行った。 ・出生届など各種手続きや乳幼児健診、こどもセンターで開催する講座等において、子育てひろばの事業周知を図った。 【延利用者数】 ○常設 59,456人 (平均@11.4人/日) ○移動 228人 (平均@2.5人/日) ※新型コロナウイルス感染症防止のため、3月4日から3月31日まで施設を閉鎖した。	○	・児童数の減少や3歳未満児の保育園入園児童数の増加等に伴い、子育てひろばの利用者数は減少傾向にあるが、保護者の子育て不安の軽減を図れるよう支援し、楽しく子育てができる環境を推進することができた。 ・平成30年度に実施したアンケート調査においても、事業の満足度は高い結果となっている。 ○親子が交流し、親同士が支え合ったり、子ども同士が育ちあう雰囲気があると回答した人の割合 99.1% ○子育てに必要な情報が提供されていると回答した人の割合 99.1% ○子育てひろばを利用することで子育てを支えられていると感じると回答した人の割合 99.4% ○子育ての悩みなど、気兼ねなく相談できると回答した人の割合 98.9% ※子育てひろばアンケート結果より<H30実施>	こども課	

上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表(令和元年度実績)

資料 1

基本 目標	主要 施策	事業 区分	No.	取 組	事業概要	目 的	地域 子ども・子 育て支 援事業	第6次 総合 計画 にお ける 重点 事業	R1年度における目標		R1年度			これまでの取組と成果の総括 (H27～R1)	担当課	
									(何を、どのような状態 又は数値にしたいか)	目標の評価方法 (何を、どのように 評価するか)	目標達成に向けた実施内容 (何を、どうするか)	実績 【実績値】	達成 状況 (目標 に 対 す る 到 達 度)			評価・分析等
			13	こどもセンター	児童とその保護者が相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。	地域において子育て親子の交流等を推進することにより、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する。	○	○	親子の交流や子育て相談、情報提供等を実施し、子育ての不安感や孤立感が緩和されている状態。 【事業への満足度】 100%	利用者へのアンケート調査	オーレンプラザと市民プラザのこどもセンターの一層の利用促進を図るとともに、子どもや保護者同士の交流や各種講座等を通じ、安心して子育てができる環境づくりを推進する。	・オーレンプラザと市民プラザのこどもセンターで、親子の遊びの場、保護者同士の交流の場、子育て相談や各種講座の開催を行った。 【延利用者数】 124,625人 ・オーレンプラザ 78,120人 ・市民プラザ 46,505人 ※新型コロナウイルス感染症防止のため、3月4日から3月31日まで施設を閉鎖した。	○	・両こどもセンターの一層の利用促進を図り、子どもや保護者同士の交流のほか、各種講座等を通じ、安心して子育てができる環境づくりを推進することができた。 ・こどもセンターが2か所になり、利用者も両センターを時期や時間、利用目的に応じて使い分けており、親子の遊び場、保護者同士の交流の場として広く浸透できた。また、気軽に子育て相談ができた。子育て講座を開催することにより、子育て中の不安解消につなげることができた。 ・令和元年度に実施したアンケート調査においても、事業の満足度は高い結果となっている。 ○利用目的に対する満足度で「満足」、「やや満足」と回答した人の割合 90.2% ※こどもセンター利用者アンケート結果より<R1実施>	こども課	
			14	こどもセンター事業「ベビー健康プラザ」	妊娠中の方及び6か月以上1歳未満の赤ちゃんとその保護者を対象に、子育て支援情報の提供、離乳食やおやつ、遊びについての講座、保護者同士の情報交換、助産師や栄養士による個別相談を実施する。	乳児を抱える保護者に、子育てに関する知識の普及を図る。			乳児を抱える保護者に、子育てに関する知識の普及が図られている状態。 【子育ての参考になったとした人の割合】 100%	参加者アンケート	・子育て支援情報の提供、離乳食やおやつ、遊びについての講座を実施する。 ・保護者同士の情報交換の場を提供する。 ・助産師や栄養士による個別相談を実施する。	○	・乳児を抱える保護者に対し、子育てに関する知識の普及を図ることができた。 【延利用者数】 1,555人 ※新型コロナウイルス感染症防止のため、3月17日の実施を中止した。	○	・近所に子どもがいなく、なかなか同月齢の子を持つ親と交流する機会がない中、ベビー健康プラザでは同月齢の子の親と交流できる場である。育児をする中で不安なことを助産師や栄養士などに直接相談する事ができ、また、相談から支援が必要な家庭の発見につながることもある。ホームページやリーフレットなどで子育て情報を発信しているが、直接対象者に説明することで、子育てに関する情報の提供をしっかりと行うことができた。	こども課
			15	子育てセミナー等の開催	こどもセンター及び子育てひろばにおいて、楽しく子育てができるよう、子育てに関する各種講座や体験学習、親子向けのイベント等を開催する。	親子、保護者及び子ども同士の交流やふれあいの場、子育てを通じて育まれることをお互いに考える機会を提供し、保護者の育児不安の解消と楽しく子育てができる環境づくりを推進する。			子育てに関する各種講座を実施し、子育ての不安感や孤立感が緩和されている状態。 【子育ての参考になったとした人の割合】 100%	参加者アンケート	楽しく子育てができるよう、子育てに関する各種講座や親子向けのイベント等を開催する。 ・子育てセミナー 10回開催 ・すくすくプラザ 3回開催 ・おしゃべり会 24回開催 ・子育て講座(個人向け) 9回開催 ・子育て講座(団体向け) 2回開催 ・保育ボランティア養成講座 1回開催	○	・楽しく子育てができるよう、子育てに関する各種講座や親子向けのイベント等を開催した。 <こどもセンター> ・子育てセミナー: 10回開催 ・すくすくプラザ: 3回開催 ・おしゃべり会: 23回開催 ・子育て講座(個人向け): 8回開催 ・子育て講座(団体向け): 2回開催 ・保育ボランティア養成講座: 1回開催 <各子育てひろば> ・親子工作やお誕生会、季節のイベントを毎月開催 ※新型コロナウイルス感染症防止のため、3月4日から3月31日まで、各種講座や親子向けのイベントを中止した。	○	・子育てに関する各種講座や親子向けのイベント等の実施を通して、子育ての不安感や孤立感が緩和することができた。 ○子育てに必要な情報が提供されていると回答した人の割合 98.2% ※子育てひろばアンケート結果より<H30実施>	こども課
追			16	利用者支援事業	教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関と連絡調整等を実施する。	子ども及びその保護者、または妊娠している方が選択に基づき、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるような支援を行う。	○		子ども及びその保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できる状態。 【利用者の相談に対して、必要な助言、連絡調整等ができた割合】 100%	利用者の相談に対して、必要な助言、連絡調整等ができた割合	・利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報集約・提供、相談、利用支援等を実施する。 ・子育てに関する各種施設やサービスを紹介するハンドブックを作成し、転入や妊娠届の際に配布する。 ・保育園等の入園に関するセミナーを年3回開催する。 ・妊娠中、または妊娠を考えている方を対象とした産後に関するセミナーを年2回開催する。	○	・利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報集約・提供、相談、利用支援等を実施した。 ・子育てに関する各種施設やサービスなどを紹介するハンドブックを作成し、転入や妊娠届の手續きにあわせて配布した。 ・保育園等の入園に関するセミナー(7月)を計3回実施した。(延参加者数135人) ・妊娠中、または妊娠を考えている方を対象とした産後に関するセミナー(6月、12月)を実施した。(延参加者数32人)	○	・転入者や初めて子育てをする親などに対して、地域資源の紹介や子育てサービスのコーディネートのほか、諸手続やサービス利用時の支援を行うことで、子育てに対する不安や負担感の軽減を図ることができた。	こども課

上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表(令和元年度実績)

資料 1

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	R1年度における目標		R1年度			これまでの取組と成果の総括(H27～R1)	担当課	
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	実績【実績値】	達成状況(目標に対する到達度)			評価・分析等
	縮	17	障害児日中一時支援	日中介護者がいないため、一時的に見守り等が必要な障害のある児童等に施設等で活動の場の提供などを行う。	日中介護者がいないため、一時的に見守り等が必要な障害のある児童等に活動の場を提供することで、自立生活及び社会参加を推進する。				障害児の日中一時支援に関しては、放課後等デイサービスの定員超過時の弾力的な運営を行っているが、今後は関係機関との連携を図りながら、放課後等デイサービスへの移行を進めていく。	—	・引き続き、放課後等デイサービスの定員超過時の日中一時サービスへの弾力的な振替を行う。	・放課後等デイサービスの定員超過時に、日中一時サービスへの振替を行うことにより、障害のある児童等への活動の場を提供した。	○	・放課後等デイサービスの定員超過時の一時預かりのニーズに対応した。	・放課後等デイサービスの定員超過による一時預かりは月3人まで減らすことができた。	福祉課
		18	子育て支援情報の提供	子育て支援サイト「上越市子育て応援ステーション」により、イベントの情報や各種制度等を見やすく掲載し、子育てに関する情報を発信する。	子育て中の人に対しホームページを活用して子育て情報を発信し、安心して子どもを生き育てることができる環境づくりを推進する。			子育て支援情報が充実され、多くの子育て世帯に利用されている状態。 【アクセス件数】150,000件以上	アクセス件数	・引き続き、子育てに関するイベントの情報や各種制度等を見やすく掲載し、情報を発信していくとともに、広報上越やこどもセンターの催しなどで子育て支援サイト「上越市子育て応援ステーション」について広く周知していく。	・子育てに関するイベントや各種制度等の情報を見やすく掲載するとともに、メールやツイッターによる子育て情報の随時発信をした。 ・広報上越やこどもセンターの催しなどで子育て支援サイト「上越市子育て応援ステーション」について周知した。	△	・母子健康手帳アプリなど子育て支援情報の取得手法が増加したこともあり、積極的に子育てに関するお知らせやイベント等の情報提供に努めたが、アクセス件数の目標は達成できなかった。	・子育てに関するイベントや各種制度等の情報を迅速に掲載し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進することができた。	こども課	
		19	若竹寮管理運営事業	入所児童の養護及び自立のための援助を行う。	保護者のいない児童や虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を養護し、併せて自立のための援助を行う。 また、退所した者に対する相談や自立のための援助を行う。			入所児童に対し、年齢に応じた社会性を身に付けさせることにより、将来に向けた自立を図れる状態。	・県指導監査 ・第三者評価及び自己評価	・引き続き、入所児童が安全で安心して生活を送るため、支援・指導を行った。 ・施設では、地域行事の参加、施設内行事を実施する。 ・自生活を想定した生活実習を実施する。 ・関係機関が情報共有、養育状況等の意見交換を行う連絡調整会議(年2回)、連携会議(年4回)を開催する。 ・施設職員の養育研修、児童の面談のため、臨床心理士の派遣を行う。	・指定管理者と情報共有、連携し、入所児童が安全で安心して生活を送るため、支援・指導を行った。 ・施設では、入所児童の健全育成や社会性を図るため、地域行事(町内会まつり)に参加、施設内行事(若竹まつり)を実施した。 夏休み期間に児童が計画した旅行を実施。(8月) ・関係機関が情報共有、養育状況等の意見交換を行う連絡調整会議(年2回)、連携会議(年3回)を開催した。	○	・児童が日常生活の中で様々な体験を通して、自立、自活ができる力を養えるよう支援した。	・指定管理者や学校等関係機関等と連携しながら入所児童一人一人に寄り添った養育を行ったことにより、児童のすこやかな成長につなげることができた。	こども課	
	追・拡	20	放課後等デイサービス	就学している障害のある児童に対し、授業終了後または休日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を支援する。	就学している障害のある児童・ご家族の希望や状況に応じて生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を図る。			それぞれの放課後等デイサービス事業所の特性を活かしながら、引き続き利用者のニーズに沿ったサービス提供が行われている。	事業所との連携を図り、介護給付費の執行状況を確認。	・新規利用のニーズに適切に対応できるよう、放課後等デイサービスの利用に関し、本来の利用目的(発達支援)に沿った利用や、障害児の状況に適した利用となるよう、相談支援専門員等と連携して保護者の理解を求めていくとともに、一時預かりのニーズへの対応策を関係機関等とともに検討していく。	・利用の対象となる障害児の保護者等へのサービス周知により利用者が増加した。 ・一方で、利用終了者より新規利用希望者が多く、関係機関との協議により一律の基準を設け、新規利用者の利用回数を調整した。	○	・平成30年度当初は利用児童の増加により、新規利用者の受入調整が必要であったが、令和元年度内は申請が落ち着き、受入調整なく支援を行うことができた。 ・既存のサービス利用者について、一時預かり目的の場合の代替手段確保も含め、利用の適切性と公平性の確保に向けた取組が必要。	・年々増加する利用者に対応するため、事業所への新規事業所開設に向けた働きかけを行い、必要なサービス量を確保することができた。 ・放課後等デイサービスのパンフレットや申請から受入のフロー図などを作成し、放課後児童クラブとの利用目的の違い等を整理し、周知した。	福祉課	
2 こころとからだの健やかに育つまちづくり																
1 地域ぐるみの子どもの健全育成の推進																
		1	児童館	子どもが安全に遊べる環境を提供する。	仲間づくりや自発的な活動を通して、児童が心身ともに健やかに成長する環境をつくる。			利用者が安全に遊び、学べる環境が提供されている状態。 【指導員の企画によるイベントの実施回数】月1回	児童指導員の企画によるイベントの実施回数	・利用者が安全に遊べる環境を提供する。 ・指導員の企画によるイベントを月1回以上開催する。(参加者数が少ない場合は除く)	・児童指導員を配置し、利用者が安全に遊べる環境を提供した。 【利用者実績】延べ 2,538人/6施設 ※新型コロナウイルス感染症防止のため、3月4日から3月31日まで施設を閉鎖した。	○	・利用者が安全に遊べる環境を提供することができた。 ・児童館の利用を呼びかけ、指導員の企画によるイベントを月1回以上開催した。	・地域の子どもたちに遊び場を提供するとともに、児童指導員が季節や地域の実情などに合わせた遊びの指導を行い、子どもたちの自主性や創造性を培った。 ・核家族化や親の就労形態の複雑化、学習塾等習い事の増加、ゲーム機器やスマートフォンの普及など社会環境の変化、放課後児童クラブの充実に伴い、児童館そのものの利用者は年々減少傾向にあることから、児童館の在り方を整理する必要がある。	こども課	

上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表(令和元年度実績)

資料 1

基本 目標	主要 施策	事業 区分	No.	取 組	事業概要	目 的	地域 子ども・子 育て支援 事業	第6次 総合 計画 におけ る重点 事業	R1年度における目標		R1年度			これまでの取組と成果の総括 (H27～R1)	担当課	
									(何を、どのような状態 又は数値にしたいか)	目標の評価方法 (何を、どのように 評価するか)	目標達成に向けた実施内容 (何を、どうするか)	実績 【実績値】	達成 状況 (目標 に対する 到達度)			評価・分析等
			2	こどもの家	子どもが安全に遊べる環境を提供する。	子どもたちが健康増進及び情操を豊かに育つための環境を提供する。			町内会が自ら子どもの家を運営している状態。	町内会が運営するこどもの家の数	・引き続き、旧こどもの家に管理員を配置して、子どもたちに安全で安心して遊ぶことができる場を提供する。	・旧こどもの家に管理員を配置して、子どもたちに安全で安心して遊ぶことができる健全な場所を提供した。 【利用者実績】 35施設に管理員配置 延べ 65,008人/35施設 ※新型コロナウイルス感染症防止のため、3月4日から3月31日まで施設を閉鎖した。	○	・放課後等の子どもの居場所の一つとして、安全で安心して遊べる環境を提供し、児童の健全育成に寄与した。	・地元町内会に譲渡した旧こどもの家において、地域と行政が一定の役割分担のもとで、子どもたちに安全で安心して遊ぶことのできる場を提供することができた。	こども課
			3	図書館における読み聞かせ	子どもを対象に絵本の読み聞かせや紙芝居の上演などを実施し、お話しに親しんでもらうことにより、幼少時からの読書普及の動機付けをする。	子どもが本と触れ合う機会を提供することにより、読書活動の推進及び普及の啓発を図る。			ボランティアとの協働により、各館の読み聞かせ会、あるいはそれに類似した催し物の実施体制を維持する。 【開催回数】 230回	図書館および分館において実施した読み聞かせ会等の催し物の実施回数。	・引き続きボランティア団体との連携を密にすることで、協力体制を維持し事業に取り組んでいきたい。	○	・図書館4館それぞれで、ボランティア団体との協働により、おはなし会等の催し物を開催することが出来た。	・おはなし会等の定期的な取り組みに加え、各館で独自の催し物を提供する事により、子どもたちの読書活動の推進と、保護者への啓発を行う事ができた。	高田図書館	
			4	図書館における子ども向け図書資料の充実	子どもの自主的な読書活動が推進できるよう、子どもの成長、発達段階、興味に合わせた資料の充実に努める。	子どもの読書活動推進のため、その基となる資料の充実を図る。			継続的に児童向け資料の収集を行う。 【図書館の児童書蔵書冊数】 123,500冊	図書館および分館における児童向け資料の蔵書冊数。	・新規購入だけでなく、古くなった資料の除籍を進めることで、児童の読書への興味を引く蔵書構成になるよう努める。	○	・子ども向け資料の収集を積極的に行い、子どもの読書活動推進を図った。 【図書館の子ども書蔵書冊数】 133,351冊	・子ども向け図書の情報収集に努め、子どもたちの読書活動推進のための蔵書を収集することができた。	高田図書館	
			5	ボランティアだよりキッズの作成・配布	子どもたちの社会参加の意欲を高めるため、ボランティアに関する情報を提供する。	子どもの社会参加意欲を向上させるとともに、自ら責任を持って行動するというボランティア本来の意義の浸透を図る。			子どもの社会参加意欲を向上させるとともに、自ら責任を持って行動するというボランティア本来の意義の浸透が図られている状態。	NPOボランティアセンターでの情報収集など	小中学生が参加しやすいボランティア情報の収集を行い、参加者数の増加を図る。	○	・ボランティアについての理解を深めるため、7月に、「ボランティアだよりキッズ」を市内の小・中学生に配布した。これにより、38人がボランティア・イベントに参加した。	・ボランティアだよりキッズを配布することで、ボランティアの大切さや身近で参加できるボランティアの情報を周知することができた。 ・だよりを見てボランティアに参加した小中学生が増加したことから、社会参画の意欲向上のため、今後も継続して情報提供していく必要がある。	共生まちづくり課	
			6	謙信KIDSプロジェクト	各種体験活動を通して、児童・生徒の育成を図る。	体験活動への参加を通じて、様々なことに興味を持つ児童・生徒を育成する。(成人者に対して実施している自発的に行動できる人材の育成事業への参加につなげていく。)			各種体験活動へ積極的に参加する状態。 【定員に対する申込率】 100%	・定員に対する申込率 ・事業終了後の自己達成度 (参加者アンケートにより把握)	各種体験活動へ積極的に参加する状態。	○	・定員に対する申込率≒259%(申込人数1,209人/定員467人) ・アンケート回答者のうち、自己目標達成度96%、講座に参加した満足度96%、上越市や講座内容への興味度83%	・地域の特色について、より深く理解できるような学びの機会を提供し、取組を継続する。 ・未来を支える人づくりのために必要となる取組を検討する必要がある。	・地域の特色について、より深く理解できるような講座を幅広く提供した。 ・未来を支える人づくりのため、上越教育大学と連携し、R1年度にプログラミングの講座を新設した。 ・同じ講座に集まった違う学校、違う年齢の子ども同士で交流を深め、仲間づくりを行った。 ・体験活動への参加を通じて、様々なことに興味を持つ児童を育成することができた。	社会教育課
			7	上越緑の少年団	子どもたちの社会への愛情と豊かな心を育むため、自然や緑を愛し、守り育てる活動を行う。	自然の中で緑を愛し、守り育てる活動を通じて、子どもたちが社会への愛情を持ち、心豊かな人間となるように育成することを目的とする。			子どもたちの自然や緑に対する意識の高揚が図られ、活動が充実されている状態。	団員を対象とした活動のふりかえりシートで子どもたちの理解度を確認するとともに、保護者から活動に対する意見を聞いた上で活動内容が適正であるか評価する。	・緑を守り育てる活動を通じて、子どもたちの自然や緑に対する意識の向上を図り、豊かな心を育むことを支援する。	○	・植樹や森林整備体験、森林学習会等を通じて自然や緑に対する意識の向上を図ることができた。 【活動回数】 8回 【団員アンケート】 ○どんな力が向上したか ・緑や自然への興味・関心 ・協調・協力の気持ち ・人と話す力 ・動植物への興味・関心	・補助金を交付することで、少年団の活動の幅が広がり、緑への興味関心の向上を図ることができた。 また、豊かな心を育むことができた。 今後も引き続き行政としての支援を行う必要がある。	農林水産整備課	

上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表(令和元年度実績)

資料 1

基本 目標	主要 施策	事業 区分	No.	取 組	事業概要	目 的	地域 子ども・子 育て 支援 事業	第6次 総合 計画 におけ る重点 事業	R1年度における目標		R1年度			これまでの取組と成果の総括 (H27～R1)	担当課	
									(何を、どのような状態 又は数値にしたいか)	目標の評価方法 (何を、どのように 評価するか)	目標達成に向けた実施内容 (何を、どうするか)	実績 【実績値】	達成 状況 (目標 に対する 到達度)			評価・分析等
			8	少年スポーツ 活動育成事業	スポーツを通じた青少年の 健全育成を行う団体の活動 を支援する。	多種多様なスポーツ活動と 団体の自主活動を支援し、 青少年のスポーツへの関心 を高めるとともに、体力の増 進と運動習慣の定着を図る。			上越市スポーツ協会に加盟して いるジュニアスポーツクラブ、上 越市スポーツ少年団、総合型地 域スポーツクラブの活動種目及 び団体数が維持されている状 態。 【活動目標値】 27種目71団体	上越市スポーツ協会に 加盟しているジュニア スポーツクラブ、上越 市スポーツ少年団、総 合型地域スポーツクラ ブの種目及び団体数を 把握し、活動目標値と 比較する。	・スポーツを通じた青少年の 健全育成を行う団体への活 動を支援するため、補助金 の交付や広報紙への掲載を 行う。	・青少年の健全育成を行う団体や各種事業 に対して補助金を交付したほか、広報紙を 通じて参加者の募集を行うなど、団体の活 動を支援した。 【活動目標値】 27種目71団体 【広報上越等掲載件数】 11件 【財政支援】 1,845千円	○	・多種多様なスポーツ団体の自 主活動を支援したことにより、少 子化が進行する中においても、活動種目及び 団体数を維持することができた。	・多種多様なスポーツ団体の自主活 動を支援したことにより、少子化が進 行する中においても、活動種目及び 団体数を維持し、スポーツを通じた青 少年の健全育成に寄与することが できた。	スポーツ推 進課
	拡		9	放課後児童ク ラブ	保護者が労働等により昼間 家庭にいない小学校に就学 している児童に対し、授業の 終了後に小学校の余裕教室 等を利用して適切な遊び及 び生活の場を与えて、その 健全な育成を図る。	共働き家庭など留守家庭の 小学校に就学している児童 に対して、学校の余裕教室 等を利用して放課後に適切 な遊び及び生活の場を与え て、その健全な育成を図る。			利用人数を把握し、学校内の余 暇教室等を活用し、受入枠が確 保されている状態。	各児童クラブの利用児 童数と専用区画の面 積の把握をする。	・エアコンの増設、移設と畳 張替工事等を行う。 (該当クラブ:4クラブ) ・プレハブや児童館等でクラ ブ運営を行っている児童クラ ブについては、学校内に移 行できるかの調査・協議を行 う。 併せて、委託での運営がで きるかの検討をしていく。	・5か所の児童クラブでエアコンの新規設 置、入替え、増設等の工事を実施した。 ・浦川原児童クラブの床張替工事は、平成 30年度に前倒し実施を行った。 ・長期休業期間の児童受入れを円滑に行う ため、学校と調整を行い、余裕教室の活用 により児童の受入れを行うことができた。 ・通年利用時における利用児童数、専用区 画の面積確保に努めた。 ・学校外で運営している児童クラブを学校内 に移転実施できるか、学校と協議し、その 結果、令和2年度に2か所移転を行う。	○	・各児童クラブの利用者数や専 用区画の面積などを把握し、安 全確保を図り、適正な運営に努 める。 ・学校外の児童クラブの施設の 現状の把握に努めていく。	・利用児童数が年々増加傾向によ り、クラブ室のみでは対応できない児 童クラブは、学校と協議し余裕教室 の活用を図るほか、校外で実施して いる児童クラブは、施設の老朽化等 により運営場所の検討が必要な場合 は、学校と協議し学校への移転実施 に向け進めている。	学校教育 課
	追		10	学校運営協議 会制度(コミュ ニティ・スкуль ル)の推進	市立の全小中学校をコミュニ ティ・スクールに指定し、校 長、教職員、保護者、地域住 民、学識経験者などで構成 する「学校運営協議会」を設 置する。 協議会では、学校運営の基 本方針の承認、教育活動に 関する意見交換、学校評価 などを行い、地域とともにあ る学校づくりを進める。	コミュニティ・スクールに関す る研修と情報交換会を実施 し、学校運営協議会の充実 を図る。			コミュニティ・スクールに関する研 修と情報交換会を実施し、学校 運営協議会の充実が図られて いる。 【学校運営協議会を実施する公 立小中学校の割合】 100%	学校への調査	・学校運営協議会での「熟 議」の充実を図る研修を設定 するとともに、学校運営協議 会委員の主体性や参画意識 を高める観点から、今後のコ ミュニティ・スクールの在り方 について、研修や情報交換 を進めながら明らかにしてい く。	・すべての市立小中学校で事業を実施し、 学校運営協議会の充実が図られてきた。 ・10月に学校運営協議会代表者懇談会を 開催し、「当事者意識をもった学校運営協 議会運営を目指して」をテーマに研修を行 った。文部科学省から講師を招いて国の施策 説明や学校と地域の役割分担の取り組み 例等を紹介していただいた。 ・地域が主体となりながら、地域と学校が協 働して活動している実践発表を行ったほ か、校種や学校規模を考慮したグループ別 の情報交換を行った。	○	・学校運営協議会制度を導入し て8年が経過し、教育課題の解 決や地域との実働・協働が進 み、取り組みが充実してきた。 (アンケート結果肯定的評価 97%) ・委員の主体性が発揮されて いるかについては上記の評価に 比べてやや低いため、会の運 営方法やもち方の再検討や研 修での学びを生かす工夫が進 むような研修内容にしていく。	・各校の教育課題解決のための熟議 や地域・学校の協働による教育課程 づくり、地域諸団体との実働・協働は 成果が現れている。 ・「学校と地域で、コミュニティ・スкуль ルの運営や活動に係る課題が共有さ れているか」の肯定的評価が96%と 年々向上していることに象徴されるよ うに、各協議会で実態に即した運営 が進んでいる。 ・一方で「熟議や、熟議を経て行われ る活動が学校任せになっている」と感 じている委員や学校が約3割となっ ており、形式的なものになっている協 議会もあることが懸念される。また、地 域による温度差も見られる状況があ る。 ・スタートから8年目となり、今後も続 ける必要があることと変えるべきこと を見極め、各校・園にあった形で進め ていく必要がある。	学校教育 課
			11	地域青少年育 成会議	地域青少年育成会議を中心 とした地域ぐるみによる青少 年の健全育成を図る。	「地域の子どもは地域が育 てる」ことに資する活動を通 じて、地域の教育力の向上を 図る。			コーディネーターの資質向上の 研修が、行政主導の内容から、 コーディネーターの発意による内 容に変わっている状態。	コーディネーターの発 意による研修実施回数	・コーディネーター委員会等 の場で、年4回の研修会のう ち、新任者研修をコーディ ネーター発意による自主開 催にできるよう協議を進め、 年4回のうち3回を自主開催 にする。	・計画どおり年4回研修会(講演会や実践発 表及び意見交換会を含む)を実施した。 ・6月1日 講演会(91人参加) ・9月19日 新任者研修(25人参加) ・10月16日 実務研修会(21人参加) ・11月30日 地域青少年まちづくりワー クショップ実践事例発表及び意見交換会(108 人参加)	○	・育成会議の設立から携わった 方から、今後の育成会議の展 開について講演をいただき、 コーディネーターの活動に対 する意識を高めた。 ・新任者研修及び実務者研修を 実施し、コーディネーターの資質 向上に取り組んだ。	・コーディネーターの資質向上につ いて、研修会を年4回実施できるように 取組を進めてきた。 ・特に令和元年度に実施した意見交 換会では、参加したコーディネーター の方から、自分たちの普段の活動で の苦労や課題をコーディネーター同 士で共有することができ、解決策を模 索することができたという声がきける など、有意義な会を行うことができ たと認識している。 ・コーディネーターは育成会議の活動 の中核となることから、引き続き、資 質向上に向けた取り組みを行う。	社会教育 課

上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表(令和元年度実績)

資料 1

基本 目標	主要 施策	事業 区分	No.	取 組	事業概要	目 的	地域 子ども・子 育て 支援 事業	第6次 総合 計画 におけ る重点 事業	R1年度における目標		R1年度			これまでの取組と成果の総括 (H27～R1)	担当課	
									(何を、どのような状態 又は数値にしたいか)	目標の評価方法 (何を、どのように 評価するか)	目標達成に向けた実施内容 (何を、どうするか)	実績 【実績値】	達成 状況 (目標 に対する 到達度)			評価・分析等
		追	12	子どもリーダー育成事業補助金	単位子ども会や地区子ども会連絡協議会等を行う子どものリーダー育成に向けた取組を支援する。	地域における様々な体験活動を通じた青少年のリーダー育成の推進を図る。			子ども会の実態を把握し、子ども会への最適な支援が確立されている状態。	子ども会において様々な体験活動を通じて、子どもたちのリーダーとしての資力が育成されていることを確認する。	・見直しを行った「上越市子ども交流活動支援事業補助金(旧名称:上越市子どもリーダー育成事業補助金)」により、異学年交流や地域交流等の促進を図り、ひいてはリーダー育成につながる各種活動を支援する。	・子ども会に対するアンケート調査結果等を基に「子どもリーダー育成事業補助金」の制度を見直し、今年度から「子ども交流活動支援事業補助金」として、制度を開始した。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、3月に予定していた補助見込み2件200千円の事業が中止となるなか、予算額750千円に対し、交付実績額は482千円(64.3%)となり、平成28年度の制度創設以来、最も高い交付実績となった。	○	・子ども会に対するアンケート調査結果を基に制度の見直しを行ったことにより、補助実績の増に結びついたものと考えられる。 ・引き続き単位子ども会や地区子ども会等対象団体に補助制度の周知を図り、活動を考えている団体を支援する。	・子どもリーダー育成事業補助金により、地域における様々な体験活動を通じた青少年のリーダー育成への活動支援を行ってきた。 ・平成30年度に子ども会へのアンケートを行い、現在の子ども会では、リーダー育成を重要視していないことから、まずは異学年交流や地域交流の中で、結果的にリーダー育成につながる活動に対して、支援を行うように見直し、また、対象団体を広げること、制度の拡充を図った。 ・その結果、見直し後の補助制度において交付実績額が増加する等の成果が見られたことから、引き続き本制度の周知を図り、活動の支援を行う。	社会教育課
2 学校教育環境の充実																
			1	外国語指導手による語学指導事業(ALT活用事業)	子どもたちに豊かな国際感覚を身につけるため、すべての小中学校に外国語指導助手(ALT)を配置し、定期的に語学指導を実施する。	英語によりコミュニケーションを図ろうとする児童生徒の態度や能力の育成を図る。			すべての児童生徒が、ALTとの外国語活動や英語授業に積極的に取り組むようにする。	各小中学校にアンケートを実施する。	・毎月、ALTの研修会を開催し、ALT同士の情報交換の場を設けたり、ALTの授業指導案について個別指導を行い、ALTによる授業の質の向上を図る。 ・年に3回、すべての小中学校のALT担当教員とALT委員会を開催し、ALTの有効活用について検討や研修を行う。 ・中学生の希望者を対象に国立妙高青少年自然の家でイングリッシュキャンプ(1泊2日)を開催し、生きた英語や外国の文化に触れる機会を提供する。	・市内すべての小中学校にALTを定期的に派遣し、語学指導を実施した。小学校高学年の外国語活動の授業の75%程度、中学校の英語の授業の20%程度の授業がALTとのTTであった。 ・学校行事等で要請があった学校には担当外のALTを派遣するなど、ALTの有効活用を図った。	○	・平成32年度の小学校新学習指導要領の全面実施により、「外国語科」「外国語活動」の授業が始まり、ALTを活用できる授業時数が増えることから、移行期間最終年度である今年度中にALTの配置を見直すとともに、小学校への訪問回数を検討する。	・雇用している19名のALT(JETプログラム)を、市内すべての小中学校に計画的かつ定期的に派遣し、語学指導を実施することができた。また、毎月、教育委員会ではALTの研修会を開催しALT同士の情報交換の場を設けたり、ALTの授業を訪問して個別指導を行ったりし、ALTによる授業の質の向上を図ることができた。そのことにより、令和2年2月に実施したアンケートの結果では98%の小学校、100%の中学校が、ALTと積極的にコミュニケーションを図ろうとしているという回答であった。また、外国語活動の授業に積極的に取り組んでいると回答した小学校は100%、ALTとの授業を楽しみにしていると回答した中学校は100%であった。	学校教育課
			2	学習情報指導員の配置	各学校を巡回し、情報教育環境の整備や職員へのサポート等を行い、学校での情報教育を支援する。	市費で整備したICT機器を教職員が有効活用し、児童生徒の情報活用能力を育むことができるように、教職員のICT機器の活用を支援する。			情報機器の積極的な活用を通して、児童生徒の情報活用能力を育むことができるように、教職員のICT活用指導能力を90%以上に引き上げる。	文部科学省が行っている教員のICT活用指導力等の実態調査において「授業中にICTを活用して指導する能力」の割合を確認する。	・教員のICT活用指導能力90%以上を維持できるよう、学校の要請を受け、ICT機器の操作活用方法や小学校プログラミング教育完全実施に向けた教職員への校内研修支援を行っている。 ・学習情報指導員が月に2、3回程度学校を訪問し、ICT機器を安定して活用できるよう保守及び管理支援を行う。	・学校への巡回訪問を行い、授業準備支援・校内研修支援・ICT機器の保守などを行った。 ・電子情報ボード、プロジェクタ、タブレットPC操作活用研修や校務支援システム活用研修の補助を行った。 【授業中にICTを活用して指導する能力】※今年度調査よりアンケート内容が変更(目標が教材提示中心から思考を深めるための活用方法に変更):小学校90.1%、中学校89.2%、平均89.8%(平成31年3月実施調査5月結果報告)	○	・小学校プログラミング教育の必修化や国が目指す教員のICT活用指導力の内容が高度化する中(主体的、対話的で深い学びにつながる活用)で、教員のICT活用指導力90%以上を維持するためには、校内でのタブレットPCやプロジェクタ等の活用研修の補助・支援を強化していく必要がある。	・6名の学習情報指導員が学校の要請に応じて、緊急的に訪問し、ICT機器の保守や校務支援システムの運用補助を行ったり、学校への巡回訪問を実施し、授業準備支援・校内研修支援・定期的な保守などを行ったりした。このことにより、文部科学省が行っている教員のICT活用指導力等の実態調査において「授業中にICTを活用して指導する能力」に関する項目において90%の水準を維持することができた。	学校教育課
			3	教育補助員の配置	通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒を指導・支援するため、児童・生徒の状況や学校の支援体制を考慮して、教育補助員を配置する。	児童生徒の教育的ニーズに応じた指導・支援やチーム・ティーチングを行えるようにする。			教育補助員を配置することにより、児童・生徒の教育的ニーズに応じた個別の支援やチーム・ティーチングを行えるようにする。	巡回相談活用調査により、特別な支援を必要とする児童・生徒の指導に効果があったと自己評価する学校が、対前年度の割合を上回る。	・通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒を指導・支援するため、児童・生徒の状況や学校の支援体制を考慮し、教育補助員を配置する。	・教育補助員を74人配置し、研修会を2回実施した。 ・取り出しの学習指導に対して学校訪問を行い、指導・助言を行った。 ・活用調査を行った結果、肯定的な評価は100%であった。	○	・対応の難しいケースが増えてきている。事例紹介や研修、学校訪問などの支援体制を今後も継続していく必要がある。	・研修会では、児童生徒の特性理解とその支援についての理解を深めることができた。 ・取り出しの学習指導に対して学校訪問での指導・助言を行い、個に応じた指導や多様な指導方法が行われるようになった。	学校教育課
			4	特別支援教育巡回相談事業	発達障害等のある児童・生徒がいる学校へ定期的に巡回相談を行い、支援体制の充実を図る。	発達障害等のある児童・生徒の特性に応じた支援や校内支援体制づくりを行う。			校内支援体制を整え、指導方法を工夫することにより、児童・生徒の教育的ニーズに応じた支援を提供できるようにする。	巡回相談活用調査により、特別な支援を必要とする児童・生徒の指導に効果があったと自己評価する学校が、対前年度の割合を上回る。	・巡回相談事業を通じて、校内支援体制を整え、指導方法を工夫することにより、児童・生徒の教育的ニーズに応じた支援を提供できるようにする。	・巡回相談員を対象に年3回の全体会と年5回の研修会を行った。 ・巡回相談活用調査を行った結果、肯定的な評価は100%であった。	○	・巡回相談ができる知己量のあたる教員に限られており、今後育成のための体制づくりや研修会の設定が必要である。	・巡回相談員を対象にした年3回の全体会と年5回の研修会により、専門的な知識を得たり、支援会議で学校が前向きに支援をしていけるような助言をしたりすることができた。	学校教育課

上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表(令和元年度実績)

資料 1

基本 目標	主要 施策	事業 区分	No.	取 組	事業概要	目 的	地域 子ども・子 育て支援 事業	第6次 総合計 画にお ける重 点事 業	R1年度における目標			R1年度			これまでの取組と成果の総括 (H27～R1)	担当課
									(何を、どのような状態 又は数値にしたいか)	目標の評価方法 (何を、どのように 評価するか)	目標達成に向けた実施内容 (何を、どうするか)	実績 【実績値】	達成 状況 (目標 に対する 到達 度)	評価・分析等		
			5	教育相談事業 (相談支援体制 の整備)	いじめや不登校などで悩んでいる児童生徒や保護者、対応に苦慮している教職員の相談等に対する助言等を通じて問題の早期解決に向けて支援する。	いじめや不登校、生徒指導上の問題等について、児童生徒や保護者、教職員に対して相談を行い、早期解決を図る。			【相談事業の紹介・広報回数】 15回以上 【苦情件数】 0件	・相談事業の紹介・広報回数 ・教育相談についての苦情件数	・子どもほっとラインの年中無休・24時間開設を含め、教育相談事業について、これまでの紹介や広報に加えて、手法を工夫したり、報道機関等に積極的に働きかけたりするなどし、相談事業の紹介や広報回数を15回以上とする。 ・教育相談部研修を、部員の「困り感」や喫緊の課題に対応する内容に焦点化するとともに、教育相談員相互の情報交換を6回以上行い、苦情件数0件を目指す。	・学校訪問カウンセラーと子どもほっとラインについて、相談事業の紹介・広報を24回行った。 ・相談員相互の情報交換を8回、教育相談部研修を11回実施し、相談員のカウンセリングに関する資質や技能を高めた。 【苦情】 0件	○	・学校訪問カウンセラーと子どもほっとラインについて、広報上越や所報などを通して、広報・紹介を行う。 ・相談事業についての苦情0件を目指して、教育相談部研修を引き続き行い、そこで学んだことを活かして教育相談を行う。	・広報活動については、広報上越やNPO団体の広報誌等で紹介してきた。学校訪問カウンセラーについても、校内掲示ポスターをカウンセラーの顔入り大判で、担当校用に作成するなど周知の工夫をしている。 ・教育相談部研修として、情報交換による事例研修や専門カウンセラー等によるカウンセリング研修を毎年計画的に行うなど、相談員としての力量向上に努めてきた。その結果、相談事業についての苦情がなかった。	学校教育課 (教育センター)
			6	教育相談事業 (教職員の研修 の充実)	教育相談や学級経営に活用できる研修内容を計画し、教職員の指導力の向上を図り、学校が抱えている生徒指導等の課題解決に向けて支援する。	カウンセリングや教育相談等の研修を行い、教職員の教育相談や学級経営等の力量を高める。			【開催講座数】 6回以上 【受講満足度】 90%以上	・開催講座数 ・受講満足度	・教職員のニーズに応じるとともに、喫緊の課題に対応した内容で、カウンセリング研修会を夏期と冬期にそれぞれ3日間合計6日開催し、受講者満足度95%以上を目指す。	・カウンセリング研修について、夏期研修会と冬期研修会をそれぞれ3日間合計6日開催した。 【受講者満足度】 99.2%	○	・教職員のニーズに応じた内容や喫緊の課題に対応した内容で、カウンセリング研修会を開催する。	・毎年同時期に、夏期、冬期ともに3日間ずつ計6日間、カウンセリング研修を実施してきた。前年のアンケートに基づく教職員のニーズや喫緊の課題に対応した内容で、出席者の満足度が高い。 ・5年間で延べ1470人の受講があり、役立ったと肯定的な評価をした参加者が99.7%であった。	学校教育課 (教育センター)
			7	不登校児童生徒 適応指導教室	不登校児童生徒に個別指導や体験活動などを行いながら、自立心と集団生活への適応能力を高め、学校復帰ができるよう支援する。また、必要に応じて訪問指導を行う。	不登校児童生徒に対し、個別指導や体験活動、教育相談などを行い、自立心と集団生活への適応能力を高め、学校復帰や希望する進路を実現する。			【適応指導教室の開設数】 2か所以上 【指導員数】 4人以上	・適応指導教室の開設数 ・指導員数	・南適応指導教室と北適応指導教室の2か所を開設する。 ・南適応指導教室と北適応指導教室に、指導員をそれぞれ2人、合計4人配置する。	・南適応指導教室と北適応指導教室の2か所を開設した。 ・南適応指導教室と北適応指導教室に指導員をそれぞれ2人、合計4人配置した。 ・在籍児童生徒数は、27人となった。	○	・在籍児童生徒27人中、北適応指導教室の在籍数が17人となり、偏りが見られた。来年度以降の傾向を見守る必要がある。	・南北2教室を開設し、指導員を2人ずつ計4人配置してきた。 ・南北の教室を合わせて、5年間で延べ132人(年間平均26.4人)の利用があった。また相談件数も児童生徒本人や保護者等合わせて441件(年間平均88.2件)寄せられている。	学校教育課 (教育センター)
			8	やすづか学園 (やすづか学園 運営費補助事業)	自然と地域の中での生活・学習を通して、子どもたちが傷ついた心を癒し、自信を取り戻して自立できるよう支援する。	不登校などで悩みや不安を抱える児童・生徒がいきいきと学園生活を送ることができ、自信を取り戻せるよう支援を図る。			不登校などで悩みや不安を抱える児童・生徒がいきいきと学園生活を送ることができ、自信を取り戻せるよう支援されている。	学園の継続(事業の継続)をもって評価する。	・教育委員会と連携し、就学を希望する市内の児童生徒への支援を図るとともに、学園の収支状況を把握し、経営環境の改善を進める。 ・国のフリースクールに対する支援の動向を踏まえながら、教育委員会とともによりよい運営体制を探る。	・在籍児童・生徒24人がいきいきと学園生活を送ることができるよう支援した。 ・5人が修学し、希望する進路に進むことができた。	○	・運営費補助金を適正に交付することで、学園運営の支援を行った。 ・また、就学する市内児童生徒に対しては、利用開始時負担経費などの補助を行った(教育委員会)。	・運営費補助金を交付することで、不登校などで悩みや不安を抱える児童・生徒がいきいきと学園生活を送ることができるよう支援することができた。	福祉課
			9	学校施設整備 事業 (施設の耐震 化)	旧耐震基準で建設された校舎の安全性を確保するため耐震診断・設計、補強工事を行い、耐震化を図る。	旧耐震基準で建設された校舎の安全性を確保するため、耐震診断・設計、補強工事を行い、耐震化を図る。			耐震性のない建物について耐震補強工事を行い、平成27年度末までに耐震化率100%とする。	耐震化計画に基づき、H27年度末までに残る11棟の耐震補強が完了していること。				・平成27年度中にすべての学校の耐震補強が完了した。	教育総務課	
			10	学校施設整備 事業 (給食室の整 備)	「学校給食衛生管理の基準」に適合した衛生的な調理環境を整備し、安全でおいしい給食を提供できる施設・設備の充実を図る。	「学校給食衛生管理の基準」に適合した衛生的な調理環境を整備し、安全でおいしい給食を提供できる施設・設備の充実を図る。			老朽化した給食施設の改修に合わせて、ドライ化の推進及び設備の更新が行われていること。	学校等施設整備計画に基づき、給食室改修工事の年度ごとの進捗管理によって判断	・安全・安心な給食を提供するため給食施設の環境整備を図る。 改修工事:小学校1校	○	・学校等施設整備計画に基づき、引き続き老朽施設の改修を行う必要がある。	・学校等施設整備計画に基づき、必要な改修工事を実施した。	教育総務課	
			11	教育用コン ピュータ設置事 業	文部科学省の整備基準に準じて、情報機器を活用できる学習環境を整備する。	情報機器を授業で有効活用することを通して、児童生徒の情報活用能力を育むことができるよう、学習環境を整備する。			【電子情報ボードまたはインタラクティブ機能付きプロジェクタ整備率】 70% 【コンピュータ室のコンピュータをタブレットPCのような移動可能なPCにしている学校の割合】 92%	・整備状況の割合	・文部科学省「平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針について」の整備基準に準じて、情報機器を活用できる学習環境の整備を継続して進めていく。 【大型提示装置(プロジェクタ等)整備率】 小学校16校46台(整備率) 小学校 51.4% 中学校 36.0% 【コンピュータ室のタブレットPC設置校率】 小学校15校(整備状況) 66/72校(91.6%)	・ミラキャスト機能付きプロジェクタを17校、計37台整備したが、経年劣化による廃棄機器もあり、電子情報ボードまたはインタラクティブ機能付きやミラキャスト機能付きプロジェクタ等の大型提示装置の整備率は、小学校で45.8%、中学校で36.5%となった。(目標変更前の基準での整備率は小学校で72.7%、中学校で60.0%に相当) ・コンピュータ室にタブレットPCが整備された学校は55/72校で全体の76.3%の整備率。 ・電子情報ボード&プロジェクタ研修会を1回、タブレットPCの活用研修会を3回実施した。	○	・電子情報ボードが古く、更新PC端末と連携できないこと、同時期に整備したプロジェクタの多くが経年劣化により破損が激しいため、破損による機器の補充を考えていく必要がある。	・文部科学省の整備基準に準じて、全小中学校において情報機器を活用できる学習環境の整備を継続して進めてきた。 ・平成29年度からはタブレット型情報端末の導入に伴い、インタラクティブ機能付きプロジェクタからミラキャスト機能付きプロジェクタへ変更し、経費削減を図っている。 ・教職員の情報機器の利活用が進み、児童の情報活用能力や情報モラルを育む教育を行っている。	学校教育課

上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表(令和元年度実績)

資料 1

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	R1年度における目標		R1年度			これまでの取組と成果の総括(H27～R1)	担当課	
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	実績【実績値】	達成状況(目標に対する到達度)			評価・分析等
		追	12	学校施設整備事業(施設の改修)	学習形態の多様化に対応した教育施設を整備するとともに、経年劣化した施設及び設備を改善し、児童・生徒の安全・安心の確保及び快適な教育環境を整備する。	学習形態の多様化に対応した教育施設を整備するとともに、経年劣化した施設及び設備を改善し、児童・生徒の安全・安心の確保及び快適な教育環境を整備する。			快適で安全・安心な教育環境を整備するため、学校等施設整備計画に基づき経年劣化した施設・設備の改修工事が計画的に実施されていること。	学校等施設整備計画に基づき、大規模改造工事の年度ごとの進捗管理によって判断	・経年劣化した施設・設備の改善を図り、安全・安心の確保及び快適な教育環境の整備を図る。 ■改修工事 小学校3校、中学校2校 ■H30繰越工事 エアコン設置工事小学校49校、中学校20校、幼稚園1園	・小学校3校、中学校2校の改修工事を完了した。 ・小学校49校、中学校20校、幼稚園1園に空調設備を設置したことで、市内のすべての小中学校、幼稚園の普通教室でエアコンを使用することができるようになった。	○	・学校等施設整備計画に基づき、引き続き老朽施設の改修を行う必要がある。	・学校等施設整備計画に基づき、必要な改修工事を実施した。	教育総務課
		追	13	介護員の配置	特別支援学級設置校で、特に介護を必要とする児童・生徒が在籍する学校に、介護員を配置するとともに適切な対応が行えるよう研修を行い、専門性の向上を図る。	特別支援学級設置校で特に介護を必要とする児童・生徒が在籍する学校に、介護員・看護師を配置するとともに適切な対応が行えるよう研修を行い、専門性の向上を図る。			特別支援学級設置校で特に介護を必要とする児童・生徒が在籍する学校に、介護員・看護師を配置するとともに適切な対応が行えるよう研修を行い、専門性を向上させる。	特別支援学級設置校で特に介護を必要とする児童・生徒が在籍する学校に、介護員・看護師を目標数配置できたと、適切な対応が行えたか判断する。	・特別支援学級設置校で、特に介護を必要とする児童・生徒が在籍する学校に対し、介護員・学校看護師を配置し、適切な対応を継続して実施する。	・介護員を80人配置し、研修会を2回実施した。	○	・支援の必要な児童生徒に対する対応に個人差があり、介護員全体の専門性の向上を図る必要がある。	・専門性向上を目的とした研修会では、一人一人意欲的に研修に取り組む姿が見られた。 ・配置に対して、就学判断や学校の状況を踏まえ、配置してきたが、年々増加傾向にある。 ・個々の実態が複雑化重複化しており、より介護員の専門性を高める必要がある。	学校教育課
		追	14	LD(学習障害)指導員の配置	学習障害の指導ができる教員を配置し、個の認知特性に合わせた学習面の指導ができるようにする。児童・生徒が自校で指導が受けられるように、教員が巡回指導を行う。	個の認知特性に合わせた学習面の指導を行う。			・LD指導員を小学校に4名、中学校に2名を配置する。 ・本務校と巡回指導校を合わせて90人程度の児童・生徒が、週2～3時間の指導を受けられるようになる。	・LD通級指導教室に90人程度の児童生徒が在籍し、週2～3時間の指導を受ける。 ・指導している児童・生徒に、学習面における意欲の向上や困難の改善が見られる児童生徒の割合が9割以上。	・LD指導員を小学校に4人、中学校に4人配置する。 ・本務校と巡回指導校を合わせて60人程度の児童・生徒が、週2～3時間の指導を受けられるようになる。	・LD通級指導教室で66人の児童生徒が指導を受け、学力や意欲の向上が見られた。 ・LD指導員対象の研修会を年3回、情報交換会を4回実施し、指導力の向上や情報共有を図ることができた。	○	・LD傾向のある児童生徒数に対して、LD通級指導教室が足りない現状があるため、計画的に増設していく必要がある。	・研修会では、児童生徒の特性理解とその支援についての理解を深めることができた。情報交換会では、それぞれの通級指導教室での授業公開を通して、教材や環境整備、指導方法についての具体的な事例を紹介し合った。それにより、個に応じた多様な指導方法を共有できた。	学校教育課
		追・拡	15	就学支援の実施	就学支援調査部会で市内の幼稚園、保育園及び学校を訪問し、参観と客観的検査を実施し、調査票を作成する。その調査票に基づき、就学支援委員会において具体的な支援策等を審議し、その結果を保護者や関係職員に提示し、就学を支援する。	早期からの相談が可能になるように就学相談の体制を整備し、保護者への情報提供や関係機関との連携を図る。			早期からの相談が可能になるように就学相談の体制を整備し、保護者への情報提供や関係機関との連携を図る。	福祉部との連携の下、相談が必要な幼児の保護者に情報提供ができた割合	・継続して就学アドバイザーをこども発達支援センターに配置し、教育と福祉の連携体制を整え相談や保護者への情報提供を計画的に実施する。 ・今年度も就学相談員全員を対象に1回、新任就学相談員研修会を1回、検査専門相談員を対象に2回、上越市内の小中学校職員を対象(希望制)に2種類の就学相談につながる心理検査研修会を行い、検査の仕方や見方について専門性の向上を図る。	・就学アドバイザーの早期からの相談対応によって、前年度より29件就学相談が増え、適切な就学支援を実施することができた。 ・就学相談員全員を対象に1回新任就学相談員研修会を1回、検査専門相談員を対象に3回、上越市内の小中学校職員を対象に心理検査研修会を希望制で1回行い専門性の向上を図った。	○	・相談件数の増加により、検査専門相談員、就学相談員の負担が増大している。 ・早期からの療育や就学相談が大切であるという意識が、園や保護者の中に高まりつつある。今後も継続して説明会等を実施する。	・就学アドバイザーがこども発達支援センターの子どもを中心に検査を実施したり、園参観の様子を情報共有したりすることで、早期からの療育や保護者への就学相談に対応することができた。 ・早期からの療育や就学相談が大切であるという意識が、園や保護者の中に高まり、年々就学相談の申込みが増え、園や保護者の早期からの対応や、心配な幼児について、園が小学校へ確実に引き継いでいこうとする意識が高まっている。	学校教育課
		追	16	生徒指導支援員の配置	生徒指導上の問題がある生徒へのきめ細かな対応を図るため、生徒指導支援員を配置する。	年々、就学相談をうける子ども数が増加している(新入学児童の約25パーセント)ことから、生徒指導支援員の必要性が高まること予想される。そのような児童生徒に対し、きめ細やかな指導を行うために生徒指導支援員を小学校に4名配置する。中学校は従来通り(6名)配置する。			年々、就学相談をうける子ども数が増加している(新入学児童の約25パーセント)ことから、生徒指導支援員の必要性が高まること予想される。生徒指導支援員を小学校に4名配置する。中学校は従来通り(6名)配置する。	配置によって効果があることと評価する学校の割合	・指導主事による学校訪問を通して、生徒指導支援員の活用状況を随時把握し、管理職に助言する。 ・年2回の生徒指導支援員研修会を実施し、個々の教育相談技術や学校職員との効果的な連携など資質向上を図る。	・7月と1月に生徒指導支援員の研修会を開催し、現状と課題について協議した。その中で、生徒指導支援員のより効果的な活用方法や学年部、担任との効果的な連携について協議した。また、その結果について、管理職にも伝え、連携を強化した。 ・指導主事による学校訪問を通して、生徒指導支援員の活用状況を把握し、必要に応じて管理職に助言した。	○	・不登校生徒にかかわる校内適応指導学級の運営や支援に関わる業務が必要とされてきているため、研修などを通して、個々の資質向上と学校との連携強化を図る。	・7月と1月に生徒指導支援員の研修会を開催し、現状と課題について協議した。生徒指導支援員の資質向上と共に、学校側は生徒指導支援員のより効果的な活用方法や連携について協議できた。 ・指導主事による学校訪問を通して、生徒指導支援員の活用状況や課題を把握し、必要に応じて管理職に助言した。 ・生徒指導指導員により、校内適応指導学級を中心に、児童生徒との関係が深まってきている。継続した指導が効果的と考えられる。	学校教育課

上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表(令和元年度実績)

資料 1

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	R1年度における目標		R1年度		これまでの取組と成果の総括(H27～R1)	担当課	
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	実績【実績値】			達成状況(目標に対する到達度)
			17	学校配置の適正化	「過大規模校」「複式学級編制校」「隣接学区」「複数中学校への進学」の視点から、全市的に学校の適正配置の在り方を検討する。	児童生徒数の推移や学校の現状と課題、保護者や地域の意向を踏まえ、子どもにとってよりよい教育環境を整備するため、学校の適正配置を図る。			児童生徒数の推移や学校の現状と課題、保護者や地域の意向を踏まえ、子どもにとってよりよい教育環境を整備するため、学校の適正配置を進めている状態。	学校の適正配置基準を踏まえ、学校の現状と課題、保護者や地域の意向を尊重しながら適正配置に向けた協議が進められている状況により判断する。	・適正配置基準について適正配置審議会を経て見直しを行う。 ・板倉区において保護者との協議により適正配置の方向性を明確化し、その実現に向けて具体的な検討・準備を進める。	○	・策定した「重点取組」に基づき、保護者や地域との十分な協議を行った上で、複式学級解消の方策を明確化する必要がある。	・板倉区の学校統合を保護者・地域とともに進めたほか、学校適正配置の推進に向けて、複式学級の解消に向けた方策・進め方を「重点取組」として具体化した。	教育総務課
			18	学校司書の配置	教科等の学習内容に合わせて図書情報を提供するなど調べ学習に対する支援を行う。学校図書の蔵書の受け入れ、廃棄、台帳整理を中心とし図書館環境を整備する。	読書は子どもたちに知識と感動を与え、「豊かな心」「自ら学ぶ意欲や力」を育む。そのためには子どもたちと本を結ぶ大人の存在が必要である。現在、図書館の年間平均貸出数は小学校が46.0冊、中学校が5.6冊である。学校司書(現図書館補助員)の定期的な訪問を通して、読書活動を一層推進し、小学校平均96冊、中学校12冊を目指す。		学校司書(現図書館補助員)の定期的な訪問を通して、読書活動を一層推進し、小学校平均96冊、中学校12冊を目指す。	学校図書館における児童生徒への図書の間平均貸出数	・学校司書が8人となり、訪問間隔が月2回になっても図書館機能の低下を防ぐ体制整備を行う。 ・学校司書と図書館教育担当者の連携強化を図る合同研修会の実施 ・図書貸出し数調査の毎学期実施 ・学校司書の研修やグループワークを毎月実施	△	・学校司書の配置が8人になったことで、各校への週1回の訪問ペースが崩れ、蔵書管理や児童生徒の読書活動支援への影響が懸念されたが、専門性の高い業務を学校司書が担当し、本修繕マニュアルの提供、書架整理のアイデア提案等、各校の担当教員、委員会活動協力も得ながら、図書館機能の維持向上を図った。このことにより、目標値には届かなかったものの、本貸出数の大きな減少もなく、図書館教育の機能が保持された。	・学校司書の配置が15名から8名に減り、各学校への配置が週1回から月2回程度に減少した。 ・各学校では、学校司書の業務と司書教諭や図書館担当者との業務の分担や精選を進め、学校司書は図書の蔵書受け入れ、廃棄、台帳整理を中心とした業務を行っている。 ・学校司書が蔵書管理を担うことで、スムーズな図書室経営が行われている。 ・さらに児童生徒の読書を推進し、目標冊数を達成するため、司書教諭や図書館担当者、図書ボランティア等とのより緻密な連携を推進する。	学校教育課	
			19	インクルーシブ教育システム普及指導主事の配置	全ての児童生徒が将来において自立し社会参加をするために、障害の特性に合わせた教育を進められるよう「インクルーシブ教育システム」の理念に基づいた学校教育の推進を図るため、各学校の学習環境や校内体制、授業の充実を図るためのインクルーシブ教育システム普及指導主事を2人配置する。	全ての児童生徒が将来において自立し社会参加をするために、障害の特性に合わせた教育が受けられるよう「インクルーシブ教育システム」の理念に基づいた学校教育の推進を図る必要がある。各学校の学習環境整備や合理的配慮の提供が推進するように、インクルーシブ教育システム普及指導主事を配置する。		学校体制の充実、小・中連携の推進のための体制を整備し、合理的配慮の提供が適切に行えるようにする。	合理的配慮提供の割合	・全ての学校を訪問し、指導助言する。3年計画の最終年度に当たり、残りの24の小中学校に加え、30年度学校教育の重点にあるインクルーシブ教育システム構築に係る項目の評価が低かった5校を訪問し、授業参観と校内委員会に参加し、指導・助言を行う。 ・管理職、コーディネーター向け研修会の実施。 ・全ての学校訪問をし、授業のユニバーサルデザイン化について指導・助言を行う。 ・前述の評価(4段階評価)で全ての学校が3以上になる。 ・学校経営や校内委員会、合理的配慮の提供、授業づくり、研修等のチェック項目が入った「インクルーシブ教育システム構築のチェックリスト」を作成し、各学校に4段階で自己評価させ、全ての項目で平均が3以上をなるべく目指す。	○	・インクルーシブ教育システム構築のために、学校の基礎的環境整備や合理的配慮が円滑に進むよう、インクルーシブ教育システム普及指導主事が、29の小中学校を訪問した。 ・管理職向け、特別支援コーディネーター向けの研修会を実施した(参加者144人) ・授業づくりでは、講師を招いての授業公開を2回実施した。また、授業改善訪問で指導した。 ・授業改善支援訪問で、72校訪問し、障害のある児童生徒も含めたすべての児童生徒が学びやすい環境づくり、授業づくりについて、授業のユニバーサルデザイン化の視点から、昨年度作成したリーフレットを基にして、指導助言を行った。 ・保護者への啓発として、発達障害の理解について、保護者向けリーフレットを作成し、配布した。	・幼保から小学校へ、小学校から中学校へ支援が必要な児童生徒の情報が引き継がれるようになったが、その情報の活用という点で課題が残る学校がある。引き継いだ情報を活用するための校内委員会の定例化と、情報を生かした授業実践を、学校訪問を通じて徹底を図っていく必要がある。 ・授業改善支援訪問等を通して、昨年度作成・配布した授業のユニバーサルデザイン化推進のためのリーフレットが確実に活用され、日常的に取り組んでいるかをチェックしたり指導助言したりする。	・インクルーシブ教育システム普及指導主事が、全小中学校を定期的に訪問し、授業参観を通して、特別な支援を必要とする子どもを含めた授業、支援の在り方や、校内委員会のもち方等を指導・助言したり、UDの授業づくりについて研修等を行ったりした。また、幼保から小、小から中へ支援が必要な児童生徒の情報引き継ぎシートや中学校区単位で作成する連携カレンダーを市として統一して提示し情報が確実に引き継がれるよう体制を整えた。 ・上記の内容を継続することにより、校長自らが、積極的に特別支援教育に関するリーダーシップを発揮するようになったり、教職員が全校体制で支援しようという意識が変わった。 ・教員一人ひとりが、どの子も授業に参加し、わかる喜びを感じられるような授業づくりに取り組むようになり、個別の支援や配慮を必要とする児童生徒に適する個別の配慮(合理的配慮)も考えて授業を進めるようになってきた。 ・情報や具体的な支援方策が進学先・管理職向け、特別支援コーディネーター向けの研修会を実施した(参加者144人)	学校教育課
3 子どもと家族を大切にできるまちづくり															
1 男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進															
			1	男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動	男女共同参画社会の実現に向け、情報紙等による効果的な啓発を行う。	男女共同参画の必要性や意義などについて、情報紙等による啓発を通して、市民への理解を図る。			男女共同参画の必要性や意義などについて、情報紙等による啓発を通して、市民に理解してもらおう。	情報紙の発行	・情報紙の町内会や市内施設等への配置、各種講座でのリーフレットの活用を通じて、市民の意識啓発を図る。	○	・引き続き、情報紙やリーフレットを活用しながら、意識啓発を図る必要がある。	・情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」の発行や男女共同参画啓発リーフレットの配布を行うことにより、市民への広報を図るとともに、意識啓発の促進に努めた。	共生まちづくり課(男女共同参画推進センター)

上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表(令和元年度実績)

資料 1

基本 目標	主要 施策	事業 区分	No.	取 組	事業概要	目 的	地域 子ども・子 育て支 援事業	第6次 総合 計画 におけ る重点 事業	R1年度における目標		R1年度			これまでの取組と成果の総括 (H27～R1)	担当課	
									(何を、どのような状態 又は数値にしたいか)	目標の評価方法 (何を、どのように 評価するか)	目標達成に向けた実施内容 (何を、どうするか)	実績 【実績値】	達成 状況 (目標 に対する 到達度)			評価・分析等
			2	男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発事業	ワーク・ライフ・バランスの浸透に向け、性別役割分担意識の解消を含めた啓発講座及び研修会を行う。	男女共同参画社会の実現のため、仕事・家庭・地域活動など様々な活動を自分の希望する状態で実現するあり方である「ワーク・ライフ・バランス」について、企業等に対し啓発講座や研修会などの開催を通して浸透を図る。		○	男女共同参画社会の実現のため、仕事・家庭・地域活動など様々な活動を自分の希望する状態で実現するあり方である「ワーク・ライフ・バランス」について、企業等に対し啓発講座や研修会などの開催を通して浸透を図る。	男女共同参画推進センター講座及び出前講座の開催	・「ワーク・ライフ・バランス」の推進等をテーマとする講座の開催、リーフレットの活用を通じて、市民の意識啓発を図る。	・「ワーク・ライフ・バランス」の推進等をテーマに、センター講座(1講座1回)、出前講座(1団体1回)を開催した。 ・男女共同参画啓発リーフレットをセンター講座及び出前講座参加者へ配布した。	○	・引き続き、「ワーク・ライフ・バランス」の推進等をテーマとする講座を開催するとともに、講座参加者へのリーフレットの配布を通じて意識啓発を図る必要がある。	・センター講座や出前講座の開催や講座参加者へのリーフレット配布を行うことにより、ワーク・ライフ・バランスの推進について市民や企業等に対して意識啓発と浸透に努めた。	共生まちづくり課(男女共同参画推進センター)
			3	職業生活と家庭生活の両立のための広報・啓発事業	国の機関及び県等との連携により、市民や企業を対象にワーク・ライフ・バランスの推進に係る各種制度の普及啓発及びイベント等の周知を効果的に行う。	働く人の個性や価値観に応じたゆとりある働き方や子育てと仕事の両立を可能とするワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境を整備するため、事業者等への意識啓発を図る。		○	市民や企業から、ワーク・ライフ・バランスについての各種制度や必要性などについて、広く認知されている状態。	ホームページによる情報発信	・ワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境を整備するため、市民や事業者等への意識啓発を図る。	・市のホームページで、国や県などの各種制度の概略を紹介し、あわせてワーク・ライフ・バランスの推進に関するチラシを、商工会、商工会議所の会報に折り込み周知を行った。 ・ワーク・ライフ・バランスに関する市民向け・事業所向けセミナーを開催した。(11/19開催52名参加、2/19開催25名参加) ・雇用政策専門員による就労相談会を開催した(申込に応じて月1回)。	○	・ホームページやチラシのほか、事業所訪問により周知及び働きかけを行うとともにワーク・ライフ・バランスに関するセミナーを開催した。 ・雇用政策専門員による就労相談会を開催した。	・ワーク・ライフ・バランスの推進について、国・県等の各種制度も含めた事業者等への周知啓発に取り組んだ結果、県のハッピーパートナー企業の上越市内における登録数は、R2年3月末現在58社となった。(H26年度末38社)	産業政策課
			4	企業における再就職の支援セミナーの開催	ハローワーク等と合同で企業等に再就職を考える人のためのセミナーを開催し、再就職しやすい環境づくりを行う。	退職者が、労働意欲を喚起し、自己スキルの確認や新しい職場への職務姿勢作り、早期に再就職し易い環境へと改善する。		○	再就職のためのセミナーや各種の支援制度等を通して、再就職しやすい環境に改善されている状態。	ハローワーク等と合同でセミナー等を開催	・ハローワーク等と連携して企業等に再就職を考える人のためのセミナーを開催し、再就職しやすい環境づくりを行う。	×	・次年度以降はセミナーを開催できるようハローワークと連携を図っていく。	・年1回程度、ハローワーク等と連携し、保育園の制度や子育て支援制度、求職活動のポイント等を伝えるマザーズ再就職支援セミナーを開催し、結婚、出産、子育て等で職業生活を中断した後に再就職を希望する人への支援につなげた。	産業政策課	
			5	企業における再雇用制度導入の普及啓発	新潟労働局やハローワークとの連携により、育児・介護休業法で定める事業主が努めるべき再雇用特別措置について、広報やホームページを活用して周知・啓発を行う。	働く人の個性や価値観に応じたゆとりある働き方や子育てと仕事の両立を可能とするワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境を整備するため、事業者等への意識啓発を図る。		○	市民や企業から、ワーク・ライフ・バランスについての各種制度や必要性などについて、広く認知されている状態。	ホームページによる情報発信	・新潟労働局やハローワークとの連携により、育児・介護休業法で定める事業主が努めるべき再雇用特別措置について、ホームページ等で周知・啓発を行う。	○	・育児・介護休業法で定める事業主が努めるべき再雇用特別措置について、ホームページ等で周知・啓発を行った。	・事業主が努めるべき再雇用特別措置も含めた育児・介護休業法の概要について、ホームページへの掲載を通じて周知に努めた。	産業政策課	
2 地域で子どもや家族を大切にす意識の醸成																
			1	子どもの権利チラシ等による啓発	子どもの権利の普及・啓発のため、子育てしている人向け、子どもに関わる人向け、一般市民向けの3種類のチラシを様々な機会を捉えて配布する。また、市の広報紙、ホームページなど、各種情報提供媒体を活用し、子どもの権利についての啓発活動を行う。	子どもの権利について、広く市民から正しく理解され、子どもの権利を大切にす意識を高める。		○	子どもの権利について、広く市民から正しく理解され、子どもの権利を大切にす意識が高まっている状態。	子どもの権利に関するアンケート調査	・子育てをしている人向けのチラシは各種保健事業を通じて、子どもに関わる人向け及び一般向けのチラシは各種会合などの機会を捉えて配布する。 ・H30に行った「子どもの生活実態に関するアンケート」により評価したため、H31で改めて評価しない。 【子育てをしている人・子どもに関わる人向け】 7,000枚配布 【一般向け】 200枚配布	○	・子どもの権利について、広く市民から正しく理解され、子どもの権利を大切にす意識を高めるため、チラシの配布による啓発活動を行った。	・市の広報誌やチラシの配布等による啓発活動や地域における子どもの権利講座のほか、子どもの権利学習の結果を家庭に持ち帰り、家庭において子どもの権利について話し合う機会をつくる取組を行い、誰もが子どもの権利を大切にす意識づくりに推進してきたが、子どもの権利に関する大人の認知度は低い状態にある。	子ども課	

上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表(令和元年度実績)

資料 1

基本 目標	主要 施策	事業 区分	No.	取 組	事業概要	目 的	地域 子ども・子 育て支援 事業	第6次 総合 計画 におけ る重点 事業	R1年度における目標		R1年度			これまでの取組と成果の総括 (H27～R1)	担当課	
									(何を、どのような状態 又は数値にしたいか)	目標の評価方法 (何を、どのように 評価するか)	目標達成に向けた実施内容 (何を、どうするか)	実績 【実績値】	達成 状況 (目標 に對す る到達 度)			評価・分析等
			2	子どもの権利 学習	子どもの権利学習教材「えがお」を使用した権利学習を市内の公立全小中学校の授業に取り入れて実施する。	子どもの権利について、子ども自身が正しい知識を持ち、権利を尊重する意識と行動を身につける。			子ども自身が子どもの権利の正しい知識を持ち、権利を尊重する意識と行動が身に付いている状態。 【子どもの権利条例の認知度(子ども)】 51% 【子どもの権利の内容の認知度(子ども)】 62% 【「えがお」の学習が役に立っていると感じる子どもの割合】 72%	子どもの権利に関するアンケート調査	・義務教育期間を通じて「えがお」による子どもの権利学習を行い、学習結果を家庭内で共有してもらえよう促し、保護者を含めて子どもの権利についての認知や理解を深めていく。 【えがおの学習・結果持帰り】 年1回	・11月～12月にかけて、市立小中学校全学年において子どもの権利学習テキスト「えがお」を用いた権利学習を実施するとともに、学習結果を家庭に持ち帰り、子どもと保護者が子どもの権利について話し合う取組を促した。 【えがおの学習・結果持帰り】 年1回	○	・市立小中学校の協力を得て、子どもの年齢に応じた内容で、子どもの権利について学ぶ事業を実施することができた。	・平成29年度から中学生版「えがお」を3学年分に改訂し、義務教育9年間を通じて子どもの権利学習を継続して行うことで、子ども自身が子どもの権利に関する認知を高める取組ができた。 ○子どもの権利条例の子どもの認知度 48% ○子どもの権利の内容の子どもの認知度 47% ○「えがお」の学習が役に立っていると感じる子どもの割合 62% ※子どもの権利に関するアンケート結果より(R1実施)	こども課
			3	父子手帳の配 布	父親の積極的な育児参加と家族ぐるみの健康づくりを推進するため、子どもの発育・発達や子育てに関する情報を掲載した父子手帳を配布する。	妊娠・出産・育児の正しい知識を学び、流産・妊娠高血圧症候群の予防等に努めるとともに、妊娠から子どもの成長や発達・育児について考える機会を持ち、子どもが健やかに育つことができるように支援する。			父親の積極的な育児参加と家族ぐるみの健康づくりを推進することができる。 【父子手帳の配布率】 100%	妊娠届出数に対する父子手帳配布の割合	・父親の積極的な育児参加と家族全体の健康づくりを推進するため、子どもの発育発達や子育てに関する情報を掲載した父子手帳を届出者に配布した。 【父子手帳の配布率】 90.3%	△	・配布率は目標値より下回ったが、より多くの父親に配布できるよう妊娠届出時の周知を強化していく。	・父親の積極的な育児参加と家族全体の健康づくりを推進するため、子どもの発育発達や子育てに関する情報を掲載した父子手帳を作成し、届出者に配布及び説明を行っている。	健康づくり 推進課	
			4	命・きずなを考 える講座	中学3年生を対象に、自分や異性の体を知り、次世代を生き育てる体づくり並びに生命の誕生や命の大切さを学び、自分自身の自己肯定感を高めるための支援として、助産師による講話を行う。	生涯を通じた健康づくりの推進に向け、スタートとなる妊娠・出産・育児期及び次世代を担う思春期、機能低下を予防する更年期等、各ライフステージに応じて知識の普及や不安の軽減を図るため、個々の生活に合わせた適切な支援や保健指導を行う。			次世代を生き育てるための重要な時期である中学生が、自分や異性の体や命の大切さを学ぶことにより、自分自身の自己肯定感を高めることができる。 【実施校数】 10校以上	実施校数	・中学3年生を対象に、自分や異性の体を知り、次世代を生き育てる体づくり並びに生命の誕生や命の大切さを学び、自分自身の自己肯定感を高めるための支援として、助産師による講話を行う。 【実施校数】 20校	○	・実施希望のあった全ての中学校で講話を行うことができた。	・中学3年生を対象に、自分や異性の体を知り、次世代を生き育てる体づくりや命の誕生、命の大切さを学び、自分自身の自己肯定感を高めるため、助産師による講話を実施している。講座を受けることにより、命の大切さ等について再認識したと感想をもつ生徒が多く、今後も継続した支援を行っていく。	健康づくり 推進課	
3 家庭と地域の子育て力の向上																
			1	学びの輪プロ ジェクト (すこやかな暮 らし応援事業)	保護者を対象に、家庭教育に関する講座を行い、家庭の教育力の向上を図る。	家庭教育に関わる講座の開設、家庭環境や育児など家庭教育を題材とした講座を行い、家庭の教育力を向上させる。			子どもの成長について理解を深め、子育て中の悩みを共有し合える状態。 【定員に対する申込率】 100%	定員に対する申込率	子どもの成長について理解を深め、子育て中の悩みを共有し合える状態。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、実施を中止した4地区公民館を除く、全ての地区公民館において、子どもとの接し方や食育などをテーマに講演会を実施した。募集定員753人に対して申込人数764人で、定員に対する申込率は101%となった。	○	・子を持つ保護者に学びの機会を提供できたほか、祖父母世代からの参加もあり、地域での家庭教育に対する意識と知識を高めることができた。 ・今後も継続して開催していく。	・近年ではSNSに関する講演など、その時々課題に合った内容を検討し、実施することができた。 ・保育園や学校と連携し、参観等の行事に合わせて当事業を実施することで、より多くの保護者に学習の機会を提供することができた。	社会教育 課	
			2	保育園での子 育て家庭への 支援	地域の子育ての拠点として、保育の知識・経験等の専門性をいかした子育て相談や園開放を行う。	保育園での専門性を生かした相談を行うことで、子育てに対する不安の軽減や解消を図る。			相談記録がそれぞれの保育園に整理され、管理されている状態。	相談記録の内容	・保育園に通園する園児や地域の子育てをしている保護者を対象に、子育て相談を行う。 【相談受付回数】 2,230回 【相談内容記録件数】 2,230回 ※すべて記録あり	○	・相談内容を全て記録できた。 ・必要に応じ相談記録を確認し、子育て支援に今後、活用していく。	・保育園での専門性を生かし、園児や地域で子育てをしている保護者の相談に対応することで、子育てに対する不安の軽減を図ることができた。	保育課	
			3	保育園士雇用 事業	豊かな知識と経験を持つ地域の人を活用することで、園児との世代間交流等を促進するとともに、保育現場における保育士の負担軽減(園舎整備など)を図る。	保育園士との世代間交流を通して、児童の社会性を養う。			すべての保育園に園士が配置されている状態	配置園数	・園内での世代間交流や園舎整備を円滑に行うため、全ての園において、保育園士を配置する。 【配置状況】 ○公立保育園 40園 ○私立保育園 16園 ○認定こども園 4園	○	・園内での世代間交流や園舎整備を円滑に行うことができた。	・世代間交流の希薄化が進む中、園児が「おじいちゃん世代」とふれあう活動を通じて、情操を養う機会を創出することができた。また、保育園士が園舎及び敷地内を点検・整備に努めたことで快適な保育環境を維持することができた。	保育課	

上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表(令和元年度実績)

資料 1

基本 目標	主要 施策	事業 区分	No.	取 組	事業概要	目 的	地域 子ども・子 育て支 援事業	第6次 総合 計画 にお ける 重点 事業	R1年度における目標		R1年度			これまでの取組と成果の総括 (H27～R1)	担当課	
									(何を、どのような状態 又は数値にしたいか)	目標の評価方法 (何を、どのように 評価するか)	目標達成に向けた実施内容 (何を、どうするか)	実績 【実績値】	達成 状況 (目標 に對 する 到達 度)			評価・分析等
			4	保育園地域活動事業	児童の社会性を養うため、高齢者等との世代間交流や異年齢児との交流を行う保育園に補助金を交付する。	高齢者等との世代間交流や異年齢児との交流により、児童の社会性を養う。			補助金の有無にかかわらず、市内すべての保育園で、高齢者等との世代間交流や異年齢児との交流が行われている状態。	事業実施園割合 (実施園/市内保育園数)	・補助金の有無にかかわらず、市内すべての保育園で、高齢者等との世代間交流や異年齢児との交流を行う。	・すべての保育園において、高齢者等との世代間交流や異年齢児との交流を行い、児童の社会性の育成を図った。 地域活動事業実施園62園 (公立40、私立等21)	○	・全ての保育園で交流することができた。 ・今後も引き続き、事業継続するよう促していく。	・すべての保育園において、高齢者等との世代間交流が実施され、児童の社会性が養われた。	保育課
			5	ファミリーサポートセンター運営事業	育児の援助を受けたい人(依頼会員)と育児の援助を行いたい人(提供会員)との相互援助活動を連絡、調整を行う。	地域の子育ての相互援助活動を支援することにより、仕事と育児を両立させ、安心して働くことのできる環境づくりを推進する。	○	○	提供会員数を増やし、依頼会員の紹介されている状態。 【提供会員の紹介割合】 100%	依頼会員のニーズに対する提供会員の紹介割合	・依頼会員のニーズに見合った提供会員を確保するため、広報上越に会員募集の記事を掲載するほか、各種団体等を対象に説明会を行う。 ・提供会員養成講座の未受講者を減らすため、講座を年4回開催する。	・各種団体等を対象に説明会を行った。(年27回) ・提供会員養成講座を年4回開催した。(延べ参加者数130人) 【提供会員の紹介割合】 100% 【会員数(3月末現在)】 依頼会員 485人 提供会員 246人 両方会員 57人 合 計 788人	○	・各種団体等への説明会や提供会員養成講座の開催などにより、提供会員が前年比で20人増加した。 ・依頼会員のニーズに見合った提供会員を100%調整した。	・ニーズに応じた様々な子育て支援ができるよう、地域住民などの協力を得ながら、育児を応援してくれる「提供会員」の確保に努め、仕事と育児を両立し、安心して働くことのできる環境づくりを推進した。	こども課
			6	民生委員・児童委員・主任児童委員活動	常に住民の立場に立ち、子どもに関する相談・支援を実施する。	多様化・深刻化している子どもたちをめぐる課題について、研修などを利用して、理解を深め、次代を担う子どもたちの健やかな育ちのため、児童委員・主任児童委員活動の一層の充実を図る。			多様化・深刻化している子どもたちをめぐる課題について、研修などを利用して、理解を深め、次代を担う子どもたちの健やかな育ちのため、児童委員・主任児童委員活動の一層の充実を図られている。	・委員が提出する活動記録の子どもに関する相談支援・件数を確認し、活動が停滞している委員へ聞き取り等を行う。 ・市民児協連主催の研修は、委員からアンケートを取り、次回研修の参考とする。 (調査対象:研修出席者、項目:実施研修についての意見や感想、次回研修の希望内容について)	・子どもたちへの適切な相談・支援を行うための委員のスキルアップ研修の実施。(年6回) ・委員からの活動記録の子どもに関する相談・支援件数を確認し、必要に応じて委員に聞き取り等を行う。	○	・研修等を実施することで、子どもたちを取り巻く現状や課題について理解を深めることができた。 ・主任児童委員と児童委員がより一層連携することで、児童福祉課題に取り組むことができる環境づくりに努める。	・各種研修会を行うことにより、現在の子どもたちを取り巻く現状について理解し、虐待、ひとり親家庭、子どもに係る制度など研修し、児童委員と主任児童委員活動の一層の充実を図ることができた。	福祉課	
4 子どもたちのためのよりよい環境づくり																
			1	安全教室	保育園、幼稚園、小学校に安全教育指導員を派遣し、犯罪から自らの身を守るための方法などを指導する。	犯罪弱者である子どもに犯罪の被害に遭わないための知識を習得させ、市民生活の安全安心の確保を図る。			安全教室を実施する幼稚園・保育園、小学校に対し、指導・助言が行われている状態。	開催回数の集計	・親子防犯・交通安全教室を実施する。 ・希望する保育園、幼稚園に対し実施する。 ・希望する小学校に対し、低学年を対象に実施する。	○	・教室では、参加・体験型の内容を盛り込むなど、年齢に応じた内容となるよう工夫した。 ・独自に指導・教育を実施している園及び小学校の取組内容を把握するため、教育内容の聞き取り調査を行ったところ、指導内容や方法に問題はなく、適切に実施されていた。 ・全ての保育園、幼稚園、小中学校で防犯教育が行われている状態を維持した。	・年齢に応じた内容の教材を使用することにより、犯罪から自らの身を守る方法を分かりやすく指導することができた。 ・引き続き、子どもたちが犯罪被害に遭わないよう指導する。	市民安全課	
			2	安全メール	市内で発生した犯罪、災害、火災、交通事故及びその他(クマ・サル等の出没)の情報をメールで配信することにより、被害の連鎖や拡大を抑止する。	市内で発生した犯罪、災害、交通事故などの情報を迅速に提供することにより、市民の自主的な防犯・防災活動を促し、市民の安全安心の確保を図る。			適時的確な情報発信に努めるとともに、携帯電話会社や児童・生徒の保護者と連携し、受信者拡大が図られている状態。	安全メールの登録件数の集計	・登録件数を13,500人以上とする。 ・広報媒体等を活用し登録者増加に向けた広報活動を行う。 ・犯罪、災害、交通事故など、必要な情報を提供し、被害の拡大防止や注意喚起を図る。	○	・各種広報媒体や教室などで登録呼び掛けしたことにより、登録者数が増加した。 ・警察との連携を密にし、迅速かつ確実な情報を配信できた。 ・登録者数:13,780人 ・情報配信数は323件(内訳) 防犯14件、防災22件、火災102件、交通安全2件、その他(行方不明、クマ出没等)183件	・警察との連携を密にし、迅速かつ確実な情報を提供した。 ・引き続き、被害の連鎖や拡大を抑止するため、確実な情報を提供する。	市民安全課	

上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表(令和元年度実績)

資料 1

基本 目標	主要 施策	事業 区分	No.	取 組	事業概要	目 的	地域 子ども・子 育て支援 事業	第6次 総合 計画 におけ る重点 事業	R1年度における目標		R1年度			これまでの取組と成果の総括 (H27～R1)	担当課	
									(何を、どのような状態 又は数値にしたいか)	目標の評価方法 (何を、どのように 評価するか)	目標達成に向けた実施内容 (何を、どうするか)	実績 【実績値】	達成 状況 (目標 に對す る到達 度)			評価・分析等
			3	交通安全教室	保育園、幼稚園、小学校に 安全教育指導員を派遣し、 歩行時・自転車乗車時にお ける交通ルールの基礎や交 通事故防止のための知識な どを指導する。	幼児から高齢者まで各年齢 層に応じた交通安全教育及 び啓発活動を実施し、交通 事故のない安全で安心なま ちづくりを実現する。			交通安全教室を実施する幼稚 園・保育園・学校に対し、指導・助 言が行われている状態。	開催回数の集計	・希望する保育園及び幼稚 園、小中学校に対して講師を 派遣し、交通安全教室を実 施する。	・交通ルールを指導するため、交通安全教 室を実施した。 ・保育園・幼稚園…68園中、26園で実施 ・小学校…51小学校中、47校で実施 ・中学校…24校中、9校で実施 ・実施依頼がなかった42園、4小学校、15中 学校は、独自に交通安全教育を実施してい ることを確認した。 ・子どもの安全を守るため、日頃から保護 者の指導及び監督が重要であることから、 親子教室を30園で実施した。	○	・教室では、参加・体験型の内 容を盛り込むなど、年齢に応じ た内容となるよう工夫した。 ・独自に指導・教育を実施してい る園及び小学校の取組内容を 把握するため、教育内容の聞き 取り調査を行ったところ、指導内 容や方法に問題はなく、適切に 実施されていた。 ・全ての保育園、幼稚園、小中 学校で交通安全教育が行われ ている状態を維持した。	・年齢に応じた内容の教材を使用す ることにより、交通ルールを分かりや すく指導することができた。 ・引き続き、子どもたちが交通事故に 遭わないよう指導する。	市民安全 課
			4	街灯整備事業	夜間における歩行者の安全 を確保するため、集落間の 通学路等の街灯整備を行 う。	通学路等での交通の安全及 び街頭犯罪の未然防止を図 り、市民生活の安全安心を 確保する。			集落間の通学路に街灯を整備 し、既存街灯のLED化が図られ ている状態。	・要望に対する対応状 況 ・LED化への変更状況	・街灯の設置要望に対し、要 綱に基づき、必要な箇所に 防犯灯を新設する。 ・市が管理する防犯灯のう ち、修繕が必要となった防犯 灯はLED灯に交換する。 ・市が管理する防犯灯の維 持管理を確実にを行う。	・上越市道路照明灯・防犯灯設置要綱に基 づき、必要な箇所に防犯灯を新設した。 (新設箇所) ①南本町小学校通学路 ②針小学校通学路 ③牧小学校通学路 ④浦川原中学校 ⑤柿崎中学校 ・修繕が必要となった防犯灯はLED灯に交 換した。	○	・防犯灯の新設や維持管理を確 実にを行い、通学路の安全を確保 した。	・防犯灯の維持管理を確実に 行い、通学路の安全を確保した。 ・引き続き、子どもたちの安全安心を 確保する。	市民安全 課
			5	子育てバリアフ リー設備の充 実	子育て中の親とその子ども の利用に配慮した設備や サービスを備える施設を認 定する。	バリアフリー施設を市が認定 し、その周知を行うことで、地 域における子育て支援の意 識の高揚を図るとともに、子 育てしやすい環境の整備を 推進する。			新規認定施設数を増やし、地域 における子育て支援の意識の高 揚が図られ、子育てしやすい環 境が整備されている状態。 【新規認定施設数】 25施設以上(H26年度比)	新規認定施設数	・広報上越に認定施設の募 集記事を掲載する。 【新規協賛店舗数】 2施設	・ホームページや広報を通じて、認定施設 の募集をした。	△	・広報上越に募集記事を掲載し たが、令和元年度は新規認定 の応募はなかった。	・子育て中の親子の利用に配慮した 設備等を備える施設を市が認定し、 その周知を行うことにより、地域にお ける子育て支援の意識の高揚を図る とともに、子育てしやすい環境の整備 を推進することができた。 【新規協賛店舗数】 H27: 2施設 H28: 3施設 H29: 17施設 H30: 1施設	こども課
		追	6	110番協力車制 度	地域住民の協力による自主 的な防犯活動の一環として、 趣旨に賛同する方の車両に 「110ばん協力車」のステッ カーを貼り付けてもらい、車 両運行中に不審者や助けを 求める子どもを発見した場 合は、警察その他関係機関へ の通報及び子どもの保護活 動を行う。	市民ぐるみで、犯罪の抑止と 防犯意識の啓発を図り、犯 罪のない安全で安心なま ちづくりを実現する。			「110ばん協力車」の趣旨賛同者 の増加に向けた取組が継続され ている状態。	「110ばん協力車」の登 録台数の集計	・登録台数の増加に向け、広 報活動を実施する。 ・累計登録台数を5,370台と する。	・110番協力車の登録台数の増加に向け、 広報上越7月1日号の防犯特集において、 地域ぐるみの取組を紹介し、「110ばん協力 車」への登録を呼び掛けた。 ・新規登録台数:55台 ・累計登録台数:5,389台	○	・各種広報媒体や教室などで登 録を呼び掛けたことにより、 「110ばん協力車」の登録台数 が増加した。 ・日常的にパトロールを行うこと により、犯罪の抑止及び防犯意 識の向上につなげることが できた。	・日常的にパトロールを行うことによ り、犯罪の抑止及び防犯意識の向上 につなげることができた。 ・引き続き、地域の安全を守るため、 地域住民の協力を得てパトロールを 実施する。	市民安全 課

上越市第2期子どもの権利基本計画事業進捗管理表(令和元年度実績)

基本目標	基本的な施策	事業No.	事業名	事業概要	目的	実施目標			実施目標設定の意図 (なぜ、この目標に設定したのか)	R1年度実績				これまでの取組と 成果の総括 (H27～R1)	担当課
						指標単位	H26現状値	R1目標値		目標達成に向けた 実施内容 (何を・どうするか)	実績 【実績値】	達成状況 (目標に対する 到達度)	評価・分析等		
1 子どもの権利を大切にしている意識づくり															
1 子どもの権利の知識の普及と意識の啓発						【評価指標】子どもの権利条例の認知度(大人) 24%⇒44%									
						【評価指標】子どもの権利の内容の認知度(大人) 21%⇒44%									
						【評価指標】「えがお」の学習を知っている保護者の割合 16%⇒58%									
				子どもの権利チラシの配布	子どもの権利の普及・啓発のため、子育てをしている人向け、子どもに関わる人向け、一般市民向けの3種類のチラシを様々な機会を捉えて配布する。	市民の子どもの権利に対する意識と知識を高める。	チラシ配布枚数	・子育てをしている人向け =7,200枚/年 ・子どもに関わる人向け =1,160枚/年 ・一般向け =計画期間中に1回全戸配布	・子育てをしている人向け =7,200枚/年 ・子どもに関わる人向け =2,300枚/年 ・一般向け =計画期間中に1回全戸配布	啓発チラシをより多くの人に配布していくことで、市民全体の子どもを大切にしている意識を高める。	・子育てをしている人向けのチラシは各種保健事業を通じて、子どもに関わる人向け及び一般向けのチラシは各種会合などの機会を捉えて配布する。 【子育てをしている人・子どもに関わる人向け】 7,000枚配布 【一般向け】 200枚配布	・保健事業や講座等の機会を捉え、チラシを配布した。 【一般向け】 200枚配布 (平成27年度に全戸配布実施済) 子育てをしている人向けのチラシは、平成31年2月に幼稚園・保育園を通じて、全園児の保護者に配布(6,000部)	○	・子どもの権利について、市民から正しく理解され、子どもの権利を大切にしている意識を高めるため、チラシの配布による啓発活動を行った。	こども課
	追		広報紙、ホームページへの掲載	市の広報紙やホームページなど、各種情報提供媒体を活用し、子どもの権利についての啓発活動を行う。	市民の子どもの権利に対する意識と知識を高める。	広報紙に子どもの権利に関する記事を掲載	なし	年1回	広報紙に子どもの権利に関する記事を掲載し、広く市民の目に触れることで、子どもの権利に関する認知を高める。	・引き続き、広報紙への掲載やラジオ出演を通じて、子どもの権利についての啓発活動を取り組む。 【広報紙掲載回数】 年1回 【ラジオ出演回数】 年1回	・ホームページやFMを活用し、子どもの権利についての広報啓発を行った。 【広報誌掲載】 年1回…11月1日号巻頭特集記事「子どもの教育について考えてみませんか」において、上越市子どもの権利に関する条例の取組みを掲載 【ラジオ】 1回出演…11月20日FM-JIにおいて、子どもの権利に関する取組について紹介した。	○	・広報紙やラジオを活用し、子どもの権利についての広報啓発をすることができた。 ・市の広報誌やチラシの配布等による啓発活動や地域における子どもの権利講座のほか、子どもの権利学習の結果を家庭に持ち帰り、家庭において子どもの権利について話し合う機会をつくる取組を継続して行い、誰もが子どもの権利を大切にしている意識づくりを推進してきたが、子どもの権利に関する大人の認知度は低い状態にある。 ○子どもの権利条例の大人の認知度 27% ○子どもの権利の内容の大人の認知度 5% ○「えがお」の学習を知っている保護者の割合 23%	こども課	
	追	拡	子どもの権利講座の開催	子どもの権利チラシを活用して、子どもとかわりを持つ大人(組織・団体)向けの「子どもの権利講座」を開催する。	子どもと関わりのある大人が、子どもたちをめぐる課題の認識を持つとともに、子どもの権利についての理解と知識を深める。	講座の開催回数	年3回	年5回	5年間で23地区すべての民生委員児童委員地区協議会で講座を実施する。(平成26年度末時点で4地区実施済)	・保育園、市立小中学校のPTA宛に、講座案内を行う。また、民生委員児童委員地区協議会へ開催案内を行う。 【講座回数】 ・小学校PTA…1校 ・民生委員児童委員地区協議会…5地区 ※あと1地区実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした。	○	・民生委員児童委員地区協議会での講座は目標値どおり実施することができた。 ※子どもの生活実態に関するアンケート結果より<H30実施>	こども課		
	追	拡	子どもの権利学習の周知	小学校と中学校の授業で子どもの成長に応じて学ぶ「子どもの権利学習」の学習結果を家庭に持ち帰り、子どもと保護者が子どもの権利について話し合う取り組みを行う。	保護者の子どもの権利に対する理解を深める。	「えがお」の学習結果を家庭に持ち帰り、子どもと保護者が子どもの権利について話し合う取組	実施(平成26年度～)	継続実施	継続した取組により、保護者の子どもの権利学習の認知を高めるとともに、子どもの権利に対する理解を深める。 ・義務教育期間を通じて「えがお」による子どもの権利学習を行い、学習結果を家庭内で共有してもらえよう促し、保護者を含めて子どもの権利についての認知や理解を深めていく。 【えがおの結果、持ち帰り】 年1回	○	・学習結果を家庭で共有することで、子どもの権利について、保護者の認知や理解を深める一助となった。 【えがおの結果、持ち帰り】 年1回	こども課			
			人権都市宣言の啓発	平成20年12月18日に行った人権都市宣言について、市民に広く周知・発信する。	市民及び企業等の人権意識を向上させる。	広報紙等の様々な媒体を利用して、人権都市宣言の周知を図る記事を掲載	年3回 ・広報紙1回 ・町内回覧板での広告 ・ホームページ掲載	年3回	目標を達成することで、市民が人権都市宣言の趣旨を理解し、人権感覚の向上が見込まれる。 ・これまで同様、広報上越や市ホームページへの掲載、FM上越での啓発のほか、機会を捉えて市民等に啓発リーフレットを配布し、啓発する。 【発信回数】 年3回	○	・計画どおり、広報上越や研修機会等で人権都市宣言について、啓発できた。 ・市民の差別を許さない人権感覚や差別解消の意識を高めるため、今後もあらゆる媒体や研修機会等を通じて、人権都市宣言を啓発していく必要があると捉えている。 ・地道な取組ではあったが、あらゆる媒体や研修機会等を通じて、市民に広く人権都市宣言を啓発できた。 ・市民の差別を許さない人権感覚や差別解消の意識を高めるため、R2年度以降も当面、本事業は継続予定としている。	共生まちづくり課			

基本目標	基本的な施策	事業No.	事業名	事業概要	目的	実施目標			実施目標設定の意図 (なぜ、この目標に設定したのか)	R1年度実績				これまでの取組と 成果の総括 (H27～R1)	担当課
						指標単位	H26現状値	R1目標値		目標達成に向けた 実施内容 (何を・どうするか)	実績 【実績値】	達成状況 (目標に対する 到達度)	評価・分析等		
		6	地域人権懇談会	人権総合計画に基づき、13区在住の市民が、同和問題に対する正しい認識を持ち、併せて「女性」、「子ども」、「障害者」、「外国人」など様々な人権問題についての理解を深めるための懇談会を実施する。	人権・同和問題についての関心や理解を、地域間の格差が生じないよう、市民全体に深めていく。	各区単位で開催する地域人権懇談会の実施回数及び参加者数	年2回・52人	年2回・60人 (13区を7年で一巡)	目標を達成することで、人権問題についての、市内の各地域における意識格差が解消され、市全体の人権感覚の向上が見込まれる。	・引き続き、開催を希望する町内会や団体等の事業や会議に合わせ、人権啓発DVDを上映し、参加者の人権問題に対する理解を深める。 【実施回数】 年5回	・地区の民生委員児童委員協議会や養護老人ホーム等で開催(4回、73人)	○	・2月以降、新型コロナ感染拡大の影響で計画した6回(約260人)の開催が中止となり、啓発機会は失ったものの、本事業の認知度(利用率)は年々高まっている。 ・参加者アンケートでは理解度の高さが伺え、着実に市民の差別を許さない人権感覚や差別解消の意識が高まっていると捉えている。	・部落差別問題をはじめ、様々な人権問題について、市内全域に渡る様々な団体や事業所から利用いただき、市民の差別を許さない人権感覚や差別解消の意識を高めることができた。 ・R2年度以降も当面、本事業は継続予定としている。	共生まちづくり課
		7	人権に関する講話会等への講師の派遣	人権問題に対する市民の正しい理解と認識を深め、差別意識の払拭を図るため、第3次人権総合計画に基づき、3か年計画で市内全小学校区において講話会を開催する。	人権問題に対する市民の正しい理解と認識を深め、差別意識の払拭を図るため、第3次人権総合計画に基づき、3か年計画で市内全小学校区において講話会を開催する。	1年間の小学校区における講話会の開催数	年17回	年17～18回(市内52小学校区を3年で一巡)	講話会を3か年で市内全小学校区を一巡することを継続することから1年17～18回としたもの。	・人権に関する講話会を継続して開催し、人権問題に対する市民の正しい理解と認識を深める。市内17小学校区で「人権を考える講話会」を開催する。	・計画どおり17小学校区で講話会を開催し、保護者や地域住民など、565人が参加した。	○	・開催小学校区で、地域青少年育成会議等の地域団体から協力を得ることにより、地域住民からも参加してもらうことができた。今後も継続して開催していく。	・平成27年度から令和元年度まで、計画どおりにすべての小学校区で講話会を開催できている。 ・人権問題や差別事件をタイムリーに取り上げ、問題提起のかたちで参加者に投げかけることで、自分たちの身近で起きている問題として考えてもらうことができています。 ・社会の動向や出来事について幅広く情報収集しながら、より参加者に伝わる内容としていく。	社会教育課
		8	人権に関する図書・ビデオの周知及び貸出し	同和問題をはじめとする人権問題に対する市民の正しい理解と認識を深め、差別意識の払拭を図るため、人権に関する図書及びビデオの貸出を行う。	同和問題をはじめとする人権問題に対する市民の正しい理解と認識を深め、差別意識の払拭を図るため、人権に関する図書及びビデオの貸出を行う。	図書及びビデオの貸出件数	年22件 (ビデオ4件、図書18冊)	年40件	過去5年間の実績から計算した貸出回数を目指して設定したもの。市民の正しい理解と認識を深めるために、一人でも多くの方から利用いただく。	・人権に関する図書等の貸出を通じて、同和問題をはじめとする人権問題に対する市民の正しい理解と認識を深め、差別意識の払拭を図る。 ・ホームページ、現地学習会で事業の一層の周知を行い、利用増加に努める。 【貸出件数】 年40件	・貸出件数：図書24件、ビデオ1件、DVD121件、合計146件 ・ホームページ、現地学習会で事業の周知を行った。	○	・当課で所蔵しているビデオの貸出は少なかったが、視聴覚ライブラリーで所蔵するDVDの貸出が多くあった。 ・利用者増加に向けて、引き続き、現地学習会などの様々な機会を捉え周知を行っていく。	・同和問題をはじめとする人権問題に対する市民の正しい理解と認識を深めるために、多くの方から利用してもらうことができた。 ・引き続き、市民等に向けた図書・ビデオ・DVD教材の貸出周知を行っていく。	社会教育課

2 子どもの権利の教育と学習の推進

【評価指標】子どもの権利条例の認知度(子ども) 31%⇒51%

【評価指標】子どもの権利の内容の認知度(子ども) 39%⇒62%

【評価指標】「えがお」の学習が役に立っていると感じる子どもの割合 43%⇒72%

1	拡	子どもの権利学習の実施	子どもの権利学習教材「えがお」を使用した子どもの権利学習を市内の公立全小中学校の授業に取り入れて実施する。	子どもの権利について、子ども自身が正しい知識を持ち、権利を尊重する意識と行動を身につける。	小中学校すべての学年で「えがお」を使用した子どもの権利学習を実施	小学校＝全学年で実施 中学校＝1年生のみ実施	小学校＝全学年で実施 中学校＝全学年で実施	小中学校すべての学年において、子どもの権利に関する授業を継続して実施することで、子ども自身の子どもの権利の認識を深めることができる。	・市立小中学校において子どもの権利学習テキスト「えがお」を用いた権利学習を実施する。 【えがおの学習】 年1回…小中学校全学年で実施	・11月～12月にかけて、市立小中学校全学年において子どもの権利学習テキスト「えがお」を用いた子どもの権利学習を行った。 【えがおの学習】 年1回…小中学校全学年で実施	○	・市立小中学校の協力を得て、子どもの年齢に応じた内容で、子どもの権利について学ぶ事業を実施することができた。	・平成29年度から中学生版「えがお」を3学年分に改訂し、義務教育9年間を通じて子どもの権利学習を継続して行うことで、子ども自身が子どもの権利に関する認知を高める取組ができた。 ○子どもの権利条例 の子ども認知度 48% ○子どもの権利の内容 の子ども認知度 47% ○「えがお」の学習が役に立っていると感じる子どもの割合 62% ※子どもの権利に関するアンケート結果より<R1実施>	こども課
2		保育関係職員(児童福祉施設含む)に対する研修	子どもの権利に配慮した対応、虐待・いじめの早期発見など、職員の資質向上のための研修を実施する。	子どもの権利に配慮した対応、虐待・いじめの早期発見など、子どもと関わりが深い保育関係職員(児童福祉施設含む)の資質向上を図るとともに、保育関係職員全体の子ども権利に関する理解を深める。	研修会参加者数	各保育園(施設)1人以上	各保育園(施設)1人以上	毎年、全保育園の職員1人以上(5年間で約320人)が研修に参加することで、保育職員全体の子ども権利に関する理解を深めていく。	・6月21日に実施し、各園等において年間を通じ継続的にすべての職員が子どもの権利に配慮した対応ができるようにする。 ・市内すべての保育園、幼稚園、認定こども園、公立・市立子育てひろばに周知し参加を促す。 【保育園等の参加】 68/68施設	・6月21日に「子どもの権利に関する職員研修会」実施 ・子どもの権利に関する研修講師：上越教育大学 吉澤准教授 「子どもの権利と人権を守るために」 ・児童虐待防止に関する研修 ■保育関係職員67人 ■市関係課職員26人 ・市内すべての保育園、幼稚園、認定こども園、公立・市立子育てひろばに周知したが園行事等の都合により欠席者もあった。 【保育園等の参加】 49/68施設	○	・研修結果を各園、課等へ持ち帰り、職場内で共有を図ることで職員全体の子ども権利に関する理解を深めることができた。	・子どもの権利に配慮した対応、虐待やいじめの早期発見など、職員の資質向上のための研修を毎年実施し、保育関係者や市職員の子ども権利に関する理解を深めることができた。	こども課

基本目標	基本的な施策	事業No.	事業名	事業概要	目的	実施目標			実施目標設定の意図 (なぜ、この目標に設定したのか)	R1年度実績				これまでの取組と成果の総括 (H27～R1)	担当課	
						指標単位	H26現状値	R1目標値		目標達成に向けた実施内容 (何を・どうするか)	実績【実績値】	達成状況 (目標に対する到達度)	評価・分析等			
		3		教職員に対する研修	子どもの権利に配慮した対応、虐待・いじめの早期発見など、職員の資質向上のための研修を実施する。	子どもの権利に配慮した対応、虐待・いじめの早期発見など、子どもと関わりが深い学校教職員の資質向上を図るとともに、学校教職員全体の子どもへの権利に関する理解を深める。	研修会参加者数	市内公立小中学校1人(74人)以上	市内公立小中学校1人以上	毎年、全小中学校の教員1人以上(5年間で約370人)が研修に参加することで、学校教職員全体の子どもへの権利に関する理解を深めていく。	・今日、LGBTなど「性的マイノリティ」の子どもへの理解と対応が急務である。「上越市子どもの権利条例」に掲げられている「自信を持って生きる権利」に則り、多様性を尊重し、子どもたち一人一人が「自信をもって生きる」ことができる学校づくりに、向けて「性」と「生」を考える研修を市内公立小中学校1人以上参加で実施する。	・「子どもの権利研修会」(悉皆研修)を開催し小中学校悉皆研修68人参加。「上越市子どもの権利条例」に掲げられている「自信を持って生きる権利」に則り、「子どもたちの一人一人の理解のために～LGBTについて学ぶ」と題した講演会を実施した。 ・人権教育強調週間において「えがお」を活用した授業実践を72校で実施した。	○	・子どもを取り巻く今日的な課題・問題に正対する研修を行っていく必要がある。 ・「えがお」を用いた取組を継続していく。	・悉皆研修として毎年実施し、5年間で351人が受講した。やむを得ず欠席した学校へは資料配布して研修内容を周知した。 ・「えがお」を用いた授業実践を年1回義務付けたり、今日的課題の性的マイノリティに関する研修を行ったりし、児童生徒を指導する教職員の子どもへの権利に関する理解を深めることができた。	学校教育センター
		4		市職員に対する研修	子どもの権利に配慮した対応、各施策への反映など、子どもと関わりが深い仕事に従事している職員に対し、資質向上のための研修を実施する。	子どもの権利に配慮した対応、各施策への反映など、子どもと関わりが深い関係課職員の資質向上を図るとともに、市職員全体の子どもへの権利に関する理解を深める。	研修会参加者	各関係課から1人	各関係課から1人	各関係課の参加職員が課の職員に周知を図ることで、市職員全体の子どもへの権利に関する理解を深めていく。	(再掲) ・6月21日に実施し、各園等において年間を通し継続的にすべての職員が子どもの権利に配慮した対応ができるようにする。 【関係課から参加】 13/13課	(再掲) ・6月21日に「子どもの権利に関する職員研修会」実施 講師：上越教育大学 吉澤准教授 「子どもの権利と人権を守るために」 ・児童虐待防止に関する研修 ■保育関係職員67人 ■市関係課職員26人 【関係課から参加】 10/10課	○	(再掲) ・研修結果を各園、課等へ持ち帰り、職場内で共有を図ることで職員全体の子どもへの権利に関する理解を深めることができた。	(再掲) ・子どもの権利に配慮した対応、虐待やいじめの早期発見など、職員の資質向上のための研修を毎年実施し、保育関係者や市職員の子どもへの権利に関する理解を深めることができた。	こども課
		5		上越市学校同和教育推進協議会による取組	部落差別をなくし、真に人権尊重の社会を実現するために、同和教育に関する研究協議を行い、上越市立幼稚園、小学校、中学校の同和教育推進に資する取組を行う。 ・市教委学校訪問での指導(年1回、すべての学校を訪問) ・各校における年間指導計画の改善(副読本と手引きの活用)等	・部落差別を無くし、真に人権尊重の社会を実現するために、同和教育に関する研究協議を行い、上越市立幼稚園、小学校、中学校における同和教育の推進に資する取組を行う。 次の、研究協議を行う。 (1)研修、啓発活動推進に関する事項 (2)情報の提供・交換に関する事項 (3)その他必要な事項	年間指導計画の改善・研修授業の実施校数	市内公立全小中学校(74校)	市内公立全小中学校	人権教育、同和教育を着実に進めるために、各校における研究授業や実践に基づく年間指導計画の見直しと改善が必要であるため。	・平成31年度市学校教育重点説明会において、目指す「人権教育、同和教育」をすべての小中学校に明確に伝える。 ・人権教育、同和教育に係る授業について「同和教育研究指定地区」の指定校での共同参観授業公開。	・市教委による授業改善訪問で72校すべてを訪問。「同和教育研究指定地区」の小中学校では共同参観で、指定外の小中学校でも一般参観で部活動学習の授業公開を行った。 ・上越市学校同和教育推進協議会主催の現地学習会(柏崎地域)を実施(57人参加)、また、各種研修会へも積極的な参加を促した。 ・「学校同和教育研修資料(その39)」を刊行した。	○	・授業改善訪問等を通じて人権教育、同和教育の推進を図る。	・各年度の学校教育重点説明会で人権教育、同和教育にかかる指導を行ったうえで、市内全小中学校を指導主事が訪問し、一般参観、共同参観で公開された部活動学習の授業全てに指導を行ってきた。 ・現地研修会をはじめ各種研修会への積極的な参加を各校に促すとともに、同和教育研究指定地区制度の指定校の実践を学校同和教育研修資料として刊行、共有を図った。	学校教育課
		6		同和教育研究指定地区制度による同和教育の取組	同和教育研究指定地区制度に基づき、順次中学校区単位で地区を指定し、実践調査研究や各種資料の作成等により、人権教育に関する指導方法・内容についての研修を充実させる。	同和教育研究指定地区制度に基づいて、順次中学校区単位で地区を指定し、実践調査研究や各種資料の作成等により、人権教育に関する指導方法・内容についての研修を充実させるため。	実施中学校区数	毎年3～4中学校区を指定	5年間で新たに16中学校区を指定(7年間で全中学校区を指定)	7年間で全中学校区を指定することによって、市内すべての子どもが小中学校に通う間に指定研究の取組の対象とする。	・「同和教育研究指定地区制度」2年目の中郷中・板倉中学校区及び城北中学校、指定地区1年目の名立中学校区・潮陵中学校区及び城東中学校による研究推進し、これで市内全ての小中学校が当事業の2回目の指定を終えた。 ・成果発表研修会(R2年2月12日)に137名が参加、成果を「学校同和教育研修資料(その39)」として刊行し、広く共有を図った。	○	・「同和教育研究指定地区制度」による同和教育の推進。	・当事業により、市内全小中学校が、7年に一回の指定を受けることで、すべての子どもが義務教育の期間中に人権教育、同和教育を重点的に受ける体制が整った。研究指定の2巡目を終え、各中学校区で9年間を見通した部活動学習の指導計画の作成・見直しが進むなど、さらに本事業を継続する中で、人権教育、同和教育の充実を図っていく。	学校教育課	
		7		学校における人権教育への支援	学校における人権教育を支援するため、学校教育重点説明会、転入・新規採用職員説明会等において、人権教育への指導を行うほか、教育センターが実施するカウンセリング技能向上のための研修を充実する。また、人権問題に関する研究会への参加を奨励するなど、情報提供に努める。	学校における人権教育の推進のため、教師自身の意識を高め人権感覚を磨く研修会の開催や、研究会についての情報提供が必要であるため。	研修会等参加者数	市内公立小中学校1人(74人)以上	市内公立小中学校1人以上	研修内容を各校に持ち帰り実践に生かす。	教職員のニーズに応じて、教育相談や学級経営に活用できる研修内容を計画する。夏期研修3講座、冬期研修3講座を予定する。	・センター主催カウンセリング研修：夏期研修3講座129人受講。冬期研修3講座131人受講。 ・受講者アンケート「学校ですぐに役立つ内容であった」における肯定的評価は、夏期講座、冬期講座ともに99%であった。	○	・教育相談、特別支援教育各2回、学級経営、生徒指導各1回と学校現場のニーズに応える6講座を開設、高い評価を得た。演習やロールプレイ等も取り入れ、体験を通して学ぶことができたこと好評であった。 ・発達障害、カウンセリング、学校と家庭、関係機関との連携の講座へのニーズが高いことを踏まえ、講座の設定を工夫する。	学校教育課	

基本目標	基本的な施策	事業No.	事業名	事業概要	目的	実施目標			実施目標設定の意図 (なぜ、この目標に設定したのか)	R1年度実績				これまでの取組と 成果の総括 (H27～R1)	担当課		
						指標単位	H26現状値	R1目標値		目標達成に向けた 実施内容 (何を・どうするか)	実績 【実績値】	達成状況 (目標に対する 到達度)	評価・分析等				
2 子どもの権利を大切にできる環境づくり																	
3 子どもが健やかに成長するための取組の推進																	
						【評価指標】地域が安全で安心して暮らせると感じる子どもの割合 97%⇒97%以上											
						【評価指標】地域の行事などに参加する子どもの割合 75%⇒78%											
		1		ボランティアだよりキッズの作成・配布	子どもたちの社会参加の意欲を高めるため、小・中学生を対象にボランティアに関する情報を提供する。	子どもの社会参加意欲を向上させるとともに、自ら責任を持って行動するというボランティア本来の意義の浸透を図る。	子どもボランティア活動に関する効果的な情報発信回数	年1回	年1回	ボランティアの意義や大切さを伝え、参加を促すことにより、市民が主役のまちづくりの推進に寄与する。	・7月の「ボランティアだよりキッズ」に掲載可能なイベントの情報収集・掲載数の追加を行い、参加者数の増加を図る。	・ボランティアについての理解を深めるため、7月に、「ボランティアだよりキッズ」を市内の小・中学生に配布した。これにより、38人がボランティア・イベントに参加した。	○	・「ボランティアだよりキッズ」による周知で、一定の効果を得ることができたことから、今後も小中学生が参加しやすいボランティア情報の提供を続けていく必要がある。	・ボランティアだよりキッズを配布することで、ボランティアの大切さや身近で参加できるボランティアの情報を周知することができた。 ・だよりを見てボランティアに参加した小中学生が増加したことから、社会参画の意欲向上のため、今後も継続して情報提供していく必要がある。	共生まちづくり課	
	追	2	学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)の推進	市立の全小中学校をコミュニティ・スクールに指定し、校長、教職員、保護者、地域住民、学識経験者などで構成する「学校運営協議会」を設置する。協議会では、学校運営の基本方針の承認、教育活動に関する意見交換、学校評価などを行い、地域とともにある学校づくりを進める。	コミュニティ・スクールの実施により、学校、家庭、地域がそれぞれの教育を充実するとともに、連携して教育を推進する。	・年度末に取りまとめる各学校運営協議会の取組情報 ・学校運営協議会代表者懇談会等の情報交換会	すべての公立小中学校で実施	すべての公立小中学校で実施	学校運営協議会の運営により、学校が家庭や地域と連携して子どもをよりよく育てることができるよう環境づくりを進める。	・学校運営協議会での「熟議」の充実を図る研修を設定するとともに、学校運営協議会委員の主体性や参画意識を高める視点から、今後のコミュニティ・スクールの在り方について、研修や情報交換を進めながら明らかにしていく。これを、すべての公立小中学校で実施する。	・すべての市立小中学校で事業を実施し、学校運営協議会の充実が図られてきた。 ・10月に学校運営協議会代表者懇談会を開催し、「当事者意識をもった学校運営協議会運営を目指して」をテーマに研修を行った。文部科学省から講師を招いて国の施策説明や学校と地域の役割分担の取り組み例等を紹介していただいた。 ・地域が主体となりながら、地域と学校が協働して活動している実践発表を行ったほか、校種や学校規模を考慮したグループ別の情報交換を行った。	○	・学校運営協議会制度を導入して8年が経過し、教育課題の解決や地域との実働・協働が進展し、取り組みが充実してきた。(アンケート結果肯定的評価97%) ・委員の主体性が発揮されているかについては上記の評価に比べてやや低いため、会の運営方法やもちろの再検討や研修での学びを生かす工夫が進むような研修内容にしていく。	・各校の教育課題解決のための熟議や地域・学校の協働による教育課程づくり、地域諸団体との実働・協働が成果が現れている。 ・「学校と地域で、コミュニティ・スクールの運営や活動に係る課題が共有されているか」の肯定的評価が96%と年々向上していることを見極め、各校・園にあった形で進めていく必要がある。	学校教育課		
		3	職場体験等の実施	地域社会への参加、社会性や望ましい勤労観、職業観を育む学習の一環として中学2年生を対象に職場体験、地域の見学等を行う。	職場体験の受入れ体制など教育条件の整備・充実を図り、キャリア教育の一環としての職場体験を通して、望ましい勤労観、職業観を育み、働くことの意義や自分の将来を明確に考えることができる生徒を育てる。	ゆめチャレンジ事業で職場体験を実施	すべての中学校の2年生が5日間 ※文部科学省が職場体験充実のポイントとして「体験の5日間の実施」としている。	すべての中学校の2年生が5日間 ※文部科学省が職場体験充実のポイントとして「体験の5日間の実施」としている。	地域社会への参加体験を行うことで、子ども自身の社会性や望ましい勤労観、職業観を養う。	・産業政策課と連携し、各中学校区を中心とした新規事業所開拓を進めていく。 ・担当者研修会、受入れ事業所説明会において、事前事後指導や体験内容について情報交換・情報提供する場を設け、活動の充実を図る。	・上越市キャリア・スタート・ウィーク実行委員会を中核に、推進部会や担当者研修会、受入れ事業所説明会を実施し、活動の意義、事前事後指導の在り方について確認と共通理解を図った。 ・受入れ応募543事業所のうち、492事業所で全22校の中学校2年生1,434人が5日間の職場体験を実施した。	○	・受入れ事業所が減少傾向にあるため、新規事業所開拓を進めていく必要がある。 ・学校により職場体験の成果に差が見受けられるため、担当者研修会や受入れ事業所説明会の内容を工夫する必要がある。	・上越市キャリア・スタート・ウィーク実行委員会を中核に、推進部会や担当者研修会、受入れ事業所説明会を実施した。事前事後指導や体験内容について情報交換・情報提供する場を設け、説明会の工夫を図った。 ・職場体験を通じ、子ども自身の社会性や望ましい勤労観、職業観を養うことができた。	学校教育課		
		4	謙信KIDSプロジェクト	各種体験活動を通して、児童・生徒の育成を図る。	体験活動への参加を通じて、様々なことに興味を持つ児童・生徒を育成する。(成人者に対して実施している自発的に行動できる人材の育成事業への参加につなげていく。)	・募集定員に対する申込率 ・参加者の事業終了後の自己目標達成度	・募集人数に対する申込率 1,233人(申込件数)/864人(募集定員)≒143% ※他の2項目については平成27年度から把握するため、今後目標とする基準値を設定する。	毎年の募集人数に対する申込率が上回っていること。 ※他の2項目については平成27年度から把握するため、今後目標とする基準値を設定する。	・児童が興味を持つ内容の体験活動が提供できているのかどうかを図る目安として、募集定員に対する申込率としたもの。 ・体験活動への参加を通じて「自己目標の達成度」をアンケートを通じて確認し、事業の実効性を図る。	・講座編成の見直しを行い、一部の講座を廃止するとともに、急速に進む情報化社会に対応するため、上越教育大学と連携した講座を新規に開設する。 【定員に対する申込率】100%	・定員に対する申込率≒259%(申込人数1,209人/定員467人) ・アンケート回答者のうち、自己目標達成度96%、講座に参加した満足度96%、上越市や講座内容への興味度83%	○	・地域の特色について、より深く理解できるような学びの機会を提供し、取組を継続する。 ・未来を支える人づくりのために必要となる取組を検討する必要がある。	・地域の特色について、より深く理解できるような講座を幅広く提供した。 ・未来を支える人づくりのため、上越教育大学と連携し、R1年度にプログラミングの講座を新設した。 ・同じ講座に集まった違う学校、違う年齢の子ども同士で交流を深め、仲間づくりを行った。 ・体験活動への参加を通じて、様々なことに興味を持つ児童を育成することができた。	社会教育課		
		5	学びの輪プロジェクト(すこやかな暮らし応援事業)	保護者を対象に、家庭環境や育児など家庭教育を題材とした講座を行い、家庭教育力の向上を図る。	家庭環境や育児など家庭教育を題材とした講座を行い、家庭教育力の向上を図る。	定員に対する申込率100%	定員に対する申込率100%	定員に対する申込率100%	子どもの成長について理解を深め、子育て中の悩みや課題を共有し、自己の課題解決につなげる。	・有効的に事業を進めるため、保育園及び小学校など教育機関の協力のもと、保護者が多く参加する保育参観や学習参観などの各種行事に合わせて実施する。 【定員に対する申込率】100%	・新型コロナウイルス感染症の影響により、実施を中止した4地区公民館を除く、全ての地区公民館において、子どもとの接し方や食育などをテーマに講演会を実施した。 募集定員753人に対して申込人数764人で、定員に対する申込率は101%となった。	○	・子を持つ保護者に学びの機会を提供できたほか、祖父母世代からの参加もあり、地域での家庭教育に対する意識と知識を高めることができた。 ・今後も継続して開催していく。	・近年ではSNSに関する講演など、その時々課題に合った内容を検討し、実施することができた。 ・保育園や学校と連携し、参観等の行事に合わせて当事業を実施することで、より多くの保護者に学習の機会を提供することができた。	社会教育課		

基本目標	基本的な施策	事業No.	事業名	事業概要	目的	実施目標			実施目標設定の意図 (なぜ、この目標に設定したのか)	R1年度実績				これまでの取組と 成果の総括 (H27～R1)	担当課
						指標単位	H26現状値	R1目標値		目標達成に向けた 実施内容 (何を・どうするか)	実績 【実績値】	達成状況 (目標に対する到達度)	評価・分析等		
		6	青少年健全育成センター事業	街頭指導や環境浄化活動を通して、防犯や非行防止の呼びかけを行い、青少年の健全育成を推進する。	青少年の健全育成、非行防止を図るため、市内を巡回し青少年への声かけによる街頭指導を行う。	青少年健全育成委員が街頭指導「愛の一声運動」で、あいさつを含めた声かけの回(人)数 ※内容について、あいさつの数は増加に、注意指導の数が減少することが望ましい	年間4,983回(人) 注意・指導623回(人)	年間6,000回(人)以上	青少年へ声掛けをすることにより、地域で見守っている大人がいるという安心感を持たせ、非行防止につなげるもので、例年の目標値を設定したものの、※回(人)数はあいさつ、注意・指導の合算で延べ人数。	・引き続き街頭指導による8,000人以上への声かけを目標に取り組む。 ・困難を抱える若者支援のため、相談活動の充実を努めるとともに、若者の居場所での支援や上越市親の会での保護者支援等に積極的に取り組む。	・街頭指導における育成委員声掛け回数は延べ11,691回(人)、注意・指導回数は494回(人)であり、愛の一声運動を推進できた。 ・若者相談の延べ対応件数は196回、居場所利用者4人・対応回数95回であった。また、上越市親の会は年間5回開催し、延べ99人が参加した。相談対応及び支援回数とも大幅に増加した。	○	・通常の街頭指導に加え、青色バトカーによる巡回指導を強化したことから、声かけや注意・指導数が増えた。また、研修の充実により街頭指導の意義や役割についての認識が浸透しつつあり、成果も上がっている。今後も研修と実践を継続していく。 ・若者育成支援が課題になっている。研修や支援活動を通して、更に取組の推進を図っていく。	・街頭指導時の声掛け活動が浸透し、児童生徒との信頼関係も高まってきた。結果として、注意・指導に対して素直に反応する姿が多くなった。 ・困難を抱え自立できない若者への支援が課題となっている。今後は、青少年健全育成の一環として、居場所を中核とする若者への教育的支援を強化するとともに、保護者支援にも力を入れていく必要がある。	社会教育課
		7	地域青少年育成会議	中学校区単位で設置されている青少年育成会議が、地域の青少年育成に主体的に関わり、学校等の教育機関と連携し、地域の総合的な教育力の向上を目指して地域の特色を活かした活動を行う。	「地域の子どもは地域が育てる」ことに資する活動を通して、地域の教育力の向上を図る。	コーディネーターの資質向上のための研修会実施数	年4回	年4回	育成会議の活動の中核となるコーディネーターの資質向上により、育成会議の活発化と地域での教育力の向上が期待できるため。	・コーディネーター委員会等の場で、コーディネーター自身が必要とする内容で研修会(自主開催を含む。)を年4回実施できるよう協議を進める。	・計画どおり年4回研修会(講演会や実践発表及び意見交換会を含む)を実施した。 ・6月1日 講演会(91人参加) ・9月19日 新任者研修(25人参加) ・10月16日 実務研修会(21人参加) ・11月30日 地域青少年まちづくりワークショップ実践事例発表及び意見交換会(108人参加)	○	・育成会議の設立から携わった方から、今後の育成会議の展開について講演をいただき、コーディネーターの活動に対する意識を高めた。 ・新任者研修及び実務者研修を実施し、コーディネーターの資質向上に取り組んだ。	・コーディネーターの資質向上について、研修会を年4回実施できるように取組を進めてきた。 ・特に令和元年度に実施した意見交換会では、参加したコーディネーターの方から、自分たちの普段の活動での苦労や課題をコーディネーター同士で共有することができ、解決策を模索することができたという声がかかるなど、有意義な会を行うことができたことと認識している。 ・コーディネーターは育成会議の活動の中核となることから、引き続き、資質向上に向けた取り組みを行う。	社会教育課
		8	安全教室	保育園、幼稚園、小学校に安全教育指導員を派遣し、犯罪から自らの身を守るための方法などを指導する。	犯罪弱者である子どもに犯罪の被害に遭わないための知識を習得させ、市民生活の安全安心の確保を図る。	開催回数	幼稚園・保育園・認定こども園 =37園中36園で実施 小学校=53校中45校で実施(未開催の学校は学校独自で実施)	幼稚園・保育園・認定保育園 =申込みのあった園に対し100%実施 小学校=申込みのあった学校に対し100%実施	安全教育指導員を派遣し、自らの身を守るための方法などを指導している。	・親子防犯・交通安全教室を実施する。 ・希望する保育園、幼稚園に対し実施する。 ・希望する小学校に対し、低学年を対象に実施する。	・犯罪から自らの身を守るための方法を、防犯教室で指導した。 ・保育園・幼稚園…68園中、52園で実施 ・小学校…51小学校中、44校で実施 ・実施依頼がなかった16園、7小学校は、独自に防犯教室を実施していることを確認した。 ・子どもの安全を守るには、日頃から保護者の指導及び監督が重要であることから、親子教室を30園で実施した。	○	・教室では、参加・体験型の内容を盛り込むなど、年齢に応じた内容となるよう工夫した。 ・独自に指導・教育を実施している園及び小学校の取組内容を把握するため、聞き取りを行い、指導内容や方法に不足等があれば、防犯専門官がアドバイスするとともに、市が実施する防犯教室を紹介した。 ・全ての保育園、幼稚園、小中学校で防犯教育が行われている状態を維持した。	・年齢に応じた内容の教材を使用することにより、犯罪から自らの身を守る方法を分かりやすく指導することができた。 ・引き続き、子どもたちが犯罪被害に遭わないよう指導する。	市民安全課
		9	安全安心まちづくり推進パトロール	犯罪の抑止と防犯意識の啓発を図るため、児童・生徒の下校時間帯を重点的に市の青色回転灯パトロール車15台で巡回を行う。	街頭犯罪の未然防止及び防犯意識の高揚を図るため、パトロールを実施する。	青色パトロール車15台による、ながらパトロールの実施回数	実施時間数(年間) 1,055時間 実施回数(年間) 16台で762回の運行	週1回以上	青色パトロール車の許可条件である週1回以上の運行を行う。パトロールにより、防犯意識の啓発を図る。	週1回以上のパトロールを継続する。	・防犯専門官、安全教育指導員等が子どもたちの下校時刻にあわせたパトロールを実施した。 ・実施回数…1,854回 ・走行距離数…29,198km ・週平均2.06回実施	○	・公務外出時にこまめにパトロールをすることにより、走行距離数を延ばし、防犯意識の啓発を図った。	・日常的にパトロールを行うことにより、犯罪の抑止及び防犯意識の向上につなげることができた。 ・引き続き、パトロールを行うことで、犯罪の未然防止に努める。	市民安全課
		10	拡 安全メール	市内で発生した犯罪、災害、火災、交通事故及びその他(クマ・サル等の出没)の情報をメールで配信することにより、被害の連鎖や拡大を抑止する。	市内で発生した犯罪、災害、交通事故などの情報を迅速に提供することにより、市民の自主的な防犯・防災活動を促し、市民の安全安心の確保を図る。	安全メール登録者数(件)	5,876件	6,200件	登録件数を増やすことで、市内で発生した犯罪、災害、交通事故等の被害の連鎖を抑止する。	・登録件数を13,500人以上とする。 ・広報媒体等を活用し登録者増加に向けた広報活動を行う。 ・警察と連携を密にし、迅速かつ確実な情報を配信できた。 ・犯罪、災害、交通事故など、必要な情報を提供し、被害の拡大防止や注意喚起を図る。	・安全メールの登録者数の増加に向け、広報上越や市ホームページ、各種教室等で周知した。 ・警察と連携を密にし、迅速かつ確実な情報を配信できた。 ・登録者数:13,780人 ・情報配信数は323件(内訳) 防犯14件、防災22件、火災102件、交通安全2件、その他(行方不明、クマ出没等)183件	○	・各種広報媒体や教室などで安全メールの登録を呼び掛けたことにより、登録者数が増加した。 ・警察との連携を密にし、迅速かつ確実な情報を配信できた。	・警察との連携を密にし、迅速かつ確実な情報を提供した。 ・引き続き、被害の連鎖や拡大を抑止するため、確実な情報を提供する。	市民安全課

基本目標	基本的な施策	事業No.	事業名	事業概要	目的	実施目標			実施目標設定の意図 (なぜ、この目標に設定したのか)	R1年度実績				これまでの取組と 成果の総括 (H27～R1)	担当課	
						指標単位	H26現状値	R1目標値		目標達成に向けた 実施内容 (何を・どうするか)	実績 【実績値】	達成状況 (目標に対する 到達度)	評価・分析等			
		11		110番協力車制度	地域住民の協力による自主的な防犯活動の一環として、趣旨に賛同する方の車両に「110ばん協力車」のステッカーを貼り付けてもらい、車両運行中に不審者や助けを求めた子どもを発見した場合は、警察その他関係機関への通報及び子どもの保護活動を行う。	市民ぐるみで犯罪の抑止と防犯意識の啓発を図り、犯罪のない安全で安心なまちづくりを実現する。	協力車登録台数	4,536台	毎年、前年度より登録台数が増加	協力車の登録台数の増加により、犯罪の抑止につなげる。 ・登録台数の増加に向け、広報活動を実施する。 ・累計登録台数を5,370台とする。	「110ばん協力車」の登録台数の増加に向け、広報上越7月1日号の防犯特集において地域ぐるみの取組を紹介し、「110ばん協力車」への登録を呼び掛けた。 ・新規登録台数:55台 ・累計登録台数:5,389台	○	・各種広報媒体や教室などで登録を呼び掛けたことにより、「110ばん協力車」の登録台数が増加した。 ・日常的にパトロールを行うことにより、犯罪の抑止及び防犯意識の向上につなげることができた。	・日常的にパトロールを行うことにより、犯罪の抑止及び防犯意識の向上につなげることができた。 ・引き続き、地域の安全を守るため、地域住民の協力を得てパトロールを実施する。	市民安全課	
4 誰もが等しく権利を享受するための支援 【評価指標】必要な支援や助成が受けられていないと感じる人の割合 12%⇒6%																
		1		子ども発達支援センター (児童発達支援事業)	乳幼児の発達及び発育を懸念する保護者からの相談に応じるとともに、必要な乳幼児に対し発達を促す療育サービス等を提供する。また、日常生活場面で障害等を理由に活動や参加が制約されることがないようその子なりの活動参加に向けた環境調整等を図る。	事業が日常生活の生きる力につながるよう、関係者と方向性を共有した中で支援を展開する。	療育登録児にかかる個別支援計画の作成割合	100%	100%	療育サービスを提供する乳幼児に対し個別支援計画(親や在籍園等と共有)を作成し、定期的に内容を評価していくことで、子どもを中心とした一貫した支援に繋げていくことができるため。	・発育・発達を懸念する保護者からの相談に応じるとともに、必要な乳幼児に対し発達を促す療育サービス等を提供した。 ・園での指導方針と結びつけたセンター個別支援計画を100%作成する。	○	・それぞれのケースに応じた支援を実施し、必要な子どもについては、園の指導方針と連動するセンター個別支援計画を作成し、当計画に基づく療育サービスを提供した。 【個別支援計画作成割合】 100%	・発育・発達を懸念する保護者からの相談に応じ、必要な子どもに対して個別支援計画を作成し、計画に基づき実施する療育についても適切に実施することができている。	・個別支援計画の作成が必要な乳幼児全員に計画を作成することができている。 ・個々の障害や特性、園での指導方針に応じた個別支援計画を作成することで、計画に基づき実施する療育についても適切に実施することができている。	子ども発達支援センター
		2	拡	児童扶養手当給付事業	ひとり親家庭等の父または母等に対して手当を給付する。	ひとり親家庭等の生活の安定と子育てにかかる経済的負担の軽減を図る。	広報紙による制度の周知回数	年1回	年2回	制度の周知回数を増やすことで、未申請者の申請を促す。	・引き続き、申請漏れが起こらないよう、市民課等と連携し、対象者に手続きの案内を行う。 【周知回数】 年2回 ※参考 法改正に伴い、2019年11月分以降、奇数月に手当を支給する。	○	・広報による周知のほか、市民課等との連携によりひとり親になるタイミングを捉え、制度の周知と申請案内を行った。	・市民課等と連携し、対象者に手続きの案内を行ったほか、住民票の異動状況を随時確認し、未申請者に対し案内を行い、対象となるすべての人に手当を滞りなく支給することができた。	子ども課	
		3	拡	子ども医療費助成事業	入院、通院ともに0歳から中学校卒業までの子どもの医療費に対し、自己負担金から一部負担金を控除した額を助成する。 ※平成28年9月より、対象者を高校卒業までの子どもにも拡充した。 ※平成30年9月診療分から、未就学児の受診にかかる自己負担金を無料化した。	疾病の早期発見と早期治療を促すとともに、子育て支援として保護者の経済的な負担を軽減する。	申請漏れ件数	0件 住民票異動リストとの突合により確認	0件 住民票異動リストとの突合により確認	対象となるすべての子どもが医療機関を受診しやすい環境を整える。	・引き続き、市民課等と連携し、対象者に手続きの案内を行う。 ・住民票の異動状況を随時確認し、未申請者に対し、随時案内を行う。 ・未申請者に対し、通知を行い、制度の周知を図る。 ・上記対応により申請漏れを防ぐ。	○	・市民課等と連携し、制度対象になるタイミングを捉え、制度の周知と申請案内を行った。	・子どもに係る医療費の助成を行うことにより、疾病の早期発見や早期治療の促進と、子どもを産み育てやすい環境を整えた。 ・段階的な医療費の拡充を行い、子育て世帯等の経済的な負担の軽減を図ることができた。 <子ども医療費> ○H28.9 高校卒業相当の年齢まで対象者を拡充 ○H30.9 小学校就学前児童の完全無料化 ○R2.9 市民税非課税世帯の小中学生の完全無料化に向けた検討	子ども課	
		4	追 拡	ひとり親家庭等支援事業	ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るため医療費助成を行うとともに、母子・父子自立支援員による就労支援や資格取得のための費用などを助成する。	医療費助成を行うことで、疾病の早期発見・早期治療を促すとともに、ひとり親家庭等の経済的な負担を軽減する。合わせて、ひとり親家庭の経済的自立を促すことで、生活の安定を図る。	制度の周知回数	年2回	年4回	制度の周知回数を増やすことで、未申請者・未利用者の申請を促す。	・引き続き、ハローワークとも連携しながら、就労支援PRを行っていく。新規申請者及び現況届出時に「無職」や所得の低いひとり親に対し、就労支援を働きかけていく。 【周知回数】 年4回 ①新規申請時 ②現況届受付時 ③出張ハローワーク ④現況結果通知時	○	・機会を捉え、周知することができた。 ・自立支援教育訓練給付金については、左記のほかR1年度受講開始でR2年度給付予定者は3人となっている。 ・高等職業訓練促進給付金については、令和2年度新規申請者2人につながった。令和2年度は4人の見込み。 ・ハローワークが実施する就労自立促進事業における児童扶養手当受給者の就職件数は目標45人に対し、42人であり、就労希望のひとり親はハローワークの支援も受けていることが伺える。	・自立を希望するひとり親家庭等への相談等を通じて、資格取得に対する給付金を支給するなど、就労を支援することができた。	子ども課	

基本目標	基本的な施策	事業No.	事業名	事業概要	目的	実施目標			実施目標設定の意図 (なぜ、この目標に設定したのか)	R1年度実績				これまでの取組と 成果の総括 (H27～R1)	担当課
						指標単位	H26現状値	R1目標値		目標達成に向けた 実施内容 (何を・どうするか)	実績 【実績値】	達成状況 (目標に対する 到達度)	評価・分析等		
		5	私立幼稚園教育振興事業	公立・私立間の保護者負担の格差是正を図り、もって私立幼稚園教育の普及・充実を図るため、私立幼稚園及び園児保護者へ助成を行う。	幼児教育を受ける権利を平等に享受できるよう、保護者の所得に応じた保育料補助を行い、幼児教育の振興を図る。	申請漏れ件数	0件 幼稚園に対して未申請理由を確認し、当該補助金交付対象者になりえる人に申請を促す	0件 幼稚園に対して未申請理由を確認し、当該補助金交付対象者になりえる人に申請を促す	公立・私立間の負担均衡を図ることを目的としているため、周知不足を理由とした申請漏れによる補助金未受給を無くす必要があるため	・満3歳児が3歳の誕生日を迎えた時点で補助金受給対象となることから、年度当初から園に対し3歳児の申請漏れが無いよう周知するとともに、補助金交付対象者になり得る人が未申請とならないよう周知を徹底する。	○	・幼稚園と連携を取りながら、支援が必要な保護者の把握に努め、当該保護者全員に必要な補助を行った。	・幼稚園に対して追加申請者の有無を随時確認し、園の状況把握に努めた。	教育総務課	
		6	就学支援委員会	・特別な教育的支援を要する児童生徒の自立と共生を目指す特別支援教育を推進する。 ・特別な教育的支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、十分な教育を受ける機会を保障し、当該幼児、児童及び生徒の保護者及び教育機関等に支援を行うことにより、当該幼児、児童及び生徒の適切な就学を図るため、上越市就学支援委員会を置く。 ・幼児、児童及び生徒一人ひとりの適切な就学についての判断及び具体的な支援策についての提言を行う。	特別な教育的支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、十分な教育を受ける機会を保障し、当該幼児、児童及び生徒の保護者及び教育機関等に支援を行うことにより、当該幼児、児童及び生徒の適切な就学を図る。	管理職や就学相談員に国の就学基準に基づいた判断や支援策について周知徹底し、適切かつ円滑な就学支援が行えるようにする。 就学支援委員会を開催し、個々のケースについて慎重に審議を行う。 幼児、児童及び生徒一人ひとりの適切な就学についての判断及び具体的な支援策についての提言を行う。	実施	継続実施	管理職や就学相談員に就学基準に基づいた判断や支援策を周知することで、保護者や本人への情報提供が適切に行え、同意のもと、就学先を決定したり、児童生徒の障害の状態に応じた指導や支援を行ったりすることができるため。	・管理職や就学相談員に就学基準に基づいた判断や支援策を周知することで、保護者や本人への情報提供が適切に行え、同意のもと、就学先を決定したり、児童生徒の障害の状態に応じた指導や支援を行う。	○	・就学相談の件数が増加傾向にあり、就学相談員への負担が増している。 ・就学相談員研修を1回、新任就学相談員研修を2回実施し、知識・技能を高めることができた。 ・昨年度よりも29件幼児の就学相談が増えたが、就学アドバイザーや子ども発達支援センターとの連携で、円滑な支援が行えた。	・就学相談の件数が増加傾向にあり、就学相談員への負担が増している。 ・検査専門員研修を実施することで、客観的な心理検査を活用する教職員が増え、児童生徒の理解を深める知識、技術の向上が行われた。 ・就学アドバイザーや子ども発達支援センターの連携により、幼児について、よりきめ細やかな連携ができるようになった。	学校教育課	
		7	特別支援学級	小中学校に特別支援学級を設置し、教育上特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、学習上または生活上の困難を克服するための教育を行う。	就学支援委員会の判断を基とした就学相談により、個々の児童生徒に応じて入級を決定し、障害による学習上または生活上の困難を克服するための教育を充実する。	就学支援委員会の判断を基とした就学相談により、個々の児童生徒に応じて入級を決定し、障害による学習上または生活上の困難を克服するための教育を充実する。	実施	継続実施	就学支援委員会の判断を基とした就学相談により、個々の児童生徒に応じて入級を決定し、障害による学習上または生活上の困難を克服するための教育を充実する。	・就学支援委員会の判断を基に就学相談により、個々の児童生徒の状態に応じて入級を決定し、障害による学習上または生活上の困難を克服するための教育を充実する。	○	・新任特別支援学級担任向け研修会を実施し、専門性を高めることができた。 ・介護員を配置し、特別支援学級での教育活動が、安全かつ一人一人の実態に即した支援ができた。	・支援方法や自立活動への意識は高まってきているが、一人一人の実態に即した授業へのつながりを明確にするなど工夫が必要である。 ・新任特別支援学級担任向け研修会を実施し、上越市の事業や特別支援学級の運営方法など、担任の力量を高めることができた。 ・介護員の配置により、個々の実態に即した日常生活面での支援が実施できた。それにより、安全に特別支援学級で児童生徒が学習することができた。	学校教育課	
		8	学習指導支援事業	教育補助員や介護員配置を行い、学習障害、注意欠陥多動性障害及び高機能自閉症など発達障害のある児童・生徒へのきめ細かい指導を行うことにより、児童・生徒の学習を充実させ、生きる力を育てる。	児童・生徒の学習を充実させ、生きる力を育てる。	特別な支援を要する児童生徒の在籍数及び障害の実態に応じた職員配置人数	教育補助員72人(小中) 介護員71人(小中)	教育補助員67人 介護員69人 ※特別な支援を要する児童・生徒数が児童・生徒の総数に比例して減少傾向にあり、教員補助員・介護員の配置人数も減少	・特別な支援を要する児童生徒の在籍数及び障害の実態に応じ教育補助員・介護員を適正配置することで、きめ細かい指導を行う。	・特別な支援を要する児童生徒の在籍数及び障害の実態に応じ、教育補助員を89人、介護員を80人配置し、きめ細かい指導を行う。	○	・年2回の研修会を行い、支援方法等の知識や技能を高めることができた。 ・教育補助員89人、介護員79人、学校看護師1人を配置した。	・学校からの要望調査では、支援の必要な児童生徒数に対して教育補助員の人数が不足していることから計画的に増員していく必要がある。	学校教育課	
		9	奨学金貸付事業	経済的な理由により就学が困難な学生・生徒に対して、奨学金を貸付けることにより、教育の機会均等の確保を図り、地域社会に有用な人材の育成に寄与する。	学資の貸付を通じ、教育の機会均等を図る。	制度周知回数	年1回 【参考】H26末 延べ116人 残高87,736千円	年1回	社会情勢や個人的問題などが大きく影響する事業であることから、人数や金額の設定を避け、制度を周知する回数を目標とした。	・制度の周知を徹底する。 ・周知方法:学校へ募集要項等送付(中学校、高校、専修学校、大学)、広報上越への掲載、ホームページへの掲載。 ・周知回数:年3回	○	・周知回数:奨学金募集のタイミングで、広報上越、ホームページでの周知に加え、市内の中学・高校をはじめ近隣市の高校、県内および近隣県の大学、専門学校等95校の学校等に募集要項の配置を依頼した。また、県奨学金ガイドにも掲載した。合計周知回数:3回	・制度を必要としている人が漏れなく申請できるようにするため、引き続き制度の周知を実施する。	・制度周知により、経済的な理由により修学が困難な学生・生徒に対して、奨学金を貸付けることで、修学の機会均等を図ることができた。	学校教育課
		10	就学援助費補助事業	経済的に困窮する世帯の教育費の一部負担軽減を図るため、学用品費や給食費などの支援を行う。	学校教育法に定める援助を行い、保護者の収入状況にかかわらず、等しく平等な教育を受ける機会を保障する。	制度周知回数	年3回 【参考】H26支給実績 小学校 1,410件 101,968千円 中学校 906件 98,456千円	年3回	社会情勢や個人的問題などが大きく影響する事業であることから、人数や金額の設定を避け、制度を周知する回数を目標とした。	・年3回(4月、9月、1月)に市内小中学校の全児童生徒に制度案内を配布する。	○	・4月、9月、1月に市内小中学校に在籍する全児童生徒に制度案内を配布し、随時申請を受け付けた。 ・制度の周知回数:年3回	・制度の周知を徹底して、援助が必要な児童生徒に援助費を支給し、経済的支援を行うことができた。	・年3回の制度の周知を徹底して、援助が必要な児童生徒の保護者に援助費を支給し、経済的支援を行うことができた。	学校教育課
		11	拡 通学援助費	遠距離通学する児童・生徒の通学費を援助し、保護者の負担軽減を図る。	遠距離通学する児童・生徒の通学費を援助し、保護者の負担軽減を図る。	制度周知回数	1回 【参考】H26実績 小学校21,356千円 中学校36,817千円	2回	学校経由で制度周知を図り、確実に対象地域の児童・生徒の通学補助申請ができるようにする。	・学校を通じた制度の周知(年2回)を徹底することで、対象者の申請漏れを防ぎ、確実に児童・生徒の通学補助ができるようにする。	○	・通学の支援を必要とする児童・生徒の保護者に対し、学校を通して制度の周知を2回(10月・1月)実施した。 ・学校を通じた制度の周知を徹底することで、対象者の申請漏れを防ぎ、確実に児童・生徒の通学補助ができるように努めた。	・対象者の申請漏れを防ぎ、確実に児童・生徒への通学補助ができるようにするため、引き続き学校を通して、制度の周知を実施する。	・学校と連携し、制度の周知徹底に努め、対象者が確実に申請できるよう努めた。	学校教育課

基本目標	基本的な施策	事業No.	事業名	事業概要	目的	実施目標			実施目標設定の意図 (なぜ、この目標に設定したのか)	R1年度実績				これまでの取組と 成果の総括 (H27～R1)	担当課	
						指標単位	H26現状値	R1目標値		目標達成に向けた 実施内容 (何を・どうするか)	実績 【実績値】	達成状況 (目標に対する 到達度)	評価・分析等			
		12		上越市自立支援協議会の運営	・障害のある人(児童含む)の福祉向上を目的とし、個別の相談支援からニーズや課題を抽出し、その解決・改善に向けた検討を行う。 ・協議会に子ども関連の部会を設置し、幼児期から学童期までの課題について検討する。	障害のある人の生活を地域全体で支えるため、関係者の連携強化を図り、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりに向けた事業を実施する。	子ども関連部会における目的の達成度	子ども関連部会における目的が達成されている。	子ども関連部会における目的が達成されている。	子ども関連部会における目標が達成されることで、子どもが安心して暮らすことができるまちづくりに寄与する。	・放課後等デイサービスの利用相談があった場合に、改めて目的を周知し、関係者間での共有を図る。 ・自立支援協議会において、障害児に関する専門部会を設置し、特別支援学校における放課後等デイサービスの実施可能性を含め、障害児にとって必要な支援の検討を行う。	・運営調整会議を8回開催し、障害児の支援について検討を実施した。 ・障害児の支援(放課後等デイサービス)の利用目的について、利用者、関係者間での共有が不足していること、及び、障害児の預かりを含めた支援の検討が必要であるとの課題を抽出した。	○	・平成30年度は、障害児の支援に対して、運営調整会議の中で、課題や検討の方向性について協議を行った。 ・平成31年度は整理した課題に対して、障害児支援に係る専門部会を設置し、集中的な検討を行う予定としている。	・自立支援協議会の子どもの居場所部会において、放課後等デイサービス等について協議を行い、放課後等デイサービスの利用について共通理解を図るためのツールを作成し、周知を行った。	福祉課
		13		障害児福祉手当	精神または身体に著しい重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする児童(20歳未満)に対し、手当を支給する。	重度障害児に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別な負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障害児の福祉の向上を図る。	窓口等での制度周知の徹底	身体障害者手帳及び療育手帳交付時、その他関連の申請漏れがないか、職員間で確認する。	身体障害者手帳及び療育手帳交付時、その他関連の申請漏れがないよう、制度内容を窓口等で周知することで、日常生活の安定につなげる。	・引き続き、身体障害者手帳及び療育手帳交付、その他関連性のある手続きの際、制度周知を実施した。 ・受給者数:101名	○	・身体障害者手帳及び療育手帳交付時、また関連性のある手続きの際、制度周知を徹底したことにより、スムーズな申請手続きが図られた。	・身体障害者手帳及び療育手帳交付時、また関連性のある手続きの際、制度周知を徹底したことにより、認定基準に該当する可能性がある方に漏れ落ちなく周知ができた。	福祉課		
		14		特別児童扶養手当	精神または身体に障害のある児童(20歳未満)を在宅で監護・養育する人に対し、手当を支給する。	手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図る。	窓口等での制度周知の徹底	身体障害者手帳及び療育手帳交付時、その他関連の申請漏れがないか、職員間で確認する。	・対象となる方が申請漏れとならないよう、関係機関と連携を図りながら、窓口等での制度の周知徹底に努める。	・身体障害者手帳及び療育手帳を新規に交付する際に制度周知を実施したことにより、スムーズな申請手続きができた。 【受給者数】 391名	○	・該当になりそうな児童の保護者に対して、保健師や医療機関の相談員等関係機関と連携を図りながら、制度の周知を徹底することができ、職員間での確認もできた。	・身体障害者手帳及び療育手帳交付時、また関連性のある手続きの際、制度周知を徹底したことにより、漏れ落ちなく周知ができた。	福祉課		
		15		通所交通費の助成	施設等へ定期的に通所する市内に住所がある児童の保護者に対し、経済的負担の軽減を図るため、通所にかかる交通費の一部を助成する。	市内に住所がある児童の保護者に対し、通所交通費に係る経済的負担を軽減することにより、住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせるようにする。	関係機関と連携を図りながら、窓口等での制度周知を徹底する	通所利用者への申請時の声掛け	継続実施	申請漏れがないよう、制度内容を窓口等で周知することで、日常生活の安定につなげる。	・チラシを作成し、小児科の待合場所等に掲示してもらい情報提供を行う。また、関係機関と連携を図りながら、窓口等での制度周知を徹底する。	○	・既に制度を利用されている方について、申請漏れがないよう、他の福祉サービスを申請される際に声かけを行い、窓口において周知を図るよう努めた。 ・利用件数:1,146件	・手帳を持たない方への情報提供が難しい。関係機関と連携を図りながら、窓口等での制度周知を徹底する。	・医療機関等での情報提供ほか、関係機関とも連携を図り制度周知を行った。	福祉課
		16		障害児日中一時支援	日中介護者がいないため、一時的に見守り等が必要な障害のある児童等に、施設等で活動の場の提供などの支援を行う。	日中介護者がいないため、一時的に見守り等が必要な障害のある児童等に活動の場を提供することで、自立生活及び社会参加を促進する。	活動の提供場所	障害児日中一時支援事業による活動の場の提供	指定放課後等デイサービス事業所による活動の場の提供	利用者のニーズを汲み取り、サービス提供の場の移行を図る。	・引き続き、放課後等デイサービスの定員超過時の日中一時サービスへの弾力的な振替を行う。	○	・放課後等デイサービスの定員超過時に、日中一時サービスへの振替を行うことにより、障害のある児童等への活動の場を提供した。 ・利用人数:27人	・放課後等デイサービスの定員超過時の一時預かりのニーズに対応した。	・放課後等デイサービスの事業所の増加により、放課後等デイサービス超過による利用を月3人まで減らすことができた。	福祉課

3 子どもの権利の侵害からの早期救済

5-① 虐待、いじめ、差別その他子どもの権利の侵害からの早期救済に必要な措置(いじめ) 【評価指標】いじめを受けたとき、相談できなかった子どもの割合 35%⇒11%

重点施策 【評価指標】市のいじめ対応について満足していない人の割合 25%⇒12%

1	新		いじめ問題対策協議会の運営	関係機関が連携して、いじめの防止啓発と早期発見・早期解決のため、子ども、保護者、地域などへ効果的な手立てを講ずるための協議会を運営する。	いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため。	協議会開催回数	なし	年2回開催し、啓発や対策の評価と改善を行う	関係機関の取組計画と取組状況、成果や課題を共有し、常に有効な取組を推進するため	・いじめ問題対策連絡協議会を年2回行い、上越市のいじめ問題の課題を共有し、関係機関の連携を深める。	・5月に第1回いじめ問題対策連絡協議会を開催。上越市いじめ防止基本方針の確認、情報共有等を行った。 ・2月に第2回いじめ問題対策連絡協議会を開催し、上越市のいじめ実態について情報交換を行い、各機関の成果と課題を明らかにできた。	○	・いじめの防止啓発、早期発見・早期解決のために、今後も関係機関が上越市のいじめ問題の課題を共有して連携できるように、事例検討などを協議に取り入れるようにする。	・関係機関が有する情報を交換することで、各機関がそれぞれの組織の機能を発揮しながら、相互に連携する体制が整った。子どもへの多面多岐な支援や指導等の対応が可能となった。	学校教育課
2	新		いじめ防止対策等専門委員会の設置	いじめ防止対策推進法の規定に基づく組織として、「いじめ防止対策等専門委員会」を設置し、いじめの防止等のための対策を実効的に行い、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査などを行う。	・いじめ防止等のための対策について専門的知見から調査研究するため。 ・重大事態にかかわる事実関係を明確にするための調査を行うため。	委員会の設置	なし	設置	いじめ防止等のための教育委員会の取組の審議及び、重大事態の解決に向けて、適切な対応を行うため	・いじめの重大事態が発生したとき、調査を行う。 また、年1回、委員会を開催し、次年度の、いじめ未然防止や早期発見、早期解決に係る施策について審議する。	・2月に上越市いじめ防止対策等専門委員会を開催した。上越市のいじめの実態、市内のいじめ事例を専門的な知見から検討した。	○	・今後も、重大事態が発生した時の調査、いじめ問題解決を目指し具体的な事例に即して、専門的知見から検討できるようにする。	・市内のいじめの実態や事例について、専門的な知見をもとに検討することができた。	学校教育課
3	新		いじめ問題再調査委員会の設置	いじめ防止対策推進法の規定に基づく組織として、「いじめ問題再調査委員会」を設置し、法に規定する調査を行う。	いじめ防止対策専門委員会の調査結果について、必要に応じて再調査を行うため。	委員会の設置	なし	設置	重大事態の解決に向けて、適切な対応を行うため	・現委員の任期がR1.11.11までとなっているため、委嘱事務を行い、必要に応じて委員会を開催できるよう次期委員を選定する。 ・いじめの重大事態が発生した際、いじめ防止対策専門委員会の調査結果について、必要に応じて再調査を行う。	・いじめ問題再調査委員の委員任期満了に伴う委嘱を行った。 ・いじめの重大事態が発生しなかったため、委員会は開催しなかった。	○	・いじめ問題再調査委員会の委員を委嘱し、いじめの重大事態が発生した際、いじめ防止対策専門委員会の調査結果について、必要に応じて再調査を行う体制を保持した。	・H27.11月の発足から2回の更新を経ながら、いじめ問題再調査委員会を継続設置している。 ・いじめの重大事態が発生した際、いじめ防止対策専門委員会の調査結果について、必要に応じて再調査を行う体制を保持することができた。	総務管理課

基本目標	基本的な施策	事業No.	事業名	事業概要	目的	実施目標			実施目標設定の意図 (なぜ、この目標に設定したのか)	R1年度実績				これまでの取組と 成果の総括 (H27～R1)	担当課	
						指標単位	H26現状値	R1目標値		目標達成に向けた 実施内容 (何を・どうするか)	実績 【実績値】	達成状況 (目標に対する 到達度)	評価・分析等			
		4	追	教員の指導力向上	学級活動、児童会活動、生徒会活動等による児童生徒の自主的な特別活動の推進に向けて、教員の指導力向上を図るための研修会を企画・開催する。	児童生徒の自己肯定感や所属意識を高め、他を尊重する態度をばくむための指導力を高められるよう支援する。	研修会の実施回数	3回	3回	特別活動を中心に、子どもの主体性を発揮させ、集団生活への満足度を高めるとともに自己肯定感を高めることが、いじめを生まない土壌となる。そのため理論や方法論を実践から学ぶことが教師に求められているため。	・学級活動の授業を参観・協議し、指導者の解説や講義を通じ学級の組織づくり、学級集団づくりについて実践的に学んでいく研修を2回行う。特に研修会のねらいや意義を広く知らせ、参加者を増やす。 ・学級担任としての力量形成につながる生徒指導自主研修をシリーズもので開催する。総計3回実施する。	・10月31日に中学校、11月7日に小学校を対象に計2回の学級づくり講座を実施。いずれも学級活動の授業公開・協議・指導者による指導を行った。(参加者総計:49人) ・このほかに、年間8回シリーズで学級担任として身に着けたい組織づくりや学級づくりに関する生徒指導自主研修を実施した。(参加者数37名)	○	・参加者全員が、「大変有意義だった」もしくは「有意義だった」と回答した。実際の授業を参観しての研修会は教員の指導力向上につながる。 ・会場校以外からの参加者が少ないことが課題である。	・年2回(小中各1回)の学級づくり研修を毎年実施し、学活の授業参観(短学活を含む)と講師、授業者、参加者との対談方式で、自治的活動の仕掛けや展開、自己肯定感を高める実践的な指導方法を学ばせることができた。 ・生徒指導自主研修では、参加しやすいように夜間年間8～9回計画し、若い教師を中心に5年間で延べ280人を超える参加を得た。学級担任として自分が学びたい内容に参加するスタイルで、少人数で学びあうことができた。働き方改革の流れの中で、昨年は参加者が激減したこともあり、開催時間や回数等の検討が必要である。	学校教育課(教育センター)
		5		やすづか学園(やすづか学園運営費補助事業)	自然と地域の中での生活・学習を通して、子どもたちが傷ついた心を癒し、自信を取り戻して自立できるよう支援する。 ※やすづか学園…小学4年生から中学3年生までのいじめや不登校に悩む児童・生徒を対象とした全寮制フリースクール	不登校などで悩みや不安を抱える児童・生徒が、いきいきと学園生活を送ることができ、自信を取り戻せるよう支援する。	運営費の補助	学園の継続(事業の継続)	学園の継続(事業の継続)	適正な運営がなされ、子どもたちの本来の元気を回復させ、在籍校への復帰や進学を支援していくため。	・教育委員会と連携し、就学を希望する市内の児童生徒への支援を図るとともに、学園の収支状況を把握し、経営環境の改善を進める。 ・国のフリースクールに対する支援の動向を踏まえながら、教育委員会とともによりよい運営体制を探る。	・在籍児童・生徒24人がいきいきと学園生活を送ることができるよう支援した。 ・5人が修学し、希望する進路に進むことができた。	○	・運営費補助金を適正に交付することで、学園運営の支援を行った。 ・就学する市内児童生徒に送ることができるよう支援することができた。	・運営費補助金を交付することで、不登校などで悩みや不安を抱える児童・生徒がいきいきと学園生活を送ることができるよう支援することができた。	福祉課
		6	追 拡	子どもに対する各種相談窓口の周知	子どもに対し、「えがお」などで各種相談窓口の周知を行う。	子どもが悩みや不安を抱えたときに、「相談場所がわからない」、「誰にも相談できない」という理由で、一人で悩むことがないようにする。	「えがお」での相談窓口の周知 ・子どもほっとライン ・新潟県いじめ相談電話	実施 (平成26年度より相談窓口を追加記載)	継続実施	全公立小中学校で配布される「えがお」に相談窓口の電話番号を掲載することで、相談できずにいる子どもを減らす。	・市立小中学校の「えがお」の学習を通して、相談場所の周知を行っていく。	・市立小中学校の「えがお」の学習の中で相談場所を周知した。	○	・相談先の電話番号を掲載したことで、相談先がわからず相談できない子どもへ情報提供ができた。	・市立小中学校の「えがお」の学習の中で相談場所の周知を継続的にを行い、相談できずにいる子どもを減らすことができた。 ○相談窓口があることを知っている子どもの割合 87.0% ○いじめを受けたとき、相談できなかった子どもの割合 3.2% ※子どもの権利に関するアンケート結果より(R1実施)	こども課

5-② 虐待、いじめ、差別その他子どもの権利の侵害からの早期救済に必要な措置(虐待) 【評価指標】子どもを虐待していると思う保護者の割合 13%⇒9%

重点施策 【評価指標】市の子どもの虐待対応について満足していない人の割合 19%⇒9%

		7		上越市要保護児童対策地域協議会の運営	児童相談所、庁内関係課をはじめ、学校や警察などの関係機関が連携して虐待予防の啓発と早期発見に努めるとともに、情報を共有しながら保護者や関係者へ適切な支援・指導を行う。	要保護児童等に対する支援の内容を検討し、要保護児童等の適切な保護又は支援を行うことで、児童の健全な育成を図る。	要保護児童対策地域協議会が管理するすべての児童等について、関係機関との定期的な情報共有並びに支援方針を確認しながら、必要な指導・支援を行っている。	要保護児童対策地域協議会が管理するすべての児童等について、関係機関との定期的な情報共有並びに支援方針を確認しながら、重症度判定基準に沿った指導・支援を行っている。	要保護児童対策地域協議会が管理するすべての児童等に対して、漏れなく適切に対応していくため、各ケースごとに重症度判定を行い、判定基準に沿った指導・支援ができていくかを確認し、評価できるようにする必要があるため。	要保護児童対策地域協議会において、すべての要保護児童等について、関係機関との定期的な情報共有並びに支援方針の確認しながら、重症度判定に沿った指導・支援を行った。	○	・代表者会議、全体会議等のほか、必要に応じて関係機関等で個別ケース検討会議を年177回実施(検討児童数208人)した。	・児童相談所や庁内関係課をはじめ、学校や警察などの関係機関が連携・情報共有を図り、要保護児童への適切な支援・指導を適時・適切に行うことができている。	すこやかなくらし包括支援センター		
		8	拡	虐待予防の啓発活動	11月の虐待予防推進月間を中心に、啓発物品の配布、広報紙やホームページへの掲載により市民への意識啓発を行うほか、様々な機会を通じて虐待予防の啓発チラシを配布する。	市民への児童虐待に関する意識啓発を行うことで、児童虐待の発生予防・早期発見につなげる。	周知の方法	広報紙掲載回数 年1回 啓発チラシの作成 なし	広報紙掲載回数 年1回以上 啓発チラシの作成 実施	市民への児童虐待に関する意識啓発を行うことで、児童虐待の発生予防・早期発見につなげる。	・11月の児童虐待予防推進月間に合わせ、FM上越にて放送するとともに広報上越へも掲載する。 ・県が作成するポスター、リーフレット等を関係部署へ掲示及び設置する。 ・虐待防止ハンドブックを活用し、虐待の早期発見・防止に取り組む。	・広報上越に児童虐待や相談窓口について掲載した。 ・11月の児童虐待予防推進月間に合わせ、FM上越にて放送するとともに広報上越に掲載した。 ・国が作成するポスター、リーフレット等を関係機関へ掲示及び設置した。 ・子どもの虐待予防出前講座の実施(36回、1,554人)	○	・新規事業として子どもの虐待予防出前講座を開始した。	・11月の児童虐待防止月間に合わせ、FM上越での啓発放送や広報上越での啓発を継続して実施することができている。 ・市民向けの子どもの虐待予防出前講座を実施し、啓発活動に努めている。	すこやかなくらし包括支援センター

基本目標	基本的な施策	事業No.	事業名	事業概要	目的	実施目標			実施目標設定の意図 (なぜ、この目標に設定したのか)	R1年度実績				これまでの取組と 成果の総括 (H27～R1)	担当課	
						指標単位	H26現状値	R1目標値		目標達成に向けた 実施内容 (何を・どうするか)	実績 【実績値】	達成状況 (目標に対する到達度)	評価・分析等			
		9		家庭相談員の配置	家庭相談員を配置し、子育てに関する相談をはじめ、情報提供を行うことで、虐待の予防や早期発見に努め、合わせて虐待を発生した場合に迅速・適切な対応を行う。	子育てに関する情報提供や相談を行うことで、子育て不安の解消や負担感の軽減を図り、虐待予防や虐待の早期発見につなげる。また、虐待を発生した場合は、早期かつ適切に対応することで、児童の健全育成を図る。	被虐待児童数	361人	前年度より被虐待児童数が減少	家庭相談員の資質向上により、子育てに関する相談に適切に対応することで、虐待予防が図られるとともに、支援・指導が必要な家庭への適切な関わりにより、被虐待児童数を減少させていく。	・継続的に関わる要保護児童等の状態を定期的に確認し、必要な支援・指導を行う。 ・家庭相談員の資質向上を図るための研修を実施する。	・相談員3人体制で、児童虐待や子育ての悩みに関する相談に応じた。 ・県主催の研修会に参加した。 ・保育園等の職員を対象とした研修会の実施及び講師派遣 8回 ・学校職員を対象とした研修会への講師派遣 3回 ・民生委員・児童委員を対象とした研修会への講師派遣 7回 【被虐待児童数】 561人(R2.3月末現在)	△	・保育園・学校の職員を対象とした研修会を実施するなど、虐待の早期発見・予防の取組を進めること等ができてきた。また、園や学校に対し少しでも気になる状況が見受けられる場合は連絡するという体制が徹底してきている。 ・令和2年度から家庭相談員を4人体制とし、年々増加する虐待案件や子育ての悩みに関する相談に対応していく。	すこやか なくらし包 括支援セ ンター	
		10		児童虐待に関する研修	保育園や子育てひろばの保育士、幼稚園・小学校・中学校の教職員等を対象に、児童虐待に関する研修会を実施する。	子どもとの関わりが深い実務者の資質向上を図り、児童虐待の発生予防・早期発見につなげるとともに、児童や保護者への適切な対応を行う。	研修会参加者数	各園・学校1名以上の参加	各園・学校1名以上の参加	毎年、全小中学校・全保育園等の実務者1人以上が研修に参加(5年間で約690人)すること で、各学校・保育園等において児童虐待の早期発見と適切な対応を行うとともに、職場全体の児童虐待に関する意識を高める。	・引き続き、全小中学校、全保育園から1人以上参加とする児童虐待に関する研修会を年1回開催し、虐待の早期発見と適切な対応を行うとともに、職場全体の児童虐待に関する意識を高めていく。	・保育園等の職員を対象とした研修会の実施及び講師派遣 ・4月23日 私立保育園長:21人参加、5月7日 公立保育園長:47人参加、6月21日 保育園・認定こども園、母子支援施設、関係課職員:92人参加、1月24日 私立保育園長会議:16人参加 ・学校職員を対象とした研修会への講師派遣 ・4月10日:11人参加、6月26日:180人参加、11月8日:80人参加 ・その他 民生委員・児童委員:369人参加	○	・日頃、業務で児童と接する保育園等の職員を対象とした研修会の実施及び講師派遣を通して、児童虐待に関する意識を高めることができた。	・日頃、業務で児童と接する保育園等の職員を対象とした研修会の実施及び講師派遣を通して、児童虐待に関する意識を高めることができた。 ・令和2年度から家庭相談員が確立されてきている。	すこやか なくらし包 括支援セ ンター
		11	追 拡	ファミリーサポートセンター	育児の援助を受けたい人(依頼会員)と育児の援助を行いたい人(提供会員)との相互援助活動を連絡、調整する。	地域の子育ての相互援助活動を支援することにより、仕事と育児を両立させ、安心して働くことのできる環境づくりを推進する。	依頼会員のニーズに対する提供会員の紹介割合	100%	100%	依頼会員のニーズに見合った提供会員を紹介し、育児の相互援助活動を推進する。	・依頼会員のニーズに見合った提供会員を確保するため、広報上週に会員募集の記事を掲載するほか、各種団体等を対象に説明会を行う。 ・提供会員養成講座の未受講者を減らすため、講座を年4回開催する。 【依頼会員のニーズに対する提供会員の紹介割合】 100%	・各種団体等への説明会や提供会員養成講座の開催などにより、提供会員が前年比で20人増加した。 ・依頼会員のニーズに見合った提供会員を100%調整した。	・仕事と育児を両立し、安心して働くことのできる環境づくりを推進するため、地域住民などの協力を得ながら、育児を応援してくれる「提供会員」の確保に努めた。	こども課		
		12	追	ファミリーヘルプ保育園の運営	家庭において、一時的に保育を受けることができない児童について、昼間、夜間又は24時間の保育サービスを実施する。	保護者の育児疲れの解消や急病時など、緊急又は一時的な保育ニーズに対応する。	ファミリーヘルプ保育園の利用申込数に対する受入れ状況	100%	100%	利用要件に合致した場合については100%受け入れることで、緊急及び一時的な保育ニーズに対応し、児童を安心して預けられる環境整備が図られるため。	引き続き利用申込みに対する受入体制を確保し、利用要件に合致した場合には100%受け入れ、必要なサービスを提供する。	・利用申込みに対する受入体制を確保し、必要なサービスを提供した。 【利用申込数に対する受入率】 100% 【延利用者数】 9,885人(前年比947人減)	○	・利用申込みに対する受入体制を確保し、必要なサービスを提供できた。 ・利用申込数に対し100%受入れすることができた。	・緊急又は一時的な保育ニーズに柔軟に対応し、利用者が安心して預けることができる環境を整えることができた。	保育課
		13	追	病児・病後児保育	保育園、幼稚園及び小学校1～6年生に在籍している児童が病氣中及び病氣回復期にあって、集団保育が困難な場合、集団保育が困難な場合により家庭で保育が困難な場合に保育等を行う。	病氣の回復期に至っていない児童及び病氣の回復期にあって、集団保育等が困難な児童を受け入れ、保育等を行うことで、保護者の子育てと就労の両立を図る。	病児・病後児保育室の利用申込数に対する受入れ率	100%	100%	病児・病後児保育室の利用希望に対し、100%受け入れることで、専門スタッフにより病氣等の子どもが安心して保育等を受けられる。	・引き続き、利用申込みに対する受入体制を確保し、必要なサービスを提供する。 【受入れ率】 100%	・利用申込みに対する受入体制を確保し、必要なサービスを提供した。 ・利用申込数に対する受入率:100% ・延利用者数 ①病児保育室:3,935人 前年比593人増 ②病後児保育室:972人 前年比350人減	○	・利用申込みに対する受入体制を確保し、必要なサービスを提供できた。 ・利用申込みに対して、100%受け入れが行えた。	・利用申込みに対する受入態勢を確保し、必要なサービスを提供することができた。	保育課

基本目標	基本的な施策	事業No.	事業名	事業概要	目的	実施目標			実施目標設定の意図 (なぜ、この目標に設定したのか)	R1年度実績				これまでの取組と成果の総括 (H27～R1)	担当課	
						指標単位	H26現状値	R1目標値		目標達成に向けた実施内容 (何を・どうするか)	実績【実績値】	達成状況 (目標に対する到達度)	評価・分析等			
		14	追	親子コミュニケーション支援	こども発達支援センター利用者の保護者を対象に、子どもの特性に合わせた対応方法の習得をグループワーク形式で行うほか、孤立感や不安感の軽減につながるよう、保護者同士の交流や意見交換の場を提供する。	親子間のコミュニケーションがよりスムーズにとれるよう、それぞれの家庭での個々具体の行動や場の状況における子どもとのより良い関わり方について一緒に考える。また、同じ悩みを抱える親同士が話し合い等をする中で、孤立感の軽減や今後の仲間同士のサポートグループづくりにつなげていく。	事業開始前と開始後それぞれに提出してもらったアンケートにて評価	・悩みを話すことができた →回答した割合 →参加者全員 ・子どもとのコミュニケーションが改善したと回答した人数 →増加	・悩みを話すことができた と回答した割合 →参加者全員 ・子どもとのコミュニケーションが改善したと回答した人数 →増加	保護者が学び、保護者同士で交流をもつことで、子どもの特性理解や子育ての不安が軽減され、子どもに対して落ち着いた対応が行える。	・基本的な親子コミュニケーションについては、引き続き実施を働きかけ、実施園を増やしていく。 ・市職員だけでなく、私立保育園・幼稚園職員も含めたスタッフ研修を継続し、スタッフのスキルアップを図ることで、参加者の悩み、子どもとのコミュニケーション改善を推進していく。	・基本的な親子コミュニケーション ・公立保育園 39園 ・私立保育園 14園 ・公立幼稚園 2園 ・私立幼稚園 3園 ・認定こども園 1園 ・丁寧な親子コミュニケーション ・就学前:28名 ・就学後:12名 9/26～12/6まで4回実施。 ・修了生交流会11/8 7名 ・フォローアップ:16名 6/22・12/13実施。 ・医師や大学教授による保育園・幼稚園職員を含めたスタッフ研修を3回開催し、親子コミュニケーション支援の意義について意識の統一を図った。 ・丁寧な親子コミュニケーション支援参加者のアンケートでは、回答者全員から子どもの良い変化や親の対応の変化を実感する感想があった。また受講後1年経過後も約9割の参加者が講座内容を意識した関わりをしているとの回答があった。	○	・私立保育園・幼稚園に基本的な親子コミュニケーションの実施を働きかけ、新たに5園で実施することができた。 ・令和元年度から市職員だけでなく、私立保育園・幼稚園職員を含めたスタッフ研修を開催することで、スタッフのスキルアップを図ることができた。 ・丁寧な親子コミュニケーション支援は、今後も講座を継続し、受講後の子どもの課題解消や保護者のストレスの軽減を目指す。 ・また、保護者同士が交流できる場を作ることで、保護者の孤立感の軽減を目指す。	こども発達支援センター すこやかなくらし包括支援センター	
		15	追	配偶者等からの暴力(DV)被害者及びその同伴児への支援	関係部局をはじめ、新潟県配偶者暴力支援センターや警察とのネットワーク強化を図り、DV被害者及び同伴児童の支援に努める。	被害者の安全確保と同伴者の支援に努めることにより、安心した生活を送れる状態にする。	相談員の資質向上のための研修会参加	県などが主催する研修会等へ7回参加し、資質の向上及び他市との連携構築に努めた。	年5回参加	研修会への参加は、単に資質向上だけでなく、相談業務という特殊性から、他市等の相談員との連携・ネットワークづくりが重要であるため。	・県などが主催する研修会等に参加し、スキル向上及び他市等との連携体制の維持を図る。 (研修会等9回の参加)	・県などが主催する研修会等へ参加し(9回)、資質の向上及び他市との連携構築を図ったことで、DV被害者及び同伴児童等の支援に努めた。 ・相談延べ件数:4,614件 ・相談実人数:274人	○	・DVに起因する緊急一時保護事業が継続的に発生しているほか、庁内関係課や関係機関と連携・協力し、支援に当たるケースが増える傾向にあるため、相談員の一層のスキル向上が必要である。	・県などが主催する研修会等へ参加することにより、相談員としてのスキル向上や他市及び関係機関等との連携構築を図り、DV被害者及び同伴児童等の支援に努めた。	共生まちづくり課 (男女共同参画推進センター)
		16		母子生活支援施設	生活の支援が必要な母子を入所・保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援する。	生活の支援が必要な母子世帯を保護し、施設での安全で安心な生活を確認しながら、早期に自立できるよう支援を行う。	※施設の維持・管理を行う事業であるため目標値を設定しない。				・生活の支援が必要な母子に対し、安全で安心な生活の場を確保し、定期的に指導を行い、早期に自立できるよう支援する。	・生活の支援が必要な母子に対し、安全で安心な生活の場を確保し、定期的に指導を行い、早期に自立できるよう支援を行った。 ・年度末現在の措置状況 ・入所: 1世帯 ・退所: 1世帯 ・上越市措置世帯数: 6世帯	○	・施設と情報共有を図り、入所者と面談を実施し、早期自立できるよう支援した。	・生活の支援が必要な母子世帯に対し、関係機関や関係課と連携して早期に自立できるよう適切な支援を行うことができた。	こども課
		17		若竹寮管理運営事業	入所児童の養護及び自立のための援助を行う。	保護者のいない児童や虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を養護し、併せて自立のための援助を行う。また、退所した者に対する相談や自立のための援助を行う。	※施設の維持・管理を行う事業であるため目標値を設定しない。				・引き続き、入所児童が安全で安心した生活を送るため、支援・指導を行う。 ・施設では、地域行事の参加、施設内行事を実施する。 ・自活を想定した生活実習を実施する。 ・関係機関が情報共有、養育状況等の意見交換を行う連絡調整会議(年2回)、連携会議(年4回)を開催する。 ・施設職員の養育研修、児童の面談のため、臨床心理士の派遣を行う。	・指定管理者と情報共有、連携し、入所児童が安全で安心した生活を送るため、支援・指導を行った。 ・施設では、入所児童の健全育成や社会性を図るため、地域行事(町内会まつり)に参加、施設内行事(若竹まつり)を実施した。夏休み期間に児童が計画した旅行を実施。(8月) ・関係機関が情報共有、養育状況等の意見交換を行う連絡調整会議(年2回)、連携会議(年3回)を開催した。 ・施設職員の研修、フォローアップミーティング(年6回)、臨床心理士による児童の面談を行った。	○	・児童が日常生活の中でいろいろな体験を通して、自立、自活ができる力を養えるよう支援した。	・指定管理者や学校等関係機関等と連携しながら入所児童一人一人に寄り添った養育を行ったことにより、児童のすこやかな成長につなげることができた。	こども課 (若竹寮)
		18	追 拡	大人への各種相談窓口の周知	大人に対し、広報紙やホームページなどで各種相談窓口の周知を行う。	相談窓口の周知を図り、相談の利用を促進することで、子育てに関する不安感や負担感の軽減を図り、虐待予防につなげる。	・広報紙やホームページ掲載による相談窓口の周知 ・虐待予防の啓発チラシへの相談窓口の掲載	なし	実施	相談したい時に相談先が分かるように相談窓口を周知することで、相談の利用促進を図り、虐待予防につなげる。	・乳幼児健診会場や、こどもセンター等で啓発チラシを配布する。また広報紙、ホームページ、FM-J等で周知する。 【各目標値】 ・1-1-1及び1-1-2で掲載	・各種相談先を掲載した、子どもの権利啓発チラシやようえつ子育てinfoを配布した。 ・すこやかなくらし包括支援センターが配布する啓発チラシに、児童虐待の通報先、相談先を掲載した。 ・要保護児童対策地域協議会発行の「上越市子どもの虐待防止ハンドブック」に子育て・虐待等に関する相談先を掲載し、関係機関に周知した。 ・広報上越11月1日号にて、「児童虐待に係る通報・相談先」や「子どもの権利に関する取組等」を掲載した。	○	・市の広報誌やホームページ、チラシの配布のほか、地域における講座等を通じて、相談窓口を広く周知することで、児童虐待の発生予防、早期発見、早期支援、早期改善につなげた。	○「子どもホットライン」の認知度 75% ○「子どもの虐待相談」の認知度 59% ○「子ども人権相談」の認知度 56% ※子どもの生活実態に関するアンケート結果よりH30実施	こども課

基本目標	基本的な施策	事業No.	事業名	事業概要	目的	実施目標			実施目標設定の意図 (なぜ、この目標に設定したのか)	R1年度実績				これまでの取組と 成果の総括 (H27～R1)	担当課	
						指標単位	H26現状値	R1目標値		目標達成に向けた 実施内容 (何を・どうするか)	実績 【実績値】	達成状況 (目標に対する 到達度)	評価・分析等			
6 相談体制の整備						【評価指標】相談窓口の充実について満足していない人の割合 19%⇒9%										
重点施策						【評価指標】相談できると感じる子どもの割合 85%⇒95%										
	1		保育園での相談	保育園において、常時、子育て相談に応じ、助言・その他の援助を行う。	常時、子育て相談に応じることで、子育ての不安感を緩和し、安心して子育てができる環境づくりを推進する。	気軽に相談できる人や相談できる場所がないとした人の割合	23.3% (平成25年度子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査)	10%	保育園において、常時、相談窓口を開設することで、子育ての不安感等の緩和を図る。	各保育園において、常時、相談窓口を開設し、子育ての不安感等の緩和を図る。 【気軽に相談できる人や相談できる場所がないとした人の割合】 10%以下	・保育園において、常時、子育て相談に応じ、助言・その他の援助を行った。 ・相談件数:2,231件	○	・保育園において、子育て相談に応じることで、子育ての不安感等の緩和につなげることができた。		こども課	
	2		子育てひろばでの相談	子育てひろばにおいて、常時、子育て相談に応じるほか、栄養士など専門職員による相談窓口を定期的に開設し、助言その他の援助を行う。	常時、子育て相談に応じるほか、栄養士など専門職員による相談窓口を開設することで、子育ての不安感等を緩和し、安心して子育てができる環境づくりを推進する。	気軽に相談できる人や相談できる場所がないとした人の割合	23.3% (平成25年度子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査)	10%	子育てひろばにおいて、常時、相談に応じるほか、専門職員による相談窓口を開設することで、子育ての不安感等の緩和を図る。	・子育ての不安感や孤立感を緩和するため、常時相談窓口を開設し、保護者からの相談に対する面談を100%実施する。 ・子育ての不安、悩みや心配事など気軽に相談できる場として、各種セミナーやホームページを通じて、広く事業の周知をしていく。 【気軽に相談できる人や相談できる場所がないとした人の割合】 10%以下	・子育てひろばにおいて、職員が常時、保護者からの相談に応じる体制を整えるとともに、栄養士など専門職員による相談窓口を定期的に開催し、助言その他の援助を行った。 ・相談件数:2,494件 ※新型コロナウイルス感染症防止のため、3月4日から3月31日まで施設を閉鎖した。	○	・子育てひろばにおいて、子育て相談に応じることで、子育ての不安感等の緩和につなげることができた。 ・子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援するために、各施設において日々相談しやすい環境づくりと受け入れを行ってきた。また、専門的な相談も受けられるよう、栄養士や保健師など専門職による相談日を定期的に設けた。 ・手助けが必要な保護者の早期発見など、小さなSOSを受け取り、適切な機関へつなげることができた。 ○困ったときの相談相手がいないと回答した人の割合 2% ※子どもの生活実態に関するアンケート結果より<H30実施>		こども課	
	3		こどもセンターでの相談	こどもセンターにおいて、常時、子育て相談に応じるほか、栄養士など専門職員による相談窓口を定期的に開設し、助言その他の援助を行う。	常時、子育て相談に応じるほか、栄養士など専門職員による相談窓口を開設することで、子育ての不安感等を緩和し、安心して子育てができる環境づくりを推進する。	気軽に相談できる人や相談できる場所がないとした人の割合	23.3% (平成25年度子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査)	10%	こどもセンターにおいて、常時、相談に応じるほか、専門職員による相談窓口を開設することで、子育ての不安感等の緩和を図る。	・子育ての不安感や孤立感を緩和するため、常時相談窓口を開設し、保護者からの相談に対する面談を100%実施する。 ・子育ての不安、悩みや心配事など気軽に相談できる場として、各種セミナーやホームページを通じて、広く事業の周知をしていく。 【気軽に相談できる人や相談できる場所がないとした人の割合】 10%以下	・こどもセンターにおいて、職員が常時、保護者からの相談に応じる体制を整えるとともに、栄養士など専門職員による相談窓口を定期的に開催し、助言その他の援助を行った。 ・相談件数:2,260件 ※新型コロナウイルス感染症防止のため、3月4日から3月31日まで施設を閉鎖した。	○	・こどもセンターにおいて、子育て相談に応じることで、子育ての不安感等の緩和につなげることができた。 ○子育てひろばで、子育ての悩みなど気兼ねなく相談できると回答した人の割合 98.9% ※子育てひろばアンケート結果より<H30実施>		こども課	
	4	追	子育てインフォ事業	転入者や初めて子育てをする親など、子育てに関し不安を抱える保護者に対して、地域資源の紹介や子育てサービスのコーディネート、諸手続きやサービス利用時の同行支援を行う。	子育て世帯が感じる不安感・負担感の軽減を図る。	周知機会	・出生・転入手続きの際に子育てに関する各種施設やサービスを紹介するハンドブックを配布	・出生・転入手続きの際に子育てに関する各種施設やサービスを紹介するハンドブックを配布	・転入者・出生者へ事業を周知することで、相談の利用が促され、潜在化する保護者の子育て不安の軽減・解消を図る。	・利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報集約・提供、相談、利用支援等を実施する。 ・子育てに関する各種施設やサービスを紹介するハンドブックを作成し、転入や妊娠届の際に配布する。 ・保育園等の入園に関するセミナーを年3回開催する。 ・妊娠中、または妊娠を考えている方を対象とした産後に関するセミナーを年2回開催する。	・利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報集約・提供、相談、利用支援等を実施した。 ・子育てに関する各種施設やサービスを紹介するハンドブックを作成し、転入や妊娠届の届出にあわせて配布した。 ・保育園等の入園に関するセミナー(7月)を計3回実施した。(延参加者数135人) ・妊娠中、または妊娠を考えている方を対象とした産後に関するセミナー(6月、12月)を実施した。(延参加者数32人)	○	・転入手続きや妊娠届出の際に、子育て情報のハンドブックを配布することで、子育て情報を入手しやすい環境を整えた。 ・転入者や初めて子育てをする親などに対して、子育てサービスのコーディネートのほか、諸手続きやサービス利用時の支援を行うことで、子育てに対する不安や負担感の軽減を図ることができた。		こども課	
	5	追	家庭相談員による相談	家庭相談員を配置し、子育てに関する相談、情報の提供、助言・指導を行う。	子育てに関する情報提供や相談を行うことで、子育て不安の解消や負担感の軽減を図り、虐待予防及び虐待の早期発見につなげる。	被虐待児童数	361人	前年度より被虐待児童数が減少	家庭相談員の資質向上により、子育てに関する相談に適切に対応することで、虐待予防が図られるとともに、支援・指導が必要な家庭への適切な関わりにより、被虐待児童数を減少させていく。	・継続的に関わる要保護児童等の状態を定期的に確認し、必要な支援・指導を行う。 ・家庭相談員の資質向上を図るための研修を実施する。	・相談員3人体制で、児童虐待や子育ての悩みに関する相談に応じた。 ・県主催の研修会に参加した。 ・家庭相談員の資質向上を図るための研修を実施する。 ・保育園等の職員を対象とした研修会の実施及び講師派遣 8回 ・学校職員を対象とした研修会への講師派遣 3回 ・民生委員・児童委員を対象とした研修会への講師派遣 7回 【被虐待児童数】 561人(R2.3月末現在)	△	・保育園・学校の職員を対象とした研修会を実施するなど、虐待の早期発見・予防の取組を進めることができてきた。また、園や学校に対し少しでも気になる状況が見受けられた場合は連絡するという体制が徹底してきている。 ・令和2年度から家庭相談員を4人体制とし、年々増加する虐待案件や子育ての悩みに関する相談に対応していく。		すこやか なくらし 包括支援 センター	

基本目標	基本的な施策	事業No.	事業名	事業概要	目的	実施目標			実施目標設定の意図 (なぜ、この目標に設定したのか)	R1年度実績				これまでの取組と成果の総括 (H27～R1)	担当課	
						指標単位	H26現状値	R1目標値		目標達成に向けた実施内容 (何を・どうするか)	実績【実績値】	達成状況 (目標に対する到達度)	評価・分析等			
		6	新	フリーダイヤル相談電話の導入	子どもの権利侵害に関する通話料無料の相談電話の導入を検討する。	子どもの権利侵害に対して速やかで効果的な救済・回復を支援する。	フリーダイヤル相談電話の導入・開設	なし	開設	相談電話をフリーダイヤルとすることで、市民がより相談しやすい環境を整える。	・教育センター及び福祉課で業務委託しているあんしんコールセンターにおいて、24時間電話受付体制が整ったが、引き続き、フリーダイヤル制導入を関係部署に検討依頼する。	・24時間、年中無休の相談電話「子どもほっとライン」の開設により、いつでも相談できる体制が整っている。 ・相談件数107件(うち、夜間・休日受付20件)	△	・24時間受け付け可能とする相談電話を導入し、いつでも相談しやすい環境を整えたが、フリーダイヤル化は図られていない。	・24時間いつでも対応する「子どもほっとライン」を開設し、子ども自身や保護者等から寄せられるいじめや不登校、友人・親子・学校の悩み、将来への不安、不登校、ひきこもり、非行等についての相談に対応することができた。	こども課
		7		思春期電話相談	上越助産師会の助産師が電話相談及び来所相談に応じる。(週5回開設)	生涯を通じた健康づくりの推進に向け、次世代を担う思春期における知識の普及や不安の軽減を図るため、個々の生活に合わせた適切な支援や保健指導を行う。	相談先の周知回数	思春期保健事業時に1回	思春期保健事業・命きずなを考える講座において相談先を周知する。	機会をとらえて相談窓口を周知し、中高生からの相談に応じることで思春期における不安の軽減と正しい知識の普及を図る。	・高校生・中学生を対象とした講座を継続実施し、思春期の相談窓口を周知する。	・高校生を対象とした思春期保健事業を10校、中学生を対象とした命きずなを考える講座を20校において実施し、相談先の周知を図った。	○	・思春期保健事業及び命きずなを考える講座において、思春期の相談窓口を周知することができた。	・思春期保健事業や命きずなを考える講座において、思春期の相談窓口を周知することができた。	健康づくり推進課
		8	追	女性相談員による相談	配偶者からの暴力や、家庭・職場・人間関係の悩みなど様々な問題に対し女性相談員が相談、助言・指導を行う。	・相談機関の存在を知らずに悩みを抱えている人に相談窓口について周知し、相談者の安心・安全を図る。	相談窓口の周知	・年4回(6、9、12、3月)町内会を通じて、情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」で女性相談窓口の周知を行った。また9月号では、配偶者等からの暴力防止に向けた啓発記事を掲載した。 ・市ホームページで女性相談窓口の周知を実施した。	情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」やホームページでの周知	相談窓口を周知することで、潜在的に悩みを抱えている人に対して、身体的暴力だけでなく暴力もあることを認知させるとともに女性相談窓口の存在を知ってもらうことで、市民の不安解消と安全確保を図る。	・情報紙の町内会や市内施設等への配置、各種講座での啓発資料の活用を通じて、市民の意識啓発を図る。(4回、各10,000部発行)	・情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」を年4回各10,000部発行し、町内会や市内施設等に配置した。 ・このうち9月15日号ではDV防止のための特集記事を掲載した。	○	・女性相談窓口の認知度が低下傾向にあることから、引き続き情報紙の町内会や市内施設等への配置、各種講座での啓発資料の活用を通じて、市民への相談窓口の周知と意識啓発を図っている必要がある。	・情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」の町内会や市内施設等への配置、各種講座での啓発資料の活用を通じて、市民への相談窓口の周知と意識啓発を図っている。	共生まちづくり課 (男女共同参画推進センター)
		9		教育相談等事業	・学校訪問カウンセラーによる学校での教育相談、電話による教育相談「子どもほっとライン」、面談での教育相談「来所相談」により、児童生徒・保護者等の友人関係や生活などの悩みの軽減、解消を図る。 ・不登校児童生徒適応指導教室を開設し、不登校児童生徒の学校復帰、希望する進路実現のための助言・支援を行う。	いじめや不登校、生徒指導上の問題等について、児童生徒や保護者、教職員に対して相談を行い、早期解決を図る。 ・不登校児童生徒に対し、個別指導や体験活動、教育相談などを行い、自立心と集団生活への適応能力を高め、学校復帰や希望する進路を実現する。	不登校児童生徒適応指導教室通級生の学校復帰、希望進路の実現度	学校復帰 66.7% 希望進路の実現度 90.0%	学校復帰 70.0% 希望進路の実現度 100.0%	全ての児童生徒が、元気に学校生活をできるようにしたい。そのために、教育相談活動の一層の充実とともに、通常の学校生活を實現できずに困っている全ての児童生徒が、学校復帰、あるいは希望する進路に進むことができるようにすることを目標として取り組む。	・保護者や校長、学級担任等との情報交換を、児童生徒の変容等を捉えて、これまで以上に積極的にを行い、そこで得た情報等を児童生徒への働きかけに生かす。 ・通室児童生徒の考えや要望を尊重する等のそれぞれに対応したきめ細やかな指導・支援を行い、自信をもたせ、集団への適応能力の向上を図る。 ・その結果として不登校児童生徒の学校復帰70%、希望進路の実現度100%を目指す。	・適応指導教室通室児童生徒数:25人 ・学校復帰:68.0% ・希望進路の実現度:100% ・保護者との情報交換の機会を学期毎に設け、そこで得た情報等を児童生徒への働きかけに生かすことができた。	△	・保護者や校長、学級担任等との情報交換を、児童生徒の変容等を捉えて、積極的に話し合う機会を設け、共通理解しながら、児童生徒本人の願いや考えを尊重して自信を育てるよう取り組んできた。 ・適応指導教室通室児童生徒の希望進路実現率(第1希望以外を含む)は5年間を通して100%であった。また、学校復帰率は5年間平均すると48%で、利用者の個々の状況によって、30%から68%まで幅がある状況であった。	・個々の状況に応じて、定期的または適宜、保護者や学校との情報交換や指導支援について、積極的に話し合う機会を設け、共通理解しながら、児童生徒本人の願いや考えを尊重して自信を育てるよう取り組んできた。 ・適応指導教室通室児童生徒の希望進路実現率(第1希望以外を含む)は5年間を通して100%であった。また、学校復帰率は5年間平均すると48%で、利用者の個々の状況によって、30%から68%まで幅がある状況であった。	学校教育課(教育センター)
		10	追	JAST(じょうえつあんしんサポートチーム)	いじめや虐待問題に迅速・的確に対応し、早期解決を図るためのチームを組織して機動的な教育相談体制を整え、学校支援を強化する。	学校だけでは解決が困難なケースに対し、学校が主体となって早期に解決できるようにする。	生徒指導上の諸問題を学校や関係機関と連携し、早期解決が図られた割合	56%	毎年、早期解決の割合が前年度より向上	生徒指導上の諸問題を学校や関係機関と連携することで、解決が困難なケースを解決することができる。	・学校だけでは解決が困難なケースに対してチームを派遣し、ケース会議の実施や適応相談室での指導を通して効果的な支援を行い、課題解決を図る。 ・すこやかなくらし包括支援センターとの連携を図り、問題のある家庭の効果的な支援を図る。 ・以上の取組の結果として早期解決の割合が前年度より向上することを目指す。	・JAST相談件数:221件 ・早期解決率:54.0% H30新規受理件数:221件 内早期解決:121件 ・適応相談室通室数:17人 ・通室延べ回数:102回 ・虐待通告研修10月実施…参加人数:72人(悉皆研修)	△	・課題解決が困難なケースには虐待や発達障害など複雑な要因があり、専門的な知識がある職員の対応が不可欠になっているため、JASTのチームやすこやかなくらし包括支援センターなどの関係機関と連携し、早期解決を図る必要性がある。	・すこやかなくらし包括支援センター等の福祉部門との連携や警察、児童相談所等の関係機関との連携により、JASTの存在と合わせて各機関についても学校や保護者への認知が広がった。結果として、直接関係機関に相談されるケースが増加し、JASTの受理件数が減少したが、緊密な連携体制によって、早期かつ迅速な対応で早期解決に結びついている。	学校教育課(教育センター)

基本目標	基本的な施策	事業No.	事業名	事業概要	目的	実施目標			実施目標設定の意図 (なぜ、この目標に設定したのか)	R1年度実績				これまでの取組と 成果の総括 (H27～R1)	担当課
						指標単位	H26現状値	R1目標値		目標達成に向けた 実施内容 (何を・どうするか)	実績 【実績値】	達成状況 (目標に対する 到達度)	評価・分析等		
		11	民生委員・児童委員、主任児童委員活動	子どもに関する相談・支援を行い、関係機関と連携し、問題の早期解決に努める。	多様化・深刻化している子どもたちをめぐる課題について、研修などを利用し理解を深め、次代を担う子どもたちの健やかな育ちのため、児童委員・主任児童委員活動の一層の充実を図る。	各種研修を利用し、必要な知識の習得や対応方法を学ぶ	子どもに関する研修会の実施 (市民児協連児童部会、全国主任児童委員研修会、主任児童委員活動研修会、児童虐待防止研修会、児童委員活動研修会、全国児童委員研究協議会)	子どもに関する研修会の実施 (市民児協連児童部会、全国主任児童委員研修会、主任児童委員活動研修会、児童虐待防止研修会、児童委員活動研修会、全国児童委員研究協議会)	各種研修を充実させることで、近年、多様化・複雑化している子どもたちをめぐる課題について、理解を深めるとともに、児童委員活動の一層の充実を図ることができるため。	・子どもたちへの適切な相談・支援を行うための委員のスキルアップ研修の実施。 (年6回) ・委員からの活動記録の子どもに関する相談・支援件数を確認し、必要に応じて委員に聞き取り等を行う。	・下記研修を行うことにより、委員のスキルアップが図られ、適切な支援を行うことができた。 ・6/4～26 計6回 市民児協連主催ブロック研修会(子どもの虐待の現状について)…339人出席 ・7/4市民児協連主催管内視察研修(福祉交流プラザ・こども発達支援センター視察)…35人出席 ・8/5市民児協連主催母子父子部会(ひとり親家庭の現況や各種制度について)…民生委員・児童委員22人出席 ・8/7市民児協連主催児童部会(上越市立有田小学校見学)…主任児童委員32人出席 ・7/31～8/1 全国主任児童委員研修会…主任児童委員1人出席 ・1/22～23 全国児童委員研究協議会…市民児協連代表1人出席	○	・研修等を実施することで、子どもたちを取り巻く現状や課題について理解を深めることができた。 ・主任児童委員と児童委員がより一層連携することで、児童福祉課題に取り組むことができる環境づくりに努める。	・各種研修会を行うことにより、現在の子どもたちを取り巻く現状について理解し、虐待、ひとり親家庭、こどもに係る制度など研修し、児童委員と主任児童委員活動の一層の充実を図ることができた。	福祉課
		(12)	(追)(拡)各種相談窓口の周知 (事業No.5-6、5-18の再掲)	・子どもに対し、「えがお」などで各種相談窓口の周知を行う。 ・大人に対し、広報紙やホームページなどで各種相談窓口の周知を行う。	・子どもが悩みや不安を抱えたときに、「相談場所がわからない」、「誰にも相談できない」という理由で、一人で悩むことがないようにする。 ・大人に対して相談窓口の周知を図り、相談の利用を促進することで、子育てに関する不安感や負担感の軽減を図り、虐待予防につなげる。	・「えがお」での相談窓口の周知 ・広報紙やホームページ掲載による相談窓口の周知 ・虐待予防の啓発チラシへの相談窓口の掲載	「えがお」での周知:実施 広報紙やホームページでの周知:なし 虐待予防の啓発チラシでの周知:なし	「えがお」での周知:継続 実施 広報紙やホームページでの周知:実施 虐待予防の啓発チラシでの周知:実施	・全公立小中学校で配布される「えがお」に相談窓口の電話番号を掲載することで、相談できずにいる子どもを減らす。 ・相談したい時に相談先が分かるように相談窓口を周知することで、相談の利用促進を図り、虐待予防につなげる。	(再掲) ・市立小中学校の「えがお」の学習を通して、相談場所の周知を行っていく。 (再掲) ・乳幼児健診会場や、こどもセンター等で啓発チラシを配布する。 【各目標値】 ・1-1-1及び1-1-6で掲載	(再掲) ・市立小中学校の「えがお」の学習の中で相談場所を周知した。 ・各種相談先を掲載した、子どもの権利啓発チラシを配布した。 ・すこやかなくらし包括支援センターが配布する啓発チラシに、児童虐待の通報先、相談先を掲載した。 ・要保護児童対策地域協議会発行の「上越市子どもの虐待防止ハンドブック」に子育て・虐待等に関する相談先を掲載し、関係機関に周知した。 ・広報上越11月1日号にて、「児童虐待に係る通報・相談先」や「子どもの権利に関する取組等」を掲載した。	○	(再掲) ・相談先の電話番号を掲載したことで、相談先がわからず相談できない子どもへ情報提供ができた。 ・市の広報誌やホームページ、チラシの配布のほか、地域における講座等を通じて、相談窓口を広く周知した。	(再掲) ・市立小中学校の「えがお」の学習の中で相談場所の周知を継続的にを行い、相談できずにいる子どもを減らすことができた。 ・市の広報誌やホームページ、チラシの配布のほか、地域における講座等を通じて、相談窓口を広く周知することで、児童虐待の発生予防、早期発見、早期支援、早期改善につなげた。	こども課
全71事業		新 4	追 17	拡 13											